

支援活動報告 關係資料

2011/12/3 飛田敦子/CS神戸

CS神戸の被災避難者に対する生活支援状況 (2011年10月31日現在)

1. 支援スキーム ※別添資料参照
2. 被災者の方々の属性 ※2011年6月時点での兵庫県への被災避難者総数は149世帯453名

依頼世帯数	55世帯(人数141名)
支援件数	述べ100件
出身県内訳	福島県37、宮城県8、茨城県4、岩手県2、栃木県2、東京都1、千葉県1
転入先内訳	神戸市灘区2、中央区2、長田区4、須磨区8、兵庫区1、垂水区16、西区7、北区7、芦屋市2、西宮市1、伊丹市1、三木市1、県外3

3. 支援内容の内訳 ※⑨以外はすべて無料

種類		詳細	件数
物品	①電化製品	冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、炊飯器、扇風機等	59
	②生活用品	食器、テーブル、椅子、布団、毛布、カーテン、洗剤等	
	③子ども関係	子ども服、離乳食、オムツ、ベビーベット、粉ミルク等	8
	④自転車	中古自転車	3
	⑤網戸	1世帯につき3枚まで対応	8
情報/ サービス	⑥就業支援	行政および民間の被災者対象求人の紹介・マッチング	10
	⑦法律相談	無料法律相談会の実施(7/19、兵庫県弁護士会との共催)	1
	⑧交流会	福島県出身者を対象とした交流会の開催(10/6)	1
	⑨生活支援	買い物の付き添い、子育て家庭の洗濯・掃除	2
	⑩その他情報提供	一般住宅、病院、無料の美容院の紹介等	8
合計			100

4. 協力いただいた企業/団体/NPO法人/個人

組織・団体名		詳細
企業・ 団体	①住友ゴム工業(株)	支援金、物品倉庫の無償貸与
	②P&G Japan	支援金、洗剤等のスターターキット、紙オムツ等
	③(株)エディオン(ミドリ電化)	家電4点セット(冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、照明)
	④友利家	無償のヘアカットチケット
	⑤美容院ネットワーク	神戸・西宮・尼崎の7店舗が加盟ヘアカットチケット
	⑥雅工房	自転車の修理および無料提供
	⑦(株)フログハウス	網戸の修理および設置
	⑧兵庫県弁護士会	無料法律相談会(7/19)の実施協力
NPO法人	⑨神戸西・助け合いネットワーク	物品・生活用品の調達・修繕および配達
	⑩神戸まちづくり研究所	物品、情報交換
	⑪神戸ライフ・ケア協会	日常生活支援サービスの提供
	⑫定住外国人支援センター	物品、情報交換
個人	⑬配達・保育・事務ボランティア	一般市民(11名)
	⑭物品提供	一般市民(約110名)

NPO(特定非営利活動法人)による生活支援等のサービスを提供します

東日本大震災で被災し、神戸市へ転入された方へ

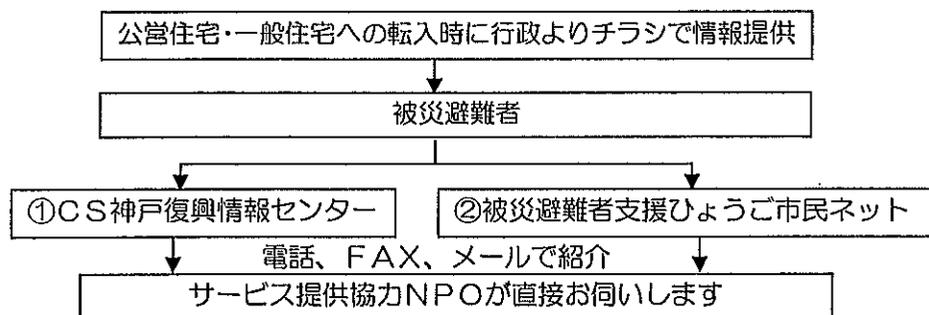
東北・関東大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。神戸市内には16年前の阪神・淡路大震災をきっかけに、多くのNPO(特定非営利活動促進法による市民活動団体)が生まれ、様々な助け合い活動を展開しています。短期的に滞在される方や神戸に移転される方が、少しでも安心して暮らしていただけるよう、環境を整えるお手伝いができればと考えています。

まず状況をお聞きし、皆様方の気持ち(自立や尊厳)を大切にしつつ、行政と連携して丁寧にサポートをします。ご相談、お問い合わせだけでも構いません。どうぞお気軽にご連絡ください。

ご提供できるサービス

- 情報提供 (出身地の行政および一般情報を定期的に提供、NPOやボランティアの情報など)
- 家具・電気製品などの無料提供 (机やタンス、洗濯機や冷蔵庫など家電製品、寝具、食器等)
※市民から寄贈されたもので、新品ではありませんが、清潔です。可能な限りそろえます
- 簡単な引越し (1トン車程度での移動。実費相当費用が必要ですが、ご相談に乗ります)
- 付き添い (転入地での役所や病院への付き添い・手続き代行など)
- 生活支援 (簡単な片付けや荷解き、調理、清掃など)
- 話し相手、愚痴や悩みの聞き役 (心のサポート)
- 個別の要望に沿う支援 (高齢者、障がい者、子ども、外国籍の人など対象別のサービス)
- 東北弁でおしゃべりする会 (東北出身者による喫茶<カフェ>の開催支援)
- ボランティアの紹介 (学生、社会人など、神戸でできる地元(被災地)支援活動の紹介)
- 法律相談 (弁護士会など無料相談窓口の紹介、付き添い)
- 相談全般 (ご近所つきあい、地域活動への参加方法、しごと探し、通訳の派遣など)

NPOサービス提供の流れ



私たちNPOの特徴

- 個人ボランティアではなく、しっかりした組織体制で、責任を持って取り組みます。
- 高齢者、障がい者、子ども、外国籍の人の支援などを日常的に行っており、専門性を持っているため、細やかな対応ができます。
- 行政との密接な連携のもと、正確な情報やサービスをお伝えすることができます。
- 個人情報の保護に関する法律を遵守し、プライバシーの保護に関して留意します。

お問い合わせ

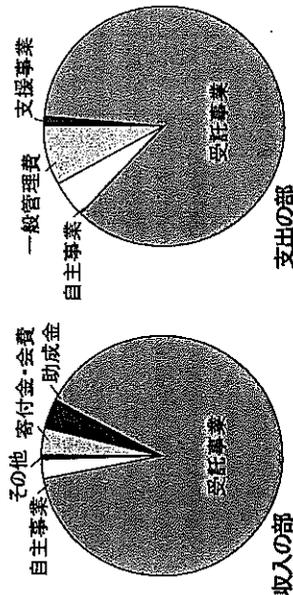
- ① CS神戸復興情報センター (NPO 法人CS 神戸内)
電話 078-841-0310 Fax841-0312 月曜日~土曜日 9:30~5:30
- ② 被災避難者支援ひょうご市民ネット(神戸復興塾 (NPO 法人神戸まちづくり研究所内))
電話 078-230-8511 Fax230-8512 月曜日~金曜日 9:30~5:30
時間外 090-8377-9353

【後援】神戸市市民参画推進局地域力強化推進課/協働と参画のプラットフォーム・震災支援デスク
電話 078-321-3921 Fax322-6037 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所第1庁舎 24階

事業実績 (事業高の推移)

1997年度	約 40百万円	2004年度	約 100百万円
1998年度	約 34百万円	2005年度	約 113百万円
1999年度	約 83百万円	2006年度	約 97百万円
2000年度	約 104百万円	2007年度	約 75百万円
2001年度	約 135百万円	2008年度	約 71百万円
2002年度	約 97百万円	2009年度	約 101百万円
2003年度	約 110百万円	2010年度	約 94百万円

[2010年度収支構成]



会員およびスタッフ構成

正会員	19名	賛助会員	150名 (個人+団体)
常勤スタッフ	9名		
非常勤・臨時スタッフ	32名		
ボランティア・インターン	約50名		

役員

理事長	中村 順子 (CS神戸)
副理事長	坂本 登 (CS神戸 元事務局長)
理事	足立 勝 (神戸大学 元学芸部学芸員)
理事	石川 両一 (蔵谷大学 経済学部教授)
理事	金芳 外城雄 (神戸学院大学 学芸員 社会貢献ユニット 専任教授)
理事	末村 祐子 (大阪経済大学 学芸員 教授 NPO/NGO Waiker 発行人)
理事	中村 厚子 (グループ・フオロー 代表)
監事	當間 克雄 (兵庫県立大学 経営学部 教授)
監事	松下 忠義 (元・伊藤忠アメリカ事業会社 社長)
トータルアドバイザー	星野 裕志 (九州大学大学院 経済学研究院 教授)

*いづれも2011年8月1日現在

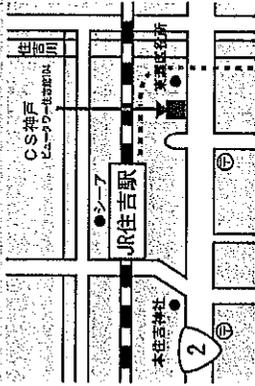
CS神戸の歩み

- 1995年 阪神・淡路大震災の発生
- 1996年度 東灘・地域助け合いネットワークを立ち上げ救済活動に入る
- 1997年度 コミュニティ・サポートセンター神戸を魚崎財産区内に設立/市民活動サポート基金の創設
- 1998年度 事務所を「さくら」(現・NPO大学)が移転/英国との交流開始/NPOサポートセンター(現・NPO大学)がスタート
- 1999年度 深江市場にNPO市民工房設置
- 2000年度 特定非営利活動法人格を取得/神戸ふれあい工場の受託/「おたけ」(生きがい対応型ミニ物件)の企画提案実施
- 2001年度 CS神戸3年誌を発行/魚崎わかばばり、東灘区民センターを管理受託/生きがいセンター(現・サポートセンター)を受託/甲南NPOセンターを設置/起業研究員制度の導入
- 2002年度 西宮いざよい団体の支援事業
- 2003年度 CS神戸7年誌「コミュニティ・サポート」を発行/彩都まちづくり支援事業、地域トータル研究を開始
- 2004年度 事務所をJR住吉駅前に移転/PTC-を再受託
- 2005年度 指定管理者としてJR住吉駅前駐輪場の管理受託を開始
- 2006年度 指定管理者として小坂の管理受託を開始/神戸東部NPOセンターを開発/CS神戸10年誌DVDを作成/設立10周年を迎える/
- 2007年度 人間力再生プロジェクト (特別な休暇制度普及促進事業)の開始/あしや市民活動センター支援
- 2008年度 JR住吉駅前における不法駐輪指導業務開始
- 2009年度 介護サービス情報の公表調査事業開始
- 2010年度 大学とNPOの協働プロジェクトの開始/東灘NPOネットワークの開始
- 2011年度 ビューターワート住吉館に事務所を移転

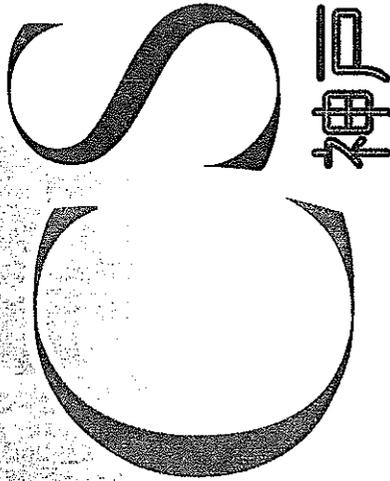
—2011年までの総事業数1350のうち主要事業を記載/終了事業を含む—

団体情報

特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸
〒659-0052 神戸市東灘区住吉東町5-2 ビューターワート住吉館104
TEL 078-841-0310 FAX 078-841-0312
E-mail info@cskobe.com
URL http://www.cskobe.com
*開所時間 月曜日～金曜日の9時30分から17時30分



JR住吉駅から南東へ徒歩3分



特定非営利活動法人
コミュニティ・サポートセンター神戸

自立と共生をもとめて 私たちは、地域の人による、地域のための市民活動や市民事業を支援し、共生循環型のより住み良い環境と市民社会の実現をめざします。

活動の3つの柱

- ### 中間支援の取り組み
- 新しい価値を創造します
- ① NPOやCB(コミュニティ・ビジネス)の立ち上げと運営支援
 <相談、仲間づくり、NPO法人等設立、コンサルディング>
 生きがいごとサポートセンター神戸東(ワビ)ふるさとコミュニティ・ビジネス創出事業
 - ② 人材の養成
 →市民・行政職員・企業向け講座の企画・講師派遣ほか
 NPO研究員制度、NPO大学、ソーシャルアクションプログラムなど
 - ③ ボランティアコーディネートネットワーク
 - ④ 調査事業 → 地域のニーズおよびニーズに関する調査
 - ⑤ 情報の受発信
 ホームページ、市民メディア(機関誌)、ワビ情報誌、ワビマガ、NPOサポーターニュース、こうべNPOマップなど
 - ⑥ 市民活動サポート基金 年間総額100万円程度の助成
 熱意をもって地域活動に取り組むリーダーを応援する助成金制度
 - ⑦ ネットワーキング
 →協働を推進するためのあらゆる関係の構築
 さわやか福祉財団等非営利団体への役員参加、
 大学および企業との連携、各種行政委員会への参加など
 - ⑧ 東日本大震災支援 兵庫県への被災避難者の支援等

- ### まちづくりの取り組み
- 新しいサービスを創造します
- ① 指定管理者制度に基づく施設管理
 東灘区民センター小ホール、JR住吉駅前自転車駐輪場
 - ② 都市と農村を結ぶまちづくり活動
 まちともりのネットワーク事業
 - ③ 企業のCSRとNPOのコラボレーション
 カレンダープログジェクト
 - ④ 環境の保全と学習

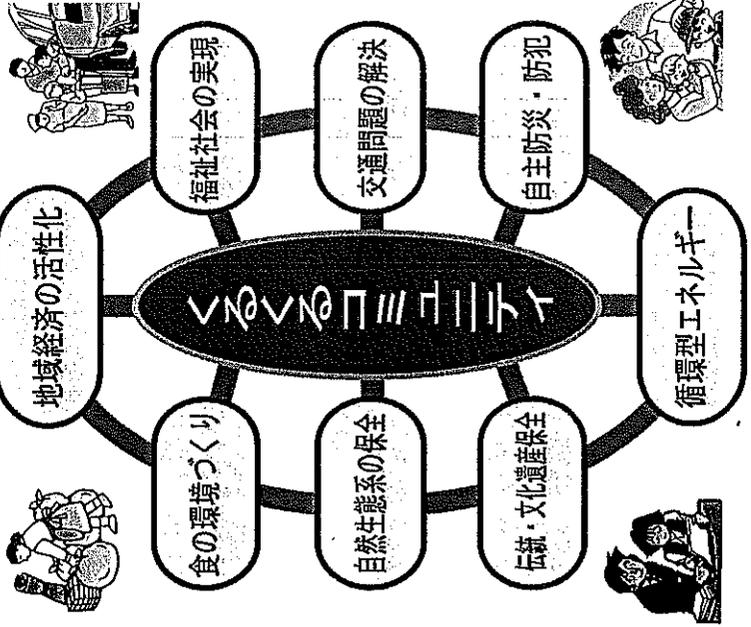
- ### 福祉等の取り組み
- 身近な生活の安心を創造します
- ① 介護サービス向上
 介護サービス情報の公表調査事業
 - ② 介護枠外サービスの充実・向上
 トータルケアシステム事業

コミュニティ・サポートセンター神戸とは

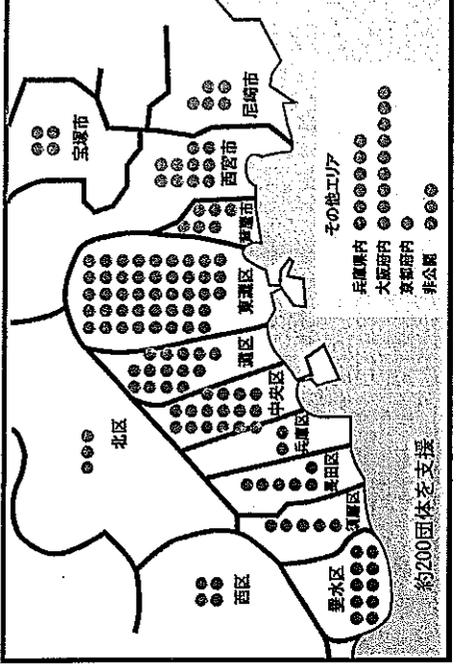
CS神戸は、地域のための“やる気”を応援します！
 地域の人たちと協働して、一人一人の居場所と出番のある地域社会の実現をめざします。
 福祉の充実、環境の整備等、便利で安心して住めるまちづくりを目指して活動している団体や新規立ち上げを支援し、自らも、この目的にあらう行政等からの委託事業やネットワーク活動を行います。

CS神戸のコミュニティビジョン

CS神戸では、地域の活力や魅力を創出して地域の発展や活性化を行なうために、目指すべき地域コミュニティ像を以下のようにかかげています。



CS神戸が支援した団体のひろがり



賛助会員加入と寄付のお願い

CS神戸は、「自立と共生」に基づくコミュニティづくりを支援する中間支援団体として、地域に根ざした幅広い市民活動を展開・継続し、助け合いを基本とした共助による住み良い環境と市民社会の実現をめざし努力してまいります。是非とも皆さまのご支援および労働力・知識・技能・経験等の提供を賜りたく、会員加入やご寄付をお願い申し上げます。

会員の種類

- <会員> (ボランティア会員は会費なし)
 ・賛助会員 個人会員: 3,000円 / 年間1口
 団体会員: 10,000円 / 年間1口

振込方法

<郵便振替口座> (会費・寄付とも)
 口座番号: 00950-2-144205
 加入者名: NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸
 ※通信欄に会員の種類または寄付とご記入願います。



京都災害ボランティア 支援センター

～京都から、今私たちにできること～

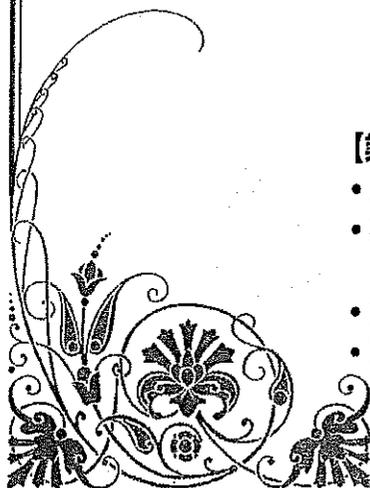
3月11日、東北地方を襲った「東日本大震災」。未曾有の大災害を受けて、京都府災害ボランティアセンターと京都市災害ボランティアセンターは「京都災害ボランティア支援センター」を設置し、被災地へのボランティア対応窓口を一本化しました。

最新の支援情報やボランティア募集など各種情報を、当センター内、及びウェブサイトを通じて発信しております。

- 名称 **京都災害ボランティア支援センター**
- 所在地 **京都社会福祉会館 2F**
(地下鉄東西線二条城前徒歩5分 堀川丸太町下ル二条城北)
- 開館時間 **午前10時から午後5時まで**
- 休館日 **毎週土曜日、日曜日 および 祝日**
- 連絡先 **電話 075 (741) 6001 (代表)**
FAX 075 (741) 6006
メール kyoto.saigai.v@gmail.com
Url <http://www.saigai-v.com/>

【業務内容】

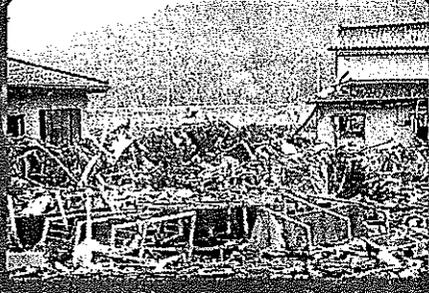
- ・災害ボランティア活動に関する情報収集や発信、コーディネート
- ・京都に避難された方に対するボランティア活動などの情報収集や発信、コーディネート
- ・災害ボランティア活動を支援するための募金活動
- ・京都府や京都市などが実施する物資募集などに関する後方支援活動



これまでの被災地支援活動

ボランティアバス第1陣～第7陣

陸前高田市矢作町



陸前高田市小友地区



南三陸町歌津地区



南三陸町志津川御売市場



郡山市ツツノバレイの被災店舗



岩手

宮城

福島

気仙沼市大島地区



南三陸町馬場中山地区



東松島市大曲地区



京都災害ボランティア支援センター



写真（上左）
被害を受けた矢作町の集落

写真（上右）
被災地支援活動ボランティア参加者
によるガレキの撤去作業

写真（左）
活動報告会パネルディスカッション

13種記帳簿認可 五元 雑誌 発行 原研 2011年(平成23年)4月12日 火曜日

センターの掲示板には、被災地のボランティア受け入れ情報や市内内外の支援団体の活動情報が張り出されている

「助けになりたい」

京都災害ボランティア支援センターを訪れる人々

「助けになりたい」という声は、被災地を支援するボランティアの心象風景だ。ボランティア支援センターには、被災地のボランティア受け入れ情報や市内内外の支援団体の活動情報が張り出されている。ボランティア支援センターを訪れる人々は、被災地を支援するボランティアの心象風景だ。

「助けになりたい」という声は、被災地を支援するボランティアの心象風景だ。ボランティア支援センターを訪れる人々は、被災地を支援するボランティアの心象風景だ。

「助けになりたい」

京都災害ボランティア支援センターを訪れる人々

被災地と橋渡しを/必要とされるまで待つ/これからは心のケア 人間交差点

センターへの問い合わせ業務に対応する駒田さん(右)とボランティアスタッフ

被災地と橋渡しを/必要とされるまで待つ/これからは心のケア

被災地と橋渡しを/必要とされるまで待つ/これからは心のケア

被災地と橋渡しを/必要とされるまで待つ/これからは心のケア

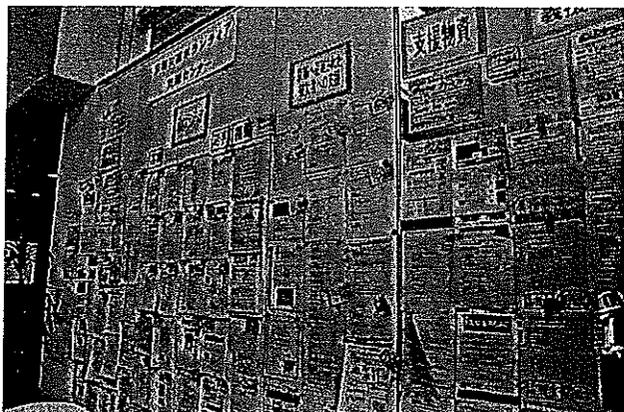
被災地と橋渡しを/必要とされるまで待つ/これからは心のケア

京都災害ボランティア支援センター



ボランティア希望者への支援活動

■センター内での情報掲示



被災地でのボランティア活動を希望する方や被災者への支援をお考えの方のために、必要な情報（現地災害ボランティアセンターの状況、ボランティア活動に参加する際に必要な心構え・持ち物、被災者支援の方法など）を収集し、発信しています（事務所内での掲示やウェブサイト）。被災地の状況は、災害直後の時点からその後の

復旧・復興活動の進展に応じて、刻々と変化していきます。被災地・被災者が必要とする支援が、的確・タイムリーに届けられるよう、情報の収集・発信に努めています。

■各種研修会・報告会

京都災害ボランティア支援センターでは、随時各種研修会や報告会を行っています。

ボランティアバス運行にあたっては、活動参加者に対し、現地の状況やボランティア活動の心構えなどをお伝えする事前研修を必須としています。

また、実際に現地で活動してこられた方による活動報告会や、福島でボランティア活動を行っている現地学生を招いての報告会等多様な会を主催しております。



京都災害ボランティア支援センター

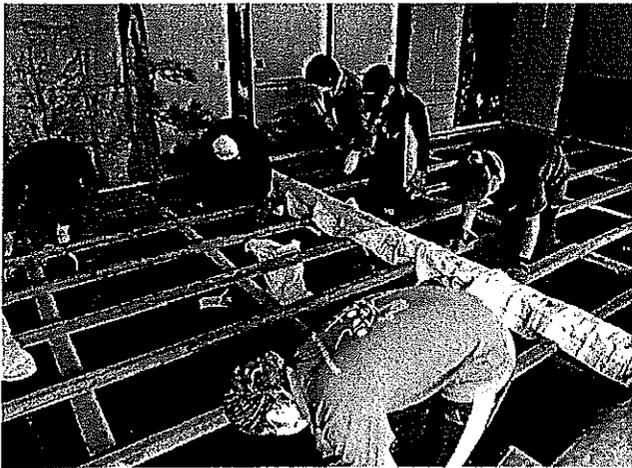
すざく隊の活動について

～京都と福島の学生をつなぐ絆～

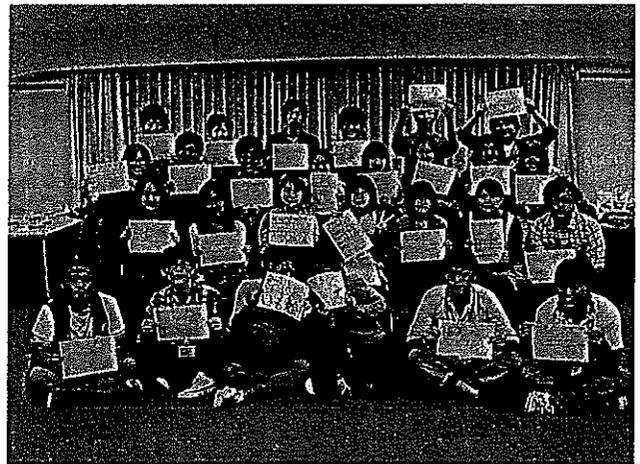
京都災害ボランティア支援センターでは、発災後、4月から8月末まで、福島県の大型避難所「ビッグパレットふくしま」にボランティアコーディネーターを長期派遣してきました。その中で以下の問題を知るに至りました。

- 避難所閉鎖後の仮設住宅や借り上げ住宅住民への息長い支援が必要
- 福島では現地学生が「福島大学災害ボランティアセンター」で活動しているが、被災後の授業再開が遅れたため、夏休みが少なくなる大学が多く、活動時間確保に苦労していること

7月に福島大学災害ボランティアセンターの学生を招き、「現地学生が語る福島の現在（いま）」を開催したところ、福島の学生から「京都の学生と一緒に活動できたら嬉しい」京都の学生から「時間が合えば福島で活動したい」との声が寄せられたことをきっかけに、両地域の学生を繋ぐ「すざく隊」が結成されたのです。



相馬市における、家屋の泥出し
※放射能問題により、手つかずの家屋が多いのも今回の災害の特徴。



福島大学災害ボランティアセンターの学生と

■すざく隊について

福島支援学生ボランティア「すざく隊」は、現在京都洛東ライオンズクラブ様の助成を受けて活動しています。

その名前は、京都災害ボランティア支援センターのシンボルマークである「フェニックス」及び、京都と縁の深い会津白虎隊の朱雀、青龍、玄武にちなんでつけられたものです。

「すざく隊」は現在、京都災害ボランティア支援センター福島支援特命プロジェクトチーム（コマンダー 吉村雄之祐参事）の所管において活動しております。



福島市内の仮設住宅（飯館村からの避難者が生活）における「絆づくり」サポート



京都災害ボランティア支援センター

災害ボランティアの今昔

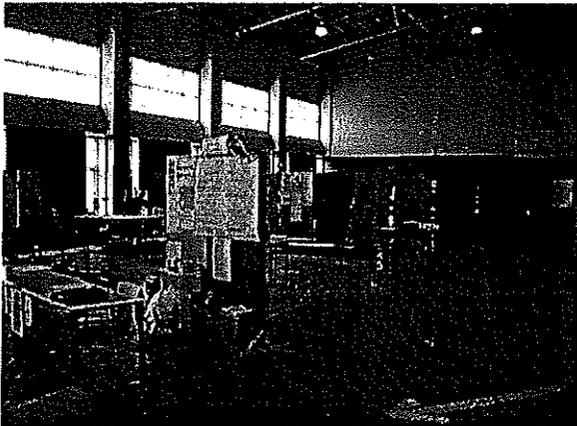
■昔から活動をしていました！

災害ボランティアというと、最近の活動のように思えますが、実は昔からその活動は行われてきました。大正12年、関東大震災の折にはすでに募金活動や救援活動が行われていましたし、昭和23年の福井大地震の時には島根や京都から青年団が支援に向かいました。

■地震、台風大国における災害ボランティアの歴史

日本は4つのプレートがぶつかりあう世界でも有数の地震が起こりやすい地域です。また、夏から秋にかけて、東南アジア方面で発生した台風がちかづきやすい地域でもあります。雲仙普賢岳噴火災害～北海道南西沖地震、災害ボランティアの力が大きく注目されたのはなんとといっても阪神淡路大震災でしょう。この時には130万人以上のボランティアが、「自分にも何かできないか」と被災地へと向かいました。

その後もナホトカ号の重油流出事故や東海豪雨などでボランティアが活動しています。



※現地災害ボランティアセンター（東日本大震災・山田町）



※用具の洗浄、手洗いなど（福井水害）

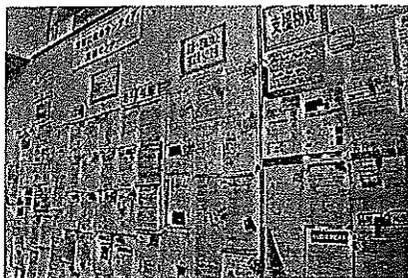
■現在の災害ボランティアは…？

現在の災害ボランティア活動は、ただやみくもに被災地域へとボランティアを集めるのではなく、たくさんの支援活動を経てノウハウを蓄積し、システムティックに動き始めています。災害が起こった時には現地のボランティアセンターが立ち上がり、現地活動を支援する役割担います。支援を必要とする人からのニーズを掘り起し、ボランティア希望の方とのマッチングをはじめ、ボランティア希望者へのオリエンテーション、衛生・安全管理などさまざまな側面から活動をしています。



京都災害ボランティア支援センター

情報の収集・発信



被災地でのボランティア活動を希望する方や被災者への支援をお考えの方のために、必要な情報（現地災害ボランティアセンターの状況、ボランティア活動に参加する際に必要な心構え・持ち物、被災者支援の方法など）を収集し、発信しています（事務所内での掲示やウェブサイト）。被災現地の状況は、災害直後の時点からその後の復旧・復興活動の進展に応じて、刻々と変化していきます。被災地・被災者が必要とする支援が、的確・タイムリーに届けられるよう、情報の収集・発信に努めています。

被災地支援活動

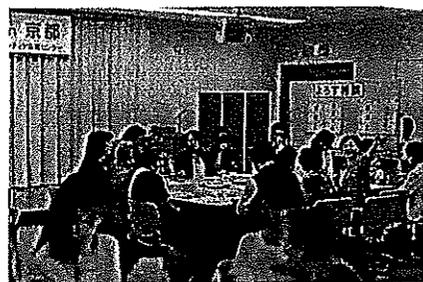
京都災害ボランティア支援センターでは被災地支援活動の一環としてボランティアバスを運行しております。4月の第一陣から始まり、8月末までに第七陣まで運行して参りました。第一陣から第七陣までの延べ活動人数は442人にも及びます。

■第1陣(4/29～5/2)、第2陣(5/27～30)、第3陣(7/1～4)、第4陣(7/24～27)、第5陣(7/31～8/3)、第6陣(8/21～24)、第7陣(8/26～29)、第8陣(9/30～10/3)、第9陣(10/7～10/10)

■活動場所：岩手県陸前高田市、宮城県東松島市、気仙沼市、南三陸町、福島県郡山市



県人のつどい



東日本大震災の影響で、多くの方が京都に避難して来ておられます。皆さんからは突然生活環境が変化したことについて戸惑いの声も多く聞かれます。知らない土地で周囲にも顔見知りがない不安な環境の中、京都災害ボランティア支援センターでは京都へ来られた方の支援として「県人のつどい」を開催しています。生活支援情報の提供・相談と共に、一同に会していただくことで、同じ環境におられる方同士の思いの共有、避難先で聞く同郷の言葉の懐かしさなど、交流を深めていただくことにより京都での生活を支援しております。

研修会・報告会

京都災害ボランティア支援センターでは、各種研修会や報告会を行っております。ボランティアバス運行にあたっては、現地の状況やボランティア活動の心構えなどをお伝えする事前研修を必須としています。また、実際に現地で活動してこられた方の活動報告会や、福島からボランティア活動を行っている学生を招いての報告会など多様な会を主催しております。

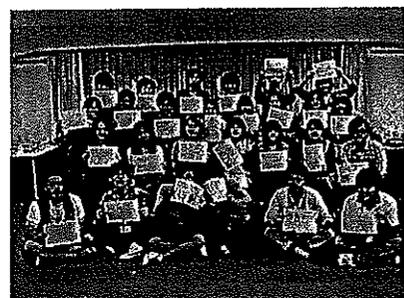


すぎく隊

福島と京都の学生をつなぐ絆、「すぎく隊」。

京都洛東ライオンズクラブ様の助成をいただき、京都の学生を福島へ派遣しています。現地では、福島大学災害ボランティアの学生と連携をし、福島県内の仮設住宅でのサポートや家屋の泥だしなど、さまざまな活動を行っています。

現在はすぎく2番隊を準備しております。



京都災害ボランティア支援センター

2011.12.3

大阪市社会福祉協議会 東日本大震災支援の取り組み

1. 情報提供

3月12日(土)午前11時、大阪市社協ボランティア情報センターホームページに、東日本大震災支援活動についてアップし、救援物資・ボランティア・義援金・被災地情報等の市民向け情報を随時更新して提供している。また、発災以降、市民の方々から多くの相談が寄せられており個々に対応している。

2. 義援金関係

義援金の募集、並びに、ボランティアと市・区社協職員との合同街頭募金活動を行い、約420人が参加した。

義援金合計 17,367,012円 街頭募金合計 6,410,110円

総計 23,777,122円 (平成23年11月14日現在)

3. 職員派遣

全社協・近畿ブロックの社協と連携し、被災地の救援活動のため職員を派遣した。

①先遣隊派遣：派遣期間 平成23年3月16日～平成23年3月21日

②災害ボランティアコーディネーター派遣

・第1班 平成23年3月19日～平成23年3月24日 5名 ～

第31班 平成23年8月22日～平成23年8月30日 2名

近畿ブロック派遣は第31班をもって終了

・引き続き気仙沼市社会福祉協議会への個別支援を兵庫県・奈良県社協とともに継続。

第1クール 平成23年9月5日～平成23年9月13日 1名 ～

第8クール 平成23年10月24日～平成23年11月1日 1名

第8クールをもって終了

・派遣延べ人数合計 120名 (大阪市社協職員及び区社協職員)

目 的 被災地における災害ボランティアセンターの運営支援

派遣場所 宮城県災害ボランティアセンター

仙台市、宮城野区、太白区、南三陸町、岩沼市、亘理町、気仙沼市の各災害ボランティアセンター

4. 被災地への救援物資活動

①救援物資の整理・仕分けボランティアの募集

各区役所で集められた支援物資の集積所(旧扇町高校)での整理・仕分けのボランティアを3月24日にホームページで募集(4月8日追加募集)し、3月28日～4月28日の間、毎日5～10人、延べ170人のボランティアが活動した。

②相乗りプロジェクト

・3月29日、救援物資の迅速な供給について、市社協、ボランティア協会、企業、大阪市民政局・危機管理室が検討し、相乗りプロジェクトに連携することとした。

・4月1日、4月8日、5月13日、6月15日、6月23日、8月11日に福島県、宮城県に10tトラックで搬送した。

5. ボランティアバス運行

①市社協、府社協、堺市社協が合同で、大阪府下の方を対象としてボランティアバスを6回運行した。運行に当たっては宮城県災害ボランティアセンターと調整した。

- ・第1回 4月19日(火)～4月23日(土) 大阪市社協(石巻市) 大型バス1台 40名
- ・第2回 4月25日～29日 大阪府社協(石巻市)
- ・第3回 5月10日～14日 堺市社協(石巻市)
- ・第4回 5月24日～5月28日 市社協(東松島市)
- ・第5回 5月31日～6月4日 府社協(多賀城市、石巻市)
- ・第6回 6月7日～6月11日 堺市社協(多賀城市、石巻市)

②引き続き、ボランティアバスを大阪市社協単独で運行

- ・第7回 7月12日～16日 (気仙沼市)
- ・第8回 7月19日～23日 (//)
- ・第9回 7月26日～30日 (//)
- ・第10回 8月23日～27日 (陸前高田市)
- ・第11回 8月30日～9月3日 (//)
- ・第12回 9月6日～10日 (//)

※受付開始からすぐに40名定員に達するほど応募多数で、10歳代から70歳代まで幅広い世代が参加。ボランティアの連帯感や世代間の交流も生まれ、継続して被災地での活動のみならず、大阪での活動にも広がっている。

6. セミナー、シンポジウムの開催

①企業向けセミナーの開催(4月4日)

「被災地支援アクションプランセミナー～企業市民として何ができるのか～」を開催し、支援をしたいと考えている企業65人が参加して、被災地救援について考えた。

②被災地支援活動者向けセミナーの開催(3月26日) 共催事業

「被災者主体の災害ボランティアコーディネーションを考えるつどい in 大阪」(主催:JVCA、大阪ボランティア協会)を共催で開催した。

③東日本大震災シンポジウム～東北からのメッセージ・大阪からのメッセージ～(10月18日)

大阪国際交流センターにおいて、設立60周年記念大阪市社会福祉大会「東日本大震災シンポジウム～東北からのメッセージ・大阪からのメッセージ～」を開催した。

第1部の講演では、気仙沼市在住で「思い出は流れない写真救済プロジェクト」代表の高井晋次さんが、地元だけではなく大阪をはじめ様々な地域の方の協力を得て、展開された活動について報告した。

第2部のパネルディスカッションでは、ボランティアバス参加者、企業、区社協、学生ボランティア、避難者代表の計5名のパネラーがそれぞれの立場で活動を報告し、支援を受け止めて、それに応えるキャッチボールをするように、東北と大阪とが遠く離れていてもご近所さんのような関係をつくっていききたいと、東北からのメッセージ、大阪からのメッセージを交換し合った。

<避難者支援について>

1. インテックス大阪一時避難所の支援活動

3月24日からインテックス大阪一時避難所での支援活動のボランティアを募集し、準備のための活動を行った。その後は一時避難所での支援から市営住宅等に入居される避難者への支援活動に変更した。また、家電機器等の物資の提供を企業等に呼びかけ、数社から電子レンジやドライヤー等の提供を受けた。

2. 市営住宅等の受入れ支援

①市の入居説明会に参加（3月30・31日）

説明会で各区社協の支援について説明し、同意を得たうえで各家庭を訪問して継続した支援を開始。（その後は市との入居契約時に同意を得て、市から区社協に報告。）

②生活物資の配送（4月1日～3日）

インテックス一時避難所で布団や生活用品を仕分けし、区社協とボランティアが市営住宅の被災者宅68軒に生活物資を届けた。

（西淀川区、西成区、平野区、東淀川区・淀川区・港区・鶴見区の市営住宅）

③生活物品の募集

4月6日から、区社協、地域、企業、市民等に向け、家電製品・布団等の提供依頼を発信。（4月16日に研修・情報センターへの持込を依頼）

3. 交流会等の開催

①「がんばろう東北住民のつどい」開催（4月17日11:00～15:00）

・前日の4月16日には、市民から多くの生活用品の提供があり、会場となる社会福祉研修・情報センターに直接搬入してもらった。（10:00～16:00）

・ボランティア14人が仕分け・整理を行い、フリーマーケットの準備を行った。

・当日は、53世帯、137人の避難者の方が参加し、はじめに全員が集まり、一言ずつ自己紹介し合って、つながりを確かめ合い、交流いただいた。会場では、USJのキャラクターショーや食事サービス連絡会手作りの食事会、大阪弁護士会による法律相談の他、就労や地元県事務所等による相談コーナー、市民から寄せられた数多くの生活用品や家電製品、おもちゃ等を自由に選んでいただくフリーマーケット、その他、遊びコーナー、たこ焼き屋台、アロマハンドケア等、盛り沢山のメニューであったが、車での送迎も含めて、全て個人や団体・企業等がボランティアで、約130人に協力いただいた。

参加された被災者の方々は、「同じ県の人に会え、東北弁を聞いて嬉しかった」「何もわからない状態だったが、これだけ多くの東北の人がいることを知って安心した」等と話し、連絡先などを交換してお互いに親睦を深めてもらうことができた。

②「第2回がんばろう東北住民のつどい」開催（6月12日13:00～16:00）

ヒルトン大阪の協力を得て開催し、55世帯128名の方々が参加した。

大阪弁護士会による支援に関する情報や、就職情報の提供の後、住んでおられた地域ごとにテーブルを囲み、交流を深めた。

大人たちが交流会の間、子どもたちにはヒルトン大阪によるホテルツアーやケーキのデコレーションなどで楽しい時間を過ごしてもらった。

3時からホテル特製のデザートbuffetをみんな一緒に楽しんだ。

③「大阪から元気を届けようチャリティバザール」(9月23日) [実行委員として参画]

マイドームおおさかで開催され、避難者支援の企画を担当した。多くの団体、企業、ボランティアの協力を得て、市民、避難者の方等、当日は約6,000人が参加、そのうち関西地方

に避難をされている方々も、約 60 世帯・200 人ほどが参加した。

東北コーナーとして避難者の方とボランティアと一緒に作った「ずんだもち・芋煮」の郷土料理は特に大盛況で、閉会前になくなってしまうほどの賑わいで、避難されている方からは、久しぶりの郷土料理に「関西に来て以来初めて食べた。懐かしい。」という声を聞くことができた。

また、およそ 120 名の方々にボランティアとして参加いただき、当日の会場の受付やキッズコーナーなどのスタッフ、東北コーナーの料理の下準備や会場での配膳・餅つきなどをしていただき、避難者の方と交流も深めてもらった。支援団体同士のつながりもでき、被災地域へ向けてエールを送ってもらった。

大阪から元気を届けようという趣旨で開催されたこのイベント、大阪と東北お互いの元気を掛け合わせ、大変な盛り上がりとなった。

④「東北⇄関西ポジティブ生活文化交流祭」(11月23日) [協賛]

扇町公園で開催された被災障害者支援の交流祭において、避難者支援の企画を担当し、避難者の方とボランティアと一緒に芋煮をつくって振舞ったり、避難者の方への冬物衣料の無料バザー等を行った。催しもの自体は 3,000 人以上の来場者で、県外避難者の方々には少なくとも 50 世帯 200 人ほどの方々が参加され、「本当にありがたい」という言葉を、会場でたくさんいただいた。

来場された避難者の方々には、冬物の衣料品をたくさんお持ち帰りいただいたが、それを上回る市民の方々からの提供があり、引き続き 12 月 6 日まで、大阪市ボランティア情報センターで提供することとした。

4. 東北と大阪を繋ぐ情報紙「IMONIKAI (いもにかい)」を発行 (6月12日創刊)

避難者同士のネットワークの場として、東北の情報や大阪の情報の場として、双方向の情報発信を目指し、毎月 1 回発行。

支援の情報、大阪の情報、東北の情報を掲載し、また、大阪弁護士会の協力を得て弁護士からの情報も掲載し、区社協の職員が個別に訪問して配付している。

現在、第 6 号まで発行。ホームページにも掲載している。

5. こども会『あさがお』の活動

4 月 17 日の第 1 回の『がんばろう東北住民のつどい』をきっかけに、桃山学院大学の学生と市社協・区社協が協力する形で「あさがお」を立ち上げた。

避難者の子どもたちに遊びを提供することにより、子どもたちの関係づくりを促進してグループ形成を図り、傷ついた心を癒すとともに保護者の復興に向けての勇気を育んでいくことを目的とした活動。西淀川区・平野区・西成区を中心に、子どもたちのグループ形成を行い、ネットワークを確立すると共に、月一回程度、遠足などの活動を行っている。

①活動内容 (活動開始時に構想した内容)

- ・子どもたちのグループ形成を行い、ネットワークを確立する。
- ・原則として、月一回程度、活動を実施する。夏には、3泊4日程度のキャンプを行い、グループ内の関係をより深いものにする。被災地が落ち着いたころに、大阪に来ている子どもたちを連れ、被災地へ復興活動に行ける事が望ましい。
- ・保護者に同席してもらうことで、子どもをもつ家族間で地域のネットワークを構築する。家族間のネットワークが構築されることで、より良い地域生活につながり、また、子どもの元気に遊ぶ姿を見てもらうことで、勇気づけることができると考える。
- ・子どもたちだけではなく、家族を巻き込んだ活動にすることで、新しい意義や成果が発見

できると考える。

- ・活動期間は1年で終わるのではなく、継続的に行っていくことが望ましい。

②活動実績

- ・4月17日 第1回「がんばろう東北住民のつどい」

交流会に参加した子どもたちを集めて、レクリエーションを活用し、グループ形成を行った。参加者は幼児から小学生低学年を中心に10名程度であった。

このイベントをきっかけにして、「あさがお」発足に至った。

- ・6月4日・6月18日 あさがおの植え付け

区社協の協力のもと、平野区・西成区・西淀川区で、自己紹介のゲームと朝顔の植え付けを行った。

参加世帯は各区10世帯程度で、子どもたちの各地域でのグループ形成を目的とした。自分たちの成長や、被災地の復興と朝顔の成長を照らし合わせることができると考えた。

- ・6月26日 ハイキング・飯盒炊さん

前回参加してくれた世帯を中心に、大阪府和泉市の信太山にある、大阪市立青少年野外活動センターに協力してもらい、ハイキングを兼ねた飯盒炊さんを行った。9家族、子ども21人、大人12人、学生ボランティア等総勢47人が参加した。子どもたちのグループだけでなく、親の関係をつくるために、親のみのグループを形成した。他の地域の方との交流の機会を設けた。

今回の大きな目的は、子どもたち自身でご飯を作ることで、不安や後悔ではなく、自信を持ってもらい、自己有能感を高めることにあった。

- ・8月4日 USJ遠足

市社協の調整により、USJに招待してもらった。67人の親子が参加し、希望に家族の希望により、学生ボランティアが同行して、子どもたちとの関係性を深めた。

- ・8月24日～27日 学研サマーキャンプ

学研教室の算国教室に通う子どもたちを対象に毎年キャンプを行っており、今回は、避難者の子ども11名を招待してもらった。

学研教室に通う子どもと被災地からの子ども合同で4～5人のグループを作り、各グループに学生ボランティアのカウンセラーをつけた。基本的にグループでの活動を中心に、キャンプを実施した。

- ・9月25日 粉もんパーティー

大学の地元の地域の方や和泉市社協の協力により、大学内で、「たこ焼き」「お好み焼き」を作り、食べて、楽しんでもらおうと「粉もんパーティー」を実施した。

9世帯20人ほどが参加した。

- ・11月6日 四天王寺ワッソ 雨天のため中止

- ・11月19・20日 桃山学院大学文化祭への招待

4世帯7人の子どもが参加

今後の予定

- ・12月24・25日 クリスマスキャンプ（信太山の大阪市立青少年野外活動センター）

- ・1月9日 キzzaニア甲子園招待

6. 継続した生活支援活動（区社協の後方支援、情報提供）

各区社協が日常的に訪問し、きめ細かな個別支援を継続しており、また、地域との交流会や相談会等も実施している。市社協では情報の提供や、市や他団体との調整を行って後方支援を行っている。（就職相談会 日時：12月6日 10時～16時 場所：大阪市社協）

きょうし避難の子供たちと

アサガオと 希望の種まき

東日本 大震災

東日本大震災の被災地から避難してきた子供たちのストレスを和らげてあげたい。こんな思いから桃山学院大学（和泉市）の学生が4日、大阪市内に避難してきた子供たちとともにアサガオの種をまきイベントを開く。学生らは今後毎月1回のペースでハイキングやキャンプなどを計画。今後は保護者にも参加を呼びかけネットワークを広げ、継続的に子供たちを支援していきたいという。

桃山学院大生らイベント



子供たちとの交流会の打ち合わせをする築地佑人さん（左端）ら（和泉市、桃山学院大）

たいと思いつながらも、何をすればいいかわからなかった」と学生約20人がこれに賛同。初のイベントとなるアサガオの種まきは大阪市平野区のコミュニティプラザで開く。6月は和泉市でハイキング、8月にはユニバーサル・スタジオ・ジャパンを見学する計画を立てている。

イベントの発起人は同大社会学部の築地佑人さん（20）。4月、大阪市社会福祉協議会が開いた被災者と交流会で、保護者らから雇用などの生活相談をしていた。間、子供を預かるボランティアを担当したことがきっかけだった。初めは緊張も、年の近い自分たちには

「避難生活の中で、家族に言えず我慢していること」を話した。築地さんは「被災地のために何かしたい」と話している。

同大3年生の澤田愛さん（20）は「笑顔で楽しく過ごす場を作りたい」。佐竹晶帆さん（20）も「子供たちに楽しい思い出を大阪で作ってほしい」とそれぞれ意気込む。石田易司・社会学部教授（ソーシャルワーク論）は「まず、子供たちと一緒に楽しく遊ぶことが基本。その中から不安や悩みの合図を受け止める役割を期待している」と話している。

阪神の情

被災地から大阪へいっしょに頑張る！ 特別なご招待・就労情報など、どんどんど掲載していきます。

東北と大阪を繋ぐ情報紙

MONIKAI

いもにかい

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

ご招待 通天閣特別御優待券

大阪のシンボル、通天閣の展望台へご招待いたします。特別御優待券をお持ちになり御乗務ください。

所在地：大阪府浪速区恵美須東一丁目
営業時間：9:00～21:00 年中無休
※入場は終了時間の30分前(20:30)までです。

※特別御優待券の有効期限は2012年6月30日までとなっております。ご希望の方は大阪府ボランティア情報センターまでご連絡ください。
電話番号：06-6765-4041

ご招待 大阪新世界 食べ歩きクーポン

新世界の名物、串かつ・どて焼きの食べ歩きができる引換券をご用意いたしました。「新世界食べ歩きPASS」(協賛：串かつ振興会)に地図・引換券・列家の店舗リストがごさいますので、ご希望の方は大阪府ボランティア情報センターまでご連絡ください。

電話番号：06-6765-4041

ご招待 中国料理 楓林閣

中国料理のバイキングとピエール、ソフトランドク等をご賞味いただき、中国の民族音楽の演奏もお楽しみください。

日時：2011年6月16日
18:30～20:30

場所：大阪府阿倍野区阿倍野筋1-5-35
JR・地下鉄天王寺駅すぐ
近鉄南大阪線阿倍野橋駅すぐ

予約電話 06-6649-1055

ご参加希望の方は6月14日までに上記の予約電話に参加人数(大人・子ども)と氏名をご連絡の上、招待状のコピーを当日必ずご持参下さい。

※特別御優待券の有効期限は2012年6月30日までとなっております。ご希望の方は大阪府ボランティア情報センターまでご連絡ください。
電話番号：06-6765-4041

ご招待 対家店舗リスト

※特別御優待券の有効期限は2012年6月30日までとなっております。ご希望の方は大阪府ボランティア情報センターまでご連絡ください。
電話番号：06-6765-4041

ご招待 中国料理 楓林閣

中国料理のバイキングとピエール、ソフトランドク等をご賞味いただき、中国の民族音楽の演奏もお楽しみください。

日時：2011年6月16日
18:30～20:30

場所：大阪府阿倍野区阿倍野筋1-5-35
JR・地下鉄天王寺駅すぐ
近鉄南大阪線阿倍野橋駅すぐ

予約電話 06-6649-1055

ご参加希望の方は6月14日までに上記の予約電話に参加人数(大人・子ども)と氏名をご連絡の上、招待状のコピーを当日必ずご持参下さい。

ご招待 田辺寄席(落語会)へのご招待

地域に笑いをひろげて37年。人情と笑いの上方落語をぜひお楽しみください!

日時：6月18、19日
7月16、17日

会場：緑ヶ池公園市民活動センター(旧・阿倍野青年センター)

お問合せ：田辺寄席世話人会事務局
電話番号 090-6374-3538(大久保まで)

※開始時間、出演者などの詳細はHPをご確認ください。

就労情報 「大阪府内の企業」で働かせませんか?

東日本大震災で被災され、市内に避難された方々へお声かけ! 「大阪府内の企業」で働かせませんか、まずはお気楽にご相談ください。

募集要項

対象：東日本大震災の被災地において、居住または就業していた、被災者の方
雇用形態：専従・兼従・契約社員
勤務地：大阪府内の企業・団体など
就業開始日：随時
就業終了日：2012年3月まで
曜日・時間：週2回(週1回以上)以上(随時可)
所給：派遣先により異なります
待遇：社会保険完備、通勤手当別途支給、その他
待遇：社会保険完備、通勤手当別途支給、その他

お問合せ：株式会社リナ ムナチ 06-6765-4041
FAX: 06-6765-4041
ホームページ: http://www.pasaka.co.jp/ (日本語)
お問い合わせ：平日9時00分～17時30分

株式会社インテリジェンス
電話番号：06-6765-212
E-mail: info@osaka21st.co.jp

就労情報 大阪市 ジョブアタック事業

「ジョブアタック」は、就職支援の若者(39歳以下)を人材派遣会社において派遣労働者として新規に雇用し、紹介予定派遣により大阪府内の中小企業に派遣して働きながらOJ(職場実習等)やOJ-F-JT(就職支援)を通じて必要な知識と技能を習得させて就職につなげることを目的として実施しています。

お問合せ：大阪市しごと情報ひろば天下茶屋
TEL: 06-6655-5791
※お問い合わせ時には、一言「ジョブアタック事業」とお伝えください。

ご招待 交通アクセス

JR東和線南田辺駅より徒歩5分
地下鉄谷町線南田辺駅より徒歩5分

就労情報 大阪府内企業

東日本大震災で被災され、市内に避難された方々へお声かけ! 「大阪府内の企業」で働かせませんか、まずはお気楽にご相談ください。

募集要項

対象：東日本大震災の被災地において、居住または就業していた、被災者の方
雇用形態：専従・兼従・契約社員
勤務地：大阪府内の企業・団体など
就業開始日：随時
就業終了日：2012年3月まで
曜日・時間：週2回(週1回以上)以上(随時可)
所給：派遣先により異なります
待遇：社会保険完備、通勤手当別途支給、その他
待遇：社会保険完備、通勤手当別途支給、その他

お問合せ：株式会社リナ ムナチ 06-6765-4041
FAX: 06-6765-4041
ホームページ: http://www.pasaka.co.jp/ (日本語)
お問い合わせ：平日9時00分～17時30分

株式会社インテリジェンス
電話番号：06-6765-212
E-mail: info@osaka21st.co.jp

就労情報 大阪市 ジョブアタック事業

「ジョブアタック」は、就職支援の若者(39歳以下)を人材派遣会社において派遣労働者として新規に雇用し、紹介予定派遣により大阪府内の中小企業に派遣して働きながらOJ(職場実習等)やOJ-F-JT(就職支援)を通じて必要な知識と技能を習得させて就職につなげることを目的として実施しています。

お問合せ：大阪市しごと情報ひろば天下茶屋
TEL: 06-6655-5791
※お問い合わせ時には、一言「ジョブアタック事業」とお伝えください。

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協賛 大阪府社会福祉協議会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

協力 大阪府福祉士会
大坂市東区南田町12-10
TEL: 06-6765-4041

重要事項の申請について



監修：大阪弁護士会
0120-062-545
06-6564-7268

受付時間
月曜～金曜
13:00～17:00

Q1

申請はお済みですか？
～被災者生活再建支援法による支援金

災害で住宅が全壊するなど、生活基盤にいちじるしい被害を受けた世帯に対し、国から支援金が交付されます。(被災者生活再建支援法)

- ①基礎支援金(住宅の被害の程度に応じて支給)
 - ②可算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)
 - ③特別で、①と②の合計額が支給されます。
- 例えば、住宅が全壊し、新たに家を建てる場合、基礎支援金100万円+可算支援金200万円=300万円が支給されます。

基礎支援金は住宅の再建方法が決まっていなくても申請でも先に申請してみてはいいかがでしょうか？

詳しくは、大阪弁護士会ニュースをご覧ください。

Q1

申請はお済みですか？
～東京電力の仮払金

福島第一原発から半径30メートル圏内の避難住民と、計画的避難区域住民の皆さんに対し、東京電力から、一般世帯100万円、単身世帯75万円の仮払金が支払われます。

この仮払金は今回の原発事故で被害を受けた皆さんの被害金額の一部を、東京電力がとりあえずの補償金として支払うものです。

申請は郵送でも可能で、住民票等必要書類の一部は東京電力側が手配します。

詳しくは、大阪弁護士会ニュースをご覧ください。

大阪だより

大阪市に転居した 福島人がつづる 浪速の街への想い

みなさん、大阪での生活はお慣れになりましたでしょうか。私は大阪へ移ってちょうど2カ月が経ち、屋敷だしやウエストの味にも慣れてきたところですが、どうやら私は「浪」にとっても縁があるようですね。高松時代を過ごしたいわき市の松が丘公園も、今住んでいる浪速浄水場も、名だたる松の名所です。引越してきた時期はちょうど満開で、新しい場所ながらもなじむ光景にため息がふられました。

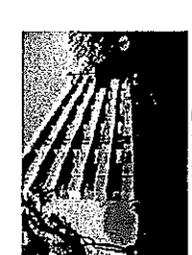
最近私は運動を兼ねて、夜な夜なサイクリングを慣行しています。まずは家から大阪市の中心地に向かおう、と思いつき、淀川を渡り、天神橋筋、梅田、大阪城・・・と大阪のキタといわれる所を駆け抜けました。特に印象に残ったのは、淀川にかかる長柄橋から見たビル群です。夜景が淀川の水面に漂う、とても都会的でお洒落な風景に感動し、これがナニワの夜天幕か！など一人で盛り上がりましました。



長柄橋からの大阪の夜景



浪速浄水場の様



現在の住居

ここに来る以前、大阪という街は「商売人が多く、みんなコナモンを食べて、コナモンで派手な街」という勝手な印象を持っていました。実際住んでみると「商売人、コナモン、コナモンの街」という印象は変わらなずそのまま、そこに「人情味」が加わったと実感しました。商店街の中華屋さんが餃子を売ったときに、「もう冷めてもうたからおまけやで」と値引きしてくれたことはすくなく覚えてます。なんんだあつたかいなあ、とじんわり感動してしまいました。最初の印象が変わらない、わかりやすい街、というのでも、住んでいる人たちの善直さがそのままに表れているんじゃないかな、と思っています。

人情と浪花節の街、大阪に感謝をこめて。 修田 翔(しゅうでん つばさ)

Q3

亡くなった家族の借金はどうなる？

ご家族が亡くなった場合、相続が開始し、プラスの財産だけでなく、マイナスの財産(借金など)も相続人(配偶者、子など)を引き継ぐこととなります。借金などを引き継ぎたくない場合、家庭裁判所に「相続放棄」の申立(申筋)をする必要があります。相続放棄の申立ができるのは、相続の開始を知った時から3カ月以内です。

なお、この期間内に、相続放棄をするかどうかを決められない場合、家庭裁判所に、申立期間延長の申立を行えば、申立の期間を延ばすことができます。どうしてよいか悩む場合、申立申立をしておきましょう。

詳しくは、大阪弁護士会ニュースをご覧ください。

全国避難情報システムは使えますか？

まだの方は、ぜひすぐにご登録ください。
東日本大震災等の被災者で大阪市へ避難された方が、ご本人の氏名等の情報を避難先の区役所にご提供いただくことで、避難される前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせ(見舞金等の給付の通知や、税・保険料の減免等の通知など)を受け取ることができるようになります。

登録方法は簡単です。お住まいの区役所に備えてある「避難先等に関する情報提供書面」(氏名、生年月日、性別、避難前の住所、現在避難している住所等)にご記入いただき、ご本人を確認できる書類を提示していただきます。

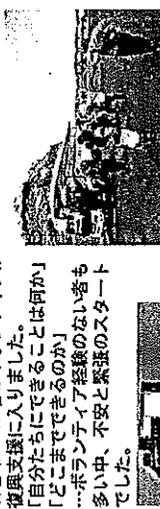
詳細については、大阪区役所(または各区区役所)へお問い合わせください。

代表問合せ先：
大阪市役所 市民局市民部政課住民情報グループ
電話番号：06-6208-7337

東北はもりだっぺ!

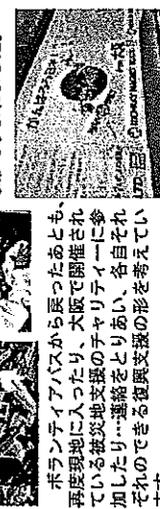
若石報

東日本大震災被災地支援活動ボランティアバス
平成28年4月19日～23日
宮城県石巻市へ



思いやり、支え合い

作業は家庭の足踏しや、原材の搬去などが、参加者も多かったのですが、参加者同士が自然と声をかけあい、仕事を分担する形でもチームワークも自然な形でうまれました。



被災地支援活動ボランティアバス第1便参加者 河崎友紀

大阪市長の目

ようこそ大阪に。大阪に来られた被災者のみなさんに「WELCOME」の意を表します。
今回の災害のような緊急時には、変化に強い私たちが本人は戸惑うことが多いものです。いろんな体験や価値観を持つた人が集まるので一般的に意思のずれが大きくなることも出てきます。例えば、支援ボランティアは一時も早く現場に行つて活動したいと思つていただければ、現場では県外ボランティアは来ないでくれとか、個人ボランティアお断りなどが言われたりしました。「救済某新聞の山形支局の記者から電話がありました。『救済物資の集積地であった山形にいらんなものか今も山と積まれているのだが、それをどうしたらいいか』という質問です。たくさんの市民の善意が集まった物資だけだと、例えば、冬物の衣料など保管の経費を考えると、処分した方がいいという意見もあるでしょう。

そうした意思のずれが、大阪に来られた被災の方とお手伝いをしたいと思つている大阪市民の間にも起こる可能性があります。市営住宅に入りたいという希望があつても、断わられていく人もいます。でも、放り投げた子どもへの影響を考えると大阪へ避難してこられた方が多いということも考えられます。子どもたちが元気に育つてほしいという気持ちとは人として同じはず。そうした共通の思いを大切に、大阪での暮らしが少しでも安心して快適になるように配慮したいと思つています。

大阪ボランティア情報センター 所長 石田易司

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪府ボランティアセンター
住所：〒545-0021
大阪府生野区東生野12-10
大阪府社会福祉協議会センター1F
電話番号：06-6765-4041
FAX: 06-6765-4041

協力 大阪府社会福祉協議会

大阪市官交通優待券

大阪市民を対象にしている無料乗車券・割引優待券
大阪市内へ乗車されてきた方々にも交付いたします。

対象者
・70歳以上の方
・大阪府健康福祉局高齢者福祉課申請書提出後
加齢以上の方、障害者優待50%、母子家庭の方

お問合せ
70歳以上の方
大阪府健康福祉局高齢者福祉課申請書提出後
電話番号：06-6208-8956

障害者手帳の交付を受けた方
大阪府健康福祉局高齢者福祉課申請書提出後
電話番号：06-6208-8071

母子家庭等の世帯主
大阪府社会福祉協議会事務局
電話番号：06-6208-8034

屋内プール無償利用

カラダが動けば、ココロも動く！
元気で明るい生活にスポーツを！

大阪市内の施設の温水プール、トレーニングルーム、スタジオを利用しませんか？

利用施設
・歌島屋内プール...TEL: 06-6922-8005
・北生屋内プール...TEL: 06-6455-5700
・中央屋内プール...TEL: 06-6212-5473
・生之立屋内プール...TEL: 06-6686-4163
・東淀川屋内プール...TEL: 06-6325-5077
・西淀川屋内プール...TEL: 06-6474-9940

期間時間や利用方法については各屋内プール施設に
直接お問い合わせください
主催：財団法人フィットネス21 事業団

無料税務相談

「税金のこと」専門家に相談しませんか？

東日本大震災で被災された方を対象に「無料税務相談」を開催します。専門家に相談をして心の負担を軽くしませんか？

電話相談：0120-222-9471（近畿圏内に限る）
公衆電話利用可、料金は返金

相談期間：平成23年7月1日～
平成24年3月15日

相談日：月～金曜日（祝祭日・夏期休暇は除く）
年末年始は除く

相談時間：10:00～16:00（秘密厳守）
相談場所は、近畿2府4県の各会場（事務局・事務センター）で行っております。詳細は上記電話番号へお問い合わせください。

就労に関するお知らせ

大阪府社会福祉協議会 就業支援センター

就業支援センター
〒543-0021 大阪府天王寺区東高津町12-10 大阪府社会福祉協議会センター1F
TEL: 06-6765-4041 / FAX: 06-6765-5618

就業支援センター
〒543-0021 大阪府天王寺区東高津町12-10 大阪府社会福祉協議会センター1F
TEL: 06-6765-4041 / FAX: 06-6765-5618

東日本大震災 被災地支援ボランティアバスの運行について

大阪府社会福祉協議会では、4月以降ボランティアバスの運行を行ってまいりました。現在でもまだまだ多くのボランティアの力が求められており、被災地支援活動を行うボランティアの運行を継続することとしました。

実施スケジュール（回数係運賃）

【第7回】	7月12日（火）午後7時30分出発	～16日（土）午前9時帰着
【第8回】	7月19日（火）午後7時30分出発	～23日（土）午前9時帰着
【第9回】	7月26日（火）午後7時30分出発	～30日（土）午前9時帰着

行き先
・気仙沼市、石巻市、南三陸町等の宮城県内の被災地（現地との調整により決定します）
・募金人員、対象・・・各回 40人（大型バス1台）
・参加費・・・15,700円（現地2日分の宿泊料、天災復原ボランティア活動保険料）

受付日
7月7日（木）午前10時～午後5時
7月14日（木）午前10時～午後5時
7月21日（木）午前10時～午後5時

詳細は大阪府ボランティアセンター
情報センターまで
電話：06-6765-4041

大阪府社会福祉協議会からのお知らせ

大阪府社会福祉協議会からのお知らせ

第2回「東北の絆」が開催されました

平成23年6月12日（日）「第2回 がんばろう 東北住民のつどい」を開催し、55世帯128名の方々にご参加いただきました。

今回はヒルトン大阪に全面的にご協力いただき、会場を用意していただいたほか、ピュッフェ方式の軽食、子どもたちのパティシエ体験コーナーや、スイートルームを巡るホテルツアーなど、すべてボランティアで提供していただきました。

情報提供の場では、大阪府社会福祉協議会による各種手続きや支援に関するもの、大阪府・大阪府による就労支援情報の提供がありました。また平松大阪市長も激励に来られ、参加者の声に耳を傾けていました。

参加者の皆様は、大阪へ来られる以前に住んでいた地域ごとにグループを囲み、食事をとりながらお互いの近況を報告されたり、かつてからお付き合いのある方と再会されるなどの場面もありました。第1回に参加された方々により交流を深められ、またそれ以降にお住まいを移された方は、久しぶりの地元の方とのお話しで、リフレッシュされた様子でした。

被災地支援の絆

6月26日（日）、※あさがおプロジェクトのイベント「阪山山頂ハイキング行こうよ」に同行しました。参加者は西成区、平野区、西淀川区、東淀川区、東生野区の子どもたち9家族で、子ども21人と大人12人、学生ボランティア等総勢47人が参加しました。

完成しました！いただきます！
がんばって自分たちで作ったカレーは彼の音りも加わり、おいしさもひとしおです。

食後は遊びの時間です！サッカーをしたり、木登りしたり、シロツメクサで絵を作ったり・・・お兄ちゃんお姉ちゃんといっしょに遊んでもらいました。

最後はみんな輪になって『しあわせな手をたたこう』を歌いました。手拍子の音が初夏の空に賑い込められて、見えていた私まであわわわと包まれてしまいました。

電車を乗り越せ、阪山山頂に到着。ここから大阪府生野区少年野外活動センターへハイキングです。うだるような暑さの中、みんな元気な返事を返っていました。

キャンプ場へ到着し、みんなでカレー作りの始まりです。自分たちだけで肉や野菜を切り、火は薪でおこしました。汗だくになりながら、一生懸命調理していきます。

※あさがおプロジェクトとは
東日本大震災によって被災地から大阪に移り住んだ子どもたちの心のケアを目的とした子ども会のプロジェクト。子どもたちを支援するために、阪山山頂大学の学生約20人のグループを中心にNPO法人キャンパス、市社協、区社協が協力して、月1回のバーベキュー、USJへの遠征やキャンプを予定。

（修田翔）

質問の連鎖

お問い合わせ先

弁護士会からののお知らせ

監修：大阪弁護士会

「原発事故損害賠償説明会」福島県弁護士会主催

6月25日(土)、福島県弁護士会主催で「原発事故損害賠償説明会」が開催されました。あづま総合体育館など県内8会場で開催されましたが、合計約3300人の方が来られ、どの会場も資料が足りなくなり立ち見が出るほど予想以上に多数の方が参加され、被災者の方々の関心の高さがうかがわれました。説明会では、

- ① 原発事故損害賠償手続きの流れの説明
- ② 福島県原子力災害被災者・記録ノートの配布及び記載方法の説明

が行われました。福島県弁護士会とは郡山市のビッグハレットふくしままで実施した説明会の様子を録画し、今後、他都道府県の弁護士会の協力を得て、映像を使い県外の避難者に向けた周知を計画しています。大阪弁護士会でも、8月1日(月)14時から、大阪弁護士会館10階において、このビデオの上映会と無料なんでも相談会を開催する予定です。詳細は同封の「大阪弁護士会ニュース第3号」をご覧ください。

大阪だよっ てっせ

〜100万枚の写真救済〜

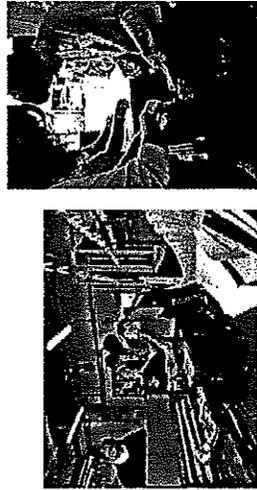
「思い出は流れない写真救済プロジェクト」という活動があることをみなさんはご存じでしょうか。宮城県気仙沼市に住む高井晋次さんが推進しているプロジェクトで、震災で泥にまみれてしまった写真をきれいにして持ち主に返してこうとうというものです。そんな活動に共感し、全国拠点をひとつとして活動をともにしているNPOがあります。

NPO法人ハートフレンド

東住吉区に拠点を置き、子どもの生きる力を育むことや、子育て支援を積極的に行うなどの活動に取り組んでいるNPOです。そんなハートフレンドが写真救済を開始したのは4月。以前から交流のあったNPO法人「東京児童文化協会」の方が現地で写真の復元ボランティアを手伝い、人手が足りずハートフレンドにも声をかけたことがきっかけです。現在では1日に約4000枚の写真が気仙沼市より届いています。

ハートフレンド代表の徳谷さんは、ボランティア参加者に、「一枚一枚の写真に思いがある。願いをもって洗ってください。」と必ず伝えるといいます。実際にボランティアに参加した、ある中学生は「大阪に住み、ニュースを見るだけでは実感できなかった震災の現状を初めて知った」と語ったそうです。

現在、ハートフレンドでは「思い出は流れない写真救済プロジェクト」の写真洗浄作業をともにこなっていただけたるボランティアを募集しています。詳しいお問い合わせは06-6719-6055(ハートフレンド代表・徳谷)まで



被災者ノート大阪版の郵送

大阪弁護士会では、東京電力に対する損害賠償請求の準備として、被災者ノート大阪版を作成しました。このノートはご希望の避難者の方には郵送致しますので、詳細は同封の「大阪弁護士会ニュース第3号」をご覧ください。

フリーダイヤル 0120-062-545
電話番号 06-6364-1248
受付時間 月曜～金曜 13:00～17:00

東北だよっ てっせ

県事務所へ行ってきました

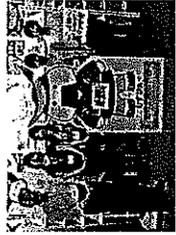
7月になり、毎日暑い暑さが続いていますね。この暑い大阪で、少しでも東北の風を感じられる場所を求め県事務所へやってきました。

大阪には35道府県の事務所があります。このうち東北地方は6県すべて、関東地方は茨城県、群馬県、埼玉県が設置しています。場所は大阪駅前第1ビルです。今回は岩手県、宮城県、福島県の3箇所にお邪魔し、どのような場所で、どんな活動をされているのか、取材をさせていただきました。

宮城県

こちらでは「みやぎの夜やま」と掲げて、こけしなどの民芸品や産菜、地酒が展示されています。(ちなみに私はここにもある「蒲鉾」という銘酒の日本酒が大好きです)

所長の高橋さんは、「避難されている方々には、不安を解消するためにも、正確な情報をいち早くお伝えしたい」と熱く語られました。地方紙の河北新報があり、重要な現地情報からベガルタ仙台・楽天イーグルスといった当該スポーツ情報まで得ることができます。職員の皆様もとても気さくで、高橋さん自ら集合写真を撮り呼び掛けしてくださりました。



岩手県

ここでは岩手・秋田・青森が合同で事務所を設けています。入るとまず壁一面のパンフレット。3県分の観光地がまとまっています。

水原の佐々木さんは、「この6月にバリーで開催されたユネスコ世界遺産委員会で平泉が登録されたこともあって、現在は観光振興に力を入れており、平泉を中心に内陸部への観光客を取り戻していきたい」と意気込みを語りました。

地方紙の岩手日報が置いてあるので、現地の復興状況なども詳細に知ることができます。

福島県

事務所へ入って目に入るの大きな赤い旗、三輪鞆。赤い旗を眺めながら、首を振らせておきました。福島県事務所には、風評被害に苦しむ農産物を売りたい、買いたいという問合せが多数あり、所長の鈴木さんに「支援の輪の広がりを感じており、大原市の手厚い支援にはとても感謝している」と言っていたのけました。新聞は福島民報、民友どちらも置いてあるので、現地の情報を細やかに調べることができます。

また鈴木さんは、「蒲鉾などの重要事項をいち早くお知らせできるように、継続した情報提供をしていきたい」と語られ心強く感じました。



福島県民健康管理調査について

被災者健康調査の推計には、3月11日以降の行動記録が必要ですがこの度福島県では、今回の原子力災害で放出された放射性物質の影響による不安の解消や、将来にわたる県民の健康管理を目的とした「県民健康管理調査」を実施することになりました。このうち、全県民(3月11日時点で県内に居住されていた方)を対象とした「基本調査」は、3月11日から25日の行動記録を問診票に書き込んで調査するものです。

現在県内では順次実施されていますが、県外へ避難されている方へは、調査の結果を踏まえ、8月以降の実施となる予定です。詳細や問診票の見本は、福島県のホームページ <http://www.cms.pref.fukushima.jp/> で見るることができますので、どうぞご参照ください。

弁護士会からのお知らせ

監修：大阪弁護士会

フリーダイヤル 0120-062-545 受付時間 月曜～金曜
電話番号 06-6364-1248 13:00～17:00

原子力損害賠償の中間指針について

今月8月5日、原子力損害賠償紛争審査会は、原発事故による被害者と東電との損害賠償に関し、「中間指針」を発表しました。これは、未だ原発事故が収束せず、被害の拡大が見られる状況下で、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもので、この中間指針が対象とされたものが運転に賠償の対象とならないというのではなく、今後「指針」は検討されていきます。また、この指針には法的拘束力はありませんが、事実上、裁判の基準とされる可能性が高いものです。

- (1) 対象区域については、政府による避難等のあった区域（避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（簡易馬場））の場合が定められています。しかし、対象区域以外で自主避難した住民については損害賠償を否定したのではなく、今後の検討課題となっています。
- (2) 損害項目については、避難に伴う費用（交通費、宿泊費等）、一時立入費用（警戒区域内に居住を有する者の一時立入参加の交通費、家財道具移動費等）、帰宅費用（対象区域内の住居に最終的に戻るための交通費等）、精神的損害（事故発生6カ月間（第1期）については、一人月額10万円（但し、避難前生活の場合は一人月額12万円）が目安）などが定められました。また、いわゆる風評被害や、間接損害（第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害。但し第一次被害者との取引に代替性がない場合）も定められました。詳細は後日発行の「大阪弁護士会ニュース第4号」をご覧ください。

大阪だよ口でっせ〜

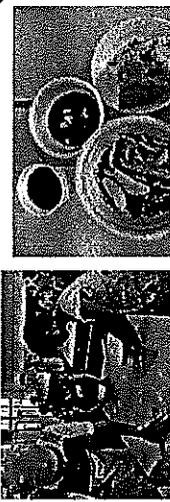
食料文化交流会へ行ってきました

7月16日（土）10:00から西淀川区田南小学校で、東日本大震災で西淀川区においで避難された家族をお招きして『食料文化交流会〜大阪の味を一緒に作りましょう！』が開催されました。冒頭、平田委員長（旧地域社会福祉協議会）からは参加者に向けて「畑の一畝にたぎって今は地元で育て、この会を何時か思い出して下さい」と挨拶。保健福祉センターからは「手強い」講習もあり、夏の食中毒や冬のインフルエンザ対策など、参加者も熱心に保健師さんの説明に関心入っていました。



当日は猛暑の中、西淀川区未來わがまち協議、西淀川区地域福祉

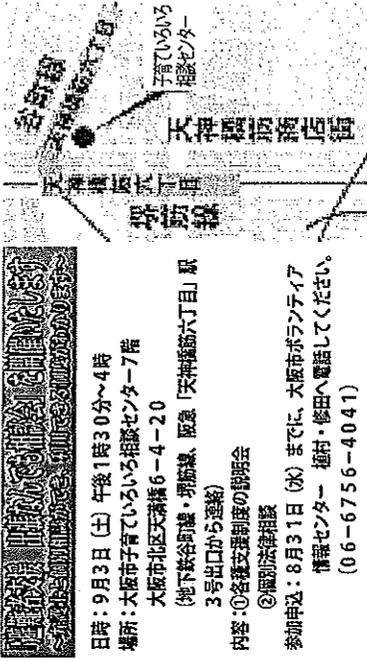
アクションプラン健康づくり部会主催で、伝承料理に取り掛かりました。献立は地元のものや種菜さんご指導による『手打ちうどん・つゆ、健康づくり部会からは「まじないご飯」・茄子の揚げたてしouxクワ添え」を教えていただきました。子どもたちは初めてのうどん作りに、生地を粘土のように練用棒のように伸ばしたり、小さくちぎったりと大喜びでした。こねる作業、生地を茹む作業など、かなり体力のいるものですが、子どもも大人も顔まで粉だらけになって取組みました。



『まじないご飯』とは、お米と炒った大豆を昆布茶で炊き込んだもので、地域の伝承料理です。子どもたちは上手に炒って大豆の皮を剥いてくれました。一方大人は茄子の葉揚げに汗だくになりつつも、手も口も動いて賑やかに40人分の調理をしました。クワイマックスは選んだうどんをのし粉で伸ばす作業です。普段からパイ作りをされているお母さんが、その腕前を舌かきして、初めてとは思えない手さばきでうどんを伸ばしていきました。茹で上がったうどんを冷やし、つゆでいっしょにいただきました。プロの味に舌鼓です。初めて食べるまじないご飯は、程よい大豆の食感が好評でした。



最後につるや種菜さんから「被災地に帰られたら、また大阪のおうどんを作って地元の方を召し上がって下さい」とのご挨拶がありました。本場の浪花の味を、いつかおふくさんさまで感じて出してもらうことを願いつつ、地元の方々の熱い思いに感謝した夏の日でした。（小野晴子・市原利絵）



日時：9月3日（土）午後1時30分～4時

場所：大阪市育いてる相模センター7階

大阪市北区深草6-4-20

（地下鉄谷町線・明神線、阪急「天神橋筋六丁目」駅3号出口から連絡）

内容：①各種支援制度の説明会

②個別法律相談

参加申込：8月31日（水）までに、大阪市ボランティア

情報センター 福村・修田へ電話してください。

（06-6756-4041）

東北だよ口でっせ〜

第8回 東日本大震災被災地支援活動ボランティアレポート

被災地でボランティア活動をした！！という参加者の皆さんの思いを乗せて7月20日、第8回ボランティアが気仙沼に向けて出発しました。今回は、地域の皆さんが使う公園の泥出しだけでなく、遊園所や仮設所へ行き、住民の方にお話を伺いました。そしてつらい気持ちや困りごとを受けとめ、現地の社員のスタッフに言葉の通じを伝える事ができました。参加者の皆さんの感想では、ボランティアとしての活動の必要性を感じる事ができ、互励互勉ばかりが現場で求められているボランティア活動ではないと分かったという声もありました。

避難所や仮設所を訪れた際には、現在必要な物資、仮設所まわりの治安への不安など、様々な声を聞きました。また、演歌歌手が来てくれるときは絶対事前に情報が欲しい！と大阪のおばちゃんさんながらにケタケタ笑いながら話される方や、若い男の子ボランティアに笑顔で話されるおばあちゃんもいらっしゃいました。また、地域の方が避難所でマッソージのボランティアを行っており、マッソージを受けたおじいさんは「体の疲れだけでなく、楽しく話をしてくれるから心の疲れもほぐしてくれる」と話され、地域の人たちが皆で生活を支えあっていることを実感しました。

被災地の皆さんのために大阪から何かしたい！！という思いを皆でつなぎ合わせて、支援の輪をどんどん広げるために、東北の状況はもろもろ、出会った人達の魅力をどんどん伝えていく事も大切だと感じました。（古市朝美）



情報掲示板

お得意なご招待や日々の暮らしに役立つ情報など

ガンバ大阪の試合へご招待

「9/23 大阪から元気を届けようチャリティバザー」に協賛するガンバ大阪は、大阪に遠征している菅生さんズ11リーグ公式戦に招待いたします。

日時：9月24日(土) 18:00～
 場所：万博記念競技場
 モノレール公園東口駅より徒歩1分
 対戦相手：ヴァンフォーレ甲府
 同試合されているチャラジを競技場でご提出いただけますとご家族で観戦できます。

問合せ先
 大阪市ボランティア情報センター
 (植村・修田)
電話：06-6765-4041

栗ひろいと山のすき焼きで招待

三田の山で栗ひろいを楽しみ風流な食卓は三田牛と松茸のすき焼きを味わいます。大塚庭園やライオンスクエアのメンジャーやアフリカと一緒に楽しむと過ごしてください。

日時：平成23年10月22日(土)
 時間：9:30 集合(本園開園)
 16:30 大塚庭園
 場所：栗ひろい 兵衛三田市
 食卓 庭の坊さん山荘
 (松茸と三田牛のすき焼き)

※お酒が出ますので、当日運転の予定のある方はお控えください。
 集合場所：本園 大阪市東区東区藤野町9-10
 TEL 06-6565-1111
 締切：先着 40名 10月12日まで
 参加ご希望の方は大阪市ボランティア情報センター(植村・修田)まで下記の番号にお電話をお願いします。
電話：06-6765-4041

大阪府県人会100周年記念大会懇親会へご招待

私たち福井県人会は今年100周年を迎えました。そこで今年に大阪市内に遊覧される方々と食事しながら語り合ったり、合歓をしたいたいと思ひ、ご招待申しあげます。

日時：11月8日(火)
 17:00～19:00(受付16:30～)
 場所：ホテルニューオータニ大阪
 定員：先着30名(お子様も歓迎致します)
 締切：10月10日
 内容：ホテルの会食(福井県のお土産付き)
 福引抽選会(福井県と大阪の名産品等) 会員での会合
 (明日という日に、ふるさと山形ふるさとを歌おう)

申込・問合せ
 大阪市ボランティア情報センター
 電話：06-6765-4041
 FAX：06-6765-5618

癒しフェアで招待!

東日本大震災復興支援団体「被災地に癒しを届けよう」主催「癒しフェア」へご招待!!
 無料バスで、指定の時間内はいくつでもお時間の許す限り癒しブースをお楽しみください!!(各ブース1回まで)

日時：10月16日(日)12時～17時
 (無料バス利用時間12時～14時)
 場所：大阪府中央区南本町3丁目3-9
 本町エビル8F「ワークシップ」
 大阪市営地下鉄御堂筋線 本町駅下車
 9号出口 徒歩5分
 定員：先着10名
 締切：10月15日(土)
 お申込み・お問合せは下記まで
 06-5764-0875 アート・アセスメント(担当 範田)
 受付時間 10時～17時

初心者のための上方伝統芸能ナイト

第99回 東北の音響、復興の願いをこめて「東北文化フェスティバル」にご招待

日時：2011年10月1日(土)
 18:00～20:00
 場所：山形県山形市(中央区藤野町1-3-6)
 地下鉄「空町4丁目」4番出口より徒歩2分

70分：能「安達原、狂言 小笠原屋 若手人形芝居の楽しい解説つきでハイライトを上演。見どころ、笑いどころいっぱい!!
 「東北の音響」を味わえるアロマムック 通常3500～4500円のお値段を大阪を物「癒しのおこわ」とお茶も用意。この機会にぜひ!!
 ■申込方法
 ①申込責任者(お出身県)②連絡電話番号③申込人数(地域別)④同行者、1グループ4人まで⑤お電話番号、お名前⑥お申し込みください。 ※お申し込みメール：hibenoh-theater.com FAX:06-6942-5744
 ■定員：30名(先着順・郵券別)

国際交流の祭り 四天王寺ツツ

大阪の皆さんとの交流にぜひ参加しませんか?

四天王寺ツツは1990年から続いている大阪のお祭りです。1400年前の大阪と韓国・アジアの交流を当時の装束を着て再現します。

日時：2011年11月6日(日)
 10:30～17:00
 場所：なにわの空(地下鉄空町4丁目からすぐ)
 締切：別紙申込用紙にご記入いただき、下記申込先へFAXをお送りください。
 申込先：大阪市ボランティア情報センター
 FAX: 06-6765-5618
 締切：9月30日(金)

感謝!!

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター
 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター1F
 Tel: 06-6765-4041 / Fax: 06-6765-5618
 <<利用時間>>
 月～金曜 9:30～20:30 土曜 9:30～17:00
 <<休館日>>
 日曜・祝日・国庫の休日及び
 年末年始(12月29日～1月3日)
 E-Mail: oevic@osakacity-vnet.or.jp

第4号：平成23年9月

東北と大阪を繋ぐ情報誌

MONIKAI

いもいも

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
 大阪市ボランティア情報センター
 住所：〒543-0021
 大阪府天王寺区東高津町12-10
 大阪府社会福祉センター1F
 電話番号：06-6765-4041
 FAX:06-6765-5618
 協力 大阪府社会福祉協議会
 大阪府ボランティア情報センター

9.23大阪から元気を届けようチャリティバザー大特集!!

開催が直前に迫っている「9.23大阪から元気を届けようチャリティバザー」今回は詳しいブースの内容や、東北コーナーなどを紹介いたします。ぜひ、ご参加ください!



東北特産品

- 東北の醸酒
- 東北の鮭栗
- ずんだあん
- 南郷せんべい
- せんべい汁
- etc...

フード

- たこ焼き
- 焼きそば
- 焼き鳥
- から揚げ
- フランクフルト
- 生ビール
- ポップコーン

東北コーナー

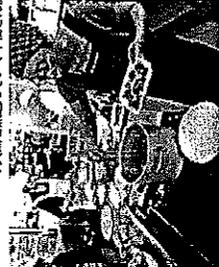
東北コーナーでは、県外遊覧として大阪へ移られた方々と一緒に、東北地方の郷土料理である「ずんだもち」「芋煮」を作ってお出しいたします。

◎ずんだもち

宮城県、福島県でおなじみのずんだもちを作ります。投豆のあんじの独特の食感と豆の風味をぜひとも大阪の方にも味わっていただきたいと思ひます。豆のつぶし具合や味をみていただく方は、宮城県刈田からお越しの飯塚さんです。お餅は会場ですつきますので、つきたてのお餅をお楽しみいただけます。

◎芋煮

東北地方各地で行われる秋の行楽「芋煮会」で囲む餅を作りませう。南東北の味付けで、豚肉と味噌を使った芋煮鍋の監修をしていただいたのは、福島県南相馬市からお越しの中橋さんです。ひと足早い秋の味覚をお楽しみください。

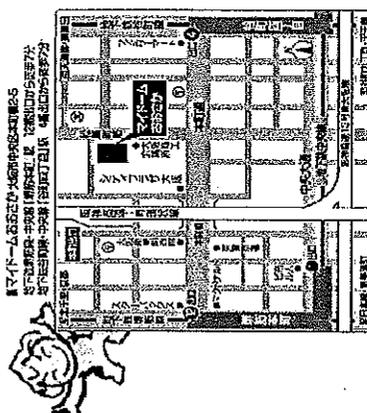


(写真は制作風景です)

キッズコーナー

おもちゃの輪交遊「かえっこバザール」

かえっこバザールは、いらなくなったおもちゃやカエルポイントと交換して、集まったカエルポイントとほかのおもちゃを交換できるバザーです。カエルポイントは交換するおもちゃがなくとも、会場でおもちゃをお手頃にして貯めることができます。どんどんご参加ください!



弁護士会からのお知らせ

大阪弁護士会本部の相談室が移転してあります。お気軽に御相談ください。
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 電話 03-5561-1111
 大阪弁護士会本部
 〒545-0051 大阪府大阪市東淀川区東淀川1-1-1
 電話 06-6364-1248
 月曜～金曜
 13:00～17:00

個人債務者の私的整理に関するガイドラインの概要について

本年7月15日に、東日本大震災の影響により住宅ローンや専業主婦ローン等の既借債務（東日本大震災以前に負担していた債務）の弁済に困難を来している個人の債務者の生活の再建又はその営む事業の再建・継続を目的として、債務整理を円滑に行うための「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定・公表され、8月22日から適用が開始されました。

- このガイドラインによる債務整理を申し出るためには、以下の条件を全て満たしていることが必要です。
- ① 住居、動産等々の生活必需品、事業設備、取引先等の事業資産などが東日本大震災の影響を受けたことにより、事業性ローンその他の既借債務を弁済することができないこと又は近い将来において既借債務を弁済することができないこと。
 - ② 弁済について破産等の再建・継続を希望していること。
 - ③ 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りではない。
 - ④ このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等級以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的合理性があること。
 - ⑤ 債権者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支拂により再建の可能性があること。
 - ⑥ 社会的勢力でなく、そのおそれもないこと。
 - ⑦ 破産法252条第1項（第10号を除く）に規定される免責不許可事由に相当する事案がないこと。

- この手続を利用するメリットは、
- ① 債務の免除や減免を求めることができること。
 - ② 破産や個人再生手続をしなくていいこと。
 - ③ 雇用情報機関に情報を登録されないこと。
 - ④ 追加融資を受けられる可能性もあること。
- などがあります。詳細については大阪弁護士会にご相談ください。



大阪だより

朝潮橋でおおさがお散歩まっふ

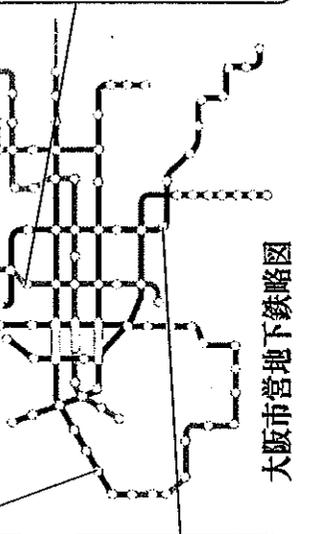
今回の大阪だよりは、大阪市地下鉄、ニコトラムが1日乗り放題で利用できる一日乗車券を使って行けるお散歩まっふをご紹介します。一日乗車券の料金は通常850円で毎週金曜日と毎月20日のみ、マイカープーは800円とお得になっています。地下鉄が利用できるお散歩まっふは、朝潮橋からあべの橋まで、芝生の上に乗ってゆっくりするのんびりですね。隣の大阪港駅には、日本一低い山である天保山公園もあります。

朝潮橋
 ここには大阪市中央体育館があり、併設しているアスレチックがあります。お子さんが遊んでいる様子で、芝生の上に乗ってゆっくりするのんびりですね。隣の大阪港駅には、日本一低い山である天保山公園もあります。

阿倍野
 阿倍野では懐かしい路面電車が今なお頻りに走っています。こちらは一日乗車券では乗れません。ぜひ、お散歩まっふを利用してください。ぜひ、お散歩まっふを利用してください。ぜひ、お散歩まっふを利用してください。

京町
 キッズプラザ大阪
 入館料 非一日乗車券券
 高校生以上：1200円→960円
 小・中学生：600円→480円
 3歳以上：300円→240円

北浜
 北浜駅の出口には、大阪市役所や中央公会堂がある中之島という中洲があります。ここには、公園が有名な中之島公園があり、静かに広がる緑の空間があります。お散歩まっふを利用して、夜景も満喫できる素敵な空間です。



東北だより

東の進歩の声
 先日、宮城県から大市内へ避難されている浜口有紀さんと現在の生活の様子や本誌「MONIKAI」(いも)にかへての感想やご要望などについてお話を伺いました。浜口さんご主人は宮城県で就労して仕事をされておられ、3人の子供とも一緒に大市内の市営住宅で生活されておられます。

市営住宅での生活の様子
 市営住宅に入居して、住環境は良いが、以前の軒先から集合住宅になったことで、子どもたちが周りの方々に迷惑をかけていないか心配されています。また、家族が離れて暮らすことで子どもたちが負担を背負ってしまっている不安があります。子どもたちは地域にも慣れて、子ども会(あざがほ)で友達もでき、元気に過ごしていますと語られています。

本誌「MONIKAI」について
 これまでの「MONIKAI」のご感想は、「これまで行われた活動を知ることができ、自分たちが参加したものを振り返られる機会となった」とのこと。今後は、「大阪の街のことがまだよくわかっていないので、親子で遊べるスポット、特に体を動かして遊ぶことのできる公園などを特集して欲しい」というご意見をいただきました。

住み慣れた宮城県を離れ、3人の子育てをしながらの生活はさぞかしご苦労も多いと思いますが、浜口さん自身も「子どもたちの笑顔を見ることが何より元気づけられる」とおっしゃっています。これからもこの情報誌を通して、皆様への支援に全力で取り組んでいきたいと改めて感じました。(修田)

弁護士会からのお知らせ

相続関係に関するお知らせ

相続関係に関する法律が平成23年3月11日当時、被災地(※)に住所を有していた方につき、相続を承継するかどうかを決める期間が、平成23年11月30日まで延長されました。相続の放棄をする場合、上記期限までに、管轄の家庭裁判所に「相続放棄の申請書」と必要書類等を提出する必要があります。

(※)この法律の適用を受ける「被災地」は、岩手県・宮城県・福島県の全市町村と、青森県・新潟県・千葉県・栃木県・埼玉県・茨城県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・香川県・岡山県・広島県・山口県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県・沖縄県の一部の地域です。

詳しくは大坂弁護士会ホームページをご覧ください。

- 相続放棄するのかわ、どんな割合で相続するのか等は、大坂弁護士会第2号をご覧下さい。
- 申立書の委任状(「亡くなった方」が最後に住民票のあった住所)を提出する家庭裁判所です。申立は、郵送でもできます。
- 申立に必要な費用は？
 - ①収入印紙 8,000円分
 - ②郵便切手 収入印紙・子ども・8,000円切手2枚・親・兄弟姉妹：8,000円切手6枚
- 必要な書類は？
 - ①申請書：形式は全国共通です。管轄のH.P.申請書の印刷所から入手できます。
 - ②被相続人(亡くなった方)の戸籍簿
 - ③被相続人(亡くなった方)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本
 - ④その他、申立をする人と被相続人(亡くなった方)との関係(配偶者、子等)により、他に戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本が必要を場合があります。
- 相続の放棄期限を延長する法律「を」利用して申立をする場合は必要な書類は？
 - 平成23年3月11日当時の、あなたの住所がわかる資料(免許証のコピー、住民票のコピー、現住の明書のコピーなど)の提出を求められることがあります。
 - これらについてわかりにくい点がありましたら、お気軽に大坂弁護士会にご相談下さい。

監修：大坂弁護士会

原発事故の損害賠償について

今回の原発事故による損害については、東京電力に対して損害賠償を請求できます。この賠償請求の方法としては、

- ① 東京電力に対して直接請求する方法
- ② 原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てる方法
- ③ 裁判所に申し立てる方法

が考えられます。

東京電力は、本件事故による損害賠償につき、対象者に対して請求書の郵送し、10月から支払をスタートさせるとしていいます。これは①に関するものです。

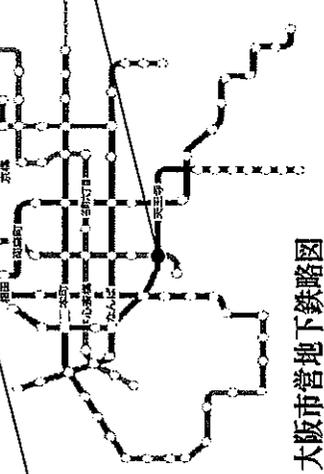
①による方法は、他の方法による場合より賠償額が低くなる可能性があります。東京電力に対して請求書を郵送し、10月から支払をスタートさせるとしていいます。これは①に関するものです。

フリーダイヤル 0120-062-545
 電話番号 06-6364-1248
 受付時間 月曜～金曜 13:00～17:00

大坂だより Vol.2

おおさがお散歩まっぴ Vol.2

大坂市営地下鉄路図



前回掲載した「一日乗車券」に代わり、10月1日より新たに「エンジョイエコカード」が発売されています。現金体系に変更あり、大人は平日800円、土日・祭日は600円、また子ども料金はいつでも300円より便利でお得になりました。加齢の割引等は従来通りご利用いただけますので、エンジョイエコカードで大坂の名所を巡ってみませんか？

天神橋大目録
 こちらには日本一長い商店街があります。全長2.6キロメートル、淀川から中之島まで続いております。約600のお店が並んでいて、駅に隣接している大坂市立住まいる情報センター内にあります。大坂から今の昔鎮では、異物大で再現された江戸時代の大坂の町並みに散策することができます。

大坂からしのみ乗車券
 (大坂市営地下鉄全線利用可能)

大人	600円
小学生	400円
幼児	200円

見聞録

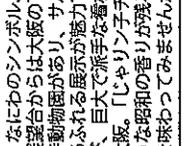
ここには大阪を代表する公園「花博記念公園造幣緑地」があります。この公園は1990年に開催された万国博覧会と緑の博覧会でメイン会場となった場所です。120ヘクタールという広大な土地に芝生の広場やスポーツ施設などがあり、天気の良い日には散歩やピクニックが楽しめます。また、ガラス張りの屋内植物園「咲くやこの花館」はエンジョイエコカードの提示で割引価格で入館することができます。



↑ 芝生の広場。園内は本当に広く、一周するのも大変です...

動物園前駅

動物園前駅は、通天閣がある新世界はここから展望台から大阪の下町が一望できます。すぐ隣には天王寺動物園があり、サバンナやジャングルを再現した動物園あふれる展示が魅力です。周辺には昔カッパが所狭しと並び、巨大で派手を看板が並ぶ、まさに「コデコ子」の大昭和の香りが残るレトロな雰囲気、ディープな大阪を味わってみませんか？



東北だより Vol.1

今回の東北よりは、大坂府内の大学、東北大学で実施されている「東北だより」の発行についてです。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。

東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。

東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。

東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。東北大学は、今年3月11日の震災から1年が経ちました。

2011/1/4
豊中市社会福祉協議会

豊中市社会福祉協議会における 東日本大震災の支援



2011.12.3 (土) 弁護士会館

社会福祉法人
豊中市社会福祉協議会

豊中の旗5ランディアイダーキャラクター
がらんごん

～ 東日本大震災の概要 ～

■3/11 東北地方太平洋沖地震発生
3月11日14時46分頃、三陸沖でマグニチュード9.0の大地震が発生。岩手県宮古市では最大波8.5メートルを超える津波が襲われるなど、東北地方太平洋岸の広範囲にわたる市町村を襲い、莫大な人的・物的な被害が発生。

写真33年東北地方太平洋沖地震による地震被害別死者・行方不明者数
 3A 東北地方太平洋沖地震発生直後(3/11) 1:00
 3B 3/11発生直後(3/11) 1:00
 3C 3/11発生直後(3/11) 1:00
 3D 3/11発生直後(3/11) 1:00
 3E 3/11発生直後(3/11) 1:00



～ 街頭募金 ～

■3/14～街頭募金実施
同町駅・庄内駅・豊中駅・服部駅・千里中央駅・曾根駅・桃山台駅・緑地公園駅にて実施





～ 救援物資受付 ～

■4/18～4/28 救援物資受付
被災地のニーズに沿った品目に限り、市民の方へ物資の受付。
市内小学校に協力を呼び掛け、被災地へ文具の送付。

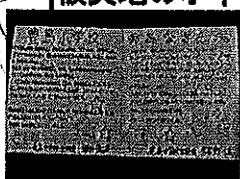
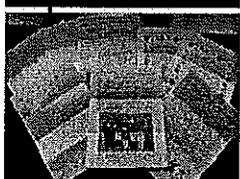
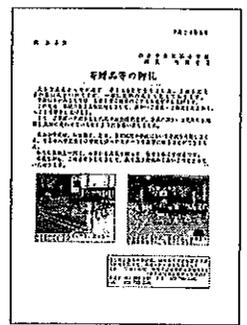



～被災地の小中学校へ文具の支援①～

■4/18～4/26 「被災地の学校に文房具を届けよう！」プロジェクト
豊中市教育委員会と豊中市社会福祉協議会にて、被災地の小・中学校の支援のため、豊中市内の小・中学校へ学用品に関する物資提供の協力をつのる。




～被災地の小中学校へ文具の支援②～

文房具を受け取った東北地方の小・中学校から、お礼のお便りが届きました。

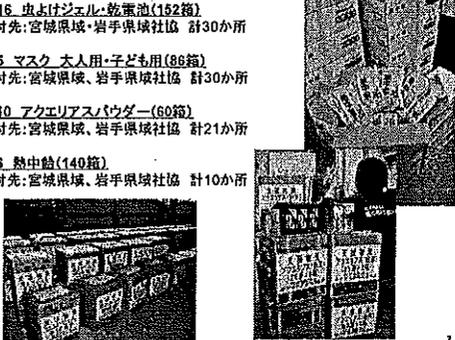
～ 支援物資送付 ～

■6/16 虫よけジェル・乾電池(152箱)
送付先:宮城県・岩手県域社協 計30か所

■7/5 マスク 大人用・子ども用(86箱)
送付先:宮城県・岩手県域社協 計30か所

■8/10 アクエリアスパウダー(60箱)
送付先:宮城県・岩手県域社協 計21か所

■9/6 熱中飴(140箱)
送付先:宮城県・岩手県域社協 計10か所



～ 豊中に避難された被災者支援 ～



～ 被災者受け入れ支援① ～

■3/29～ 豊中の市営住宅で被災者の受け入れ(6月～全市対象)
豊中市社協では校区福祉委員会を通じて、支援物資を集め、タオル、石けん、バスタオル、ゴミ袋、ティッシュペーパーなどを引っ越し時に持参。個別支援、生活情報の交換、就労・制度利用の支援などパーソナルサポート



～ 被災者受け入れ支援② ～

■4/7 被災者激励の集い
豊中で安心して暮らしていただけるように、情報交換の場として被災者の方々の集いを開催。

■6/11 リフレッシュ交流会
3市社協(箕面・池田・豊中)共同企画。東北地方から避難してきた被災者同士の交流。気楽スパーガーデンにて、8世帯19名参加。

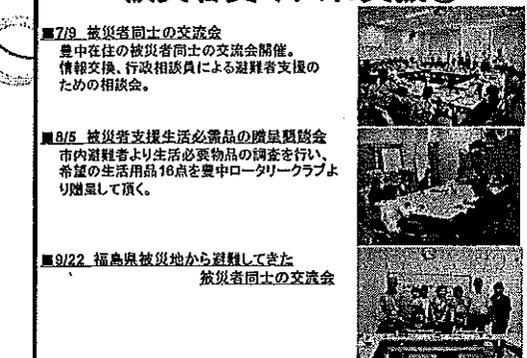


～ 被災者受け入れ支援③ ～

■7/9 被災者同士の交流会
豊中在住の被災者同士の交流会開催。情報交換、行政相談員による避難者支援のための相談会。

■8/5 被災者支援生活必需品の贈呈懇話会
市内避難者より生活必需品の調査を行い、希望の生活用品16点を豊中ロータリークラブより贈呈して頂く。

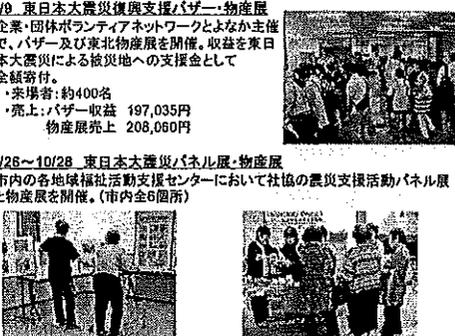
■9/22 福島県被災地から避難してきた被災者同士の交流会



～ 復興支援バザー・物産展・パネル展 ～

■7/9 東日本大震災復興支援バザー・物産展
企業・団体ボランティアネットワークとよなか主催で、バザー及び東北物産展を開催。収益を東日本大震災による被災地への支援金として全額寄付。
・来場者:約400名
・売上:バザー収益 197,035円
物産展売上 208,060円

■9/26～10/28 東日本大震災復興パネル展・物産展
市内の各地域福祉活動支援センターにおいて社協の震災支援活動パネル展と物産展を開催。(市内全6箇所)



～ 東日本復興支援プロジェクト ～



13

～ 東日本大震災復興支援豊中プロジェクト ～

■7/27 第1回プロジェクト会議開催
国の「新しい公共」の助成金を受け、行政・大学・NPO民生委員・ボランティア・校区福祉委員会が協働で東日本大震災への継続的支援を現地と連携し、地域ぐるみで行う事を目的に支援を進めている。

■9/12 第2回プロジェクト会議開催



14

プロジェクトの内容

- ・メッセージ講演会の開催
施設、学校関係者、自治体職員、ボランティア向け
- ・地域と施設の合同避難訓練の実施
→モデル施設のDVD化全市への展開
- ・福祉避難所マニュアル作り
- ・復興支援物産店の全市展開・普及
- ・豊中に避難されてきた被災者支援
被災者交流会、聞きとりにより手記発行

15

～ 講演会 ～

■6/7 企業・団体ボランティアネットワークとよなか
総合・講演会・パネルディスカッション開催
テーマ:「東日本大震災被災地の今... 私たちになにができるか」
講演:NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター
理事長 池田 昌弘 さん
パネラー:豊中市消防職員、コープこうべ大阪北地区本部
市社協職員

■8/29 被災地からのメッセージイベント
シンポジウム開催
テーマ:「老人ホームに大津波襲来! 職員はその時になにができたのか...」
宮城県名取市関上地区
特別養護老人ホーム「うらやす」
施設長 佐々木 恵子 さん



～ 被災地への職員派遣と現地の状況①～

■3/19～3/21 宮城県社協・NPO
職員2名派遣

■5/2～5/4 宮城県石巻市、名取市 他へ派遣
職員3名派遣

■5/17～5/24 宮城県石巻市
職員2名派遣



17

～ 被災地への職員派遣と現地の状況②～

■5/23～5/28 宮城県石巻市
職員3名派遣

■7/12～7/14 宮城県庁、名取市、
岩沼市、陸前高田市、大船渡市、
岩手県庁訪問
職員1名派遣



施設と地域の合同避難訓練

19

～ 東北地方でのボランティア活動 ～

20

～ ボランティアバスの運行 ～

■8/25～8/28 豊中市ボランティアバスの運行 ～岩手県大槌町支援～
大阪府立桜塚高校の学生、豊中市職員、豊中市社協職員にて、津波被害の沿岸部視察と大槌町での泥出し・瓦礫除去などのボランティア活動を行いました。
(岩手県大槌町～釜石市～大船渡市～岩手県陸前高田市～気仙沼市～南三陸町視察)

21

～ ボランティアバス活動風景① ～

大阪府立桜塚高校の学生から
岩手県立大槌高校の学生へ寄せ書きの贈呈
岩手県立大槌高校の校長先生の体験談

22

～ ボランティアバス活動風景② ～

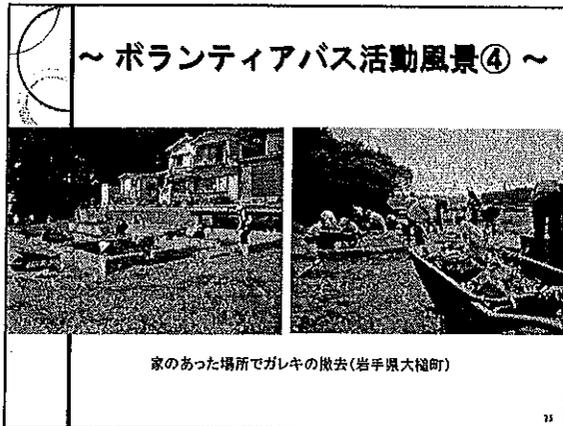
この辺りにも家がありました(岩手県大槌町) 沿岸部の風景(宮城県南三陸町)

23

～ ボランティアバス活動風景③ ～

沿岸部にある福祉施設内の様子(宮城県南三陸町)

24



活動のこだわり

- 被災地から学びまちづくりや地域のつながりを深める取り組みを目指す
講演会、ボランティア・職員派遣
↓
物資送付、避難訓練、避難所マニュアル作り
- 長期的な支援を継続させる
物産展、パネル展示、募金、手記冊子作り
- 被災者を孤立させない(特に福島)
個別支援・家族会等

27

最後に

- 阪神淡路大震災で私たちは3度コミュニティを失った。
- 全国に避難している被災者を孤立させない取り組みを 社協の役割
- 特に原発の自主避難の課題
地元からも避難地域からも孤立
- 長引く避難に見合った支援策を...
- 災害を風化させない気運作りを

28



豊中市社会福祉協議会の パーソナルサポート事業を通じた 被災者支援

平成23年度内閣府のモデル事業「パーソナルサポート事業」を受託することになりました。豊中では、この事業を①地域就労支援センター②豊中パーソナルサポートセンター③豊中市社会福祉協議会の三つのそれぞれの専門性を生かしながら連携するという形で運営しています。

すでに、豊中市社会福祉協議会は、地域福祉計画に基づき、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の抜きの問題としてホームレス、多量貧乏、リストラ、自然、引きこもり、精神障害者本人からなかなかSOSを聞けない課題を、地域の「福祉なんでも相談窓口」や校区福祉委員会の見守り活動、関係機関からの相談などからもち込まれていました。CSWは、これらの課題を地域力を背景に、公長訪問で、サービスタウンにつないで、地域関係づくりを行ったり、さらに、支援のためのルールづくりや、仕組みづくりなどを行うまちづくりワーキングとして役割を果たしてきました。

今回、パーソナルサポート（PS）を配置することにより本人と接し困難ケースへのアプローチ、サービスがない場合の代替的機能、地域関係が著しく困難な場合のモニタリング機能などよりきめ細やかに、粘り強い支援が行えるようになりました。さらに、自分で「PSプラン（支援計画）」を本人とCSWとPSが合同で立てたものに基づき、定期的な支援とモニタリングを行うなかで、生活の立て直しや定着支援まで伴走型で行えるなど大きな効果も上げてきました。

特に、東日本震災の避難者は3月11日を境に、財源や職業として家族・友人、思い、土地、家庭を失った人たちが多く、個別・横断的支援をどの人も必要とし、社会的に孤立している現実をふまえ、今回、パーソナルサポートの対象として位置付け支援を行いました。市社協で、対象者を把握次第、家庭訪問を行い個別支援（通称、情報提供、制度利用支援、就労支援等）と家族交流会などで孤立化防止の取り組み、そして被災体験を社会に発信することでエンパワメントとしていく取

り組みとして、今回の甘ずづくりも行いました。特に、福島からの被災者は避難期間が長期化するとともに、原爆への不安など独自の支援が必要なかからパーソナルサポート事業により、被災者のサポート体制（被災者支援センター的）の役割を一定程度果たすことができたと考えています。ぜひ、この支援モデルが全国の避難者支援の取り組みの参考になれと思います。

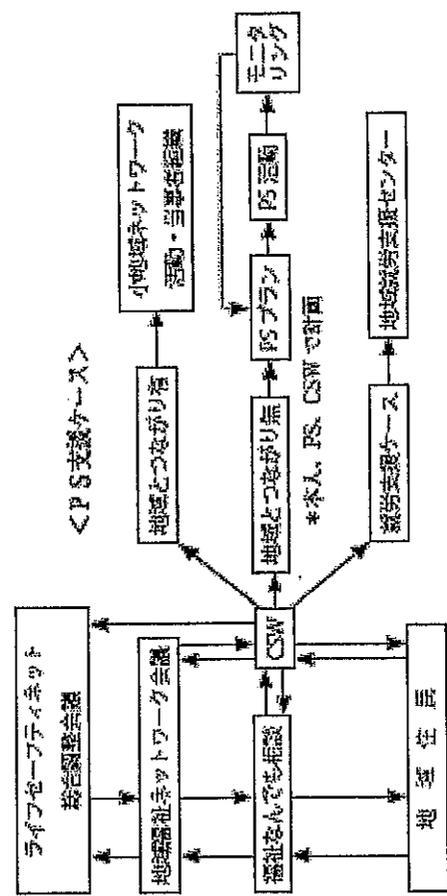
<参考>

1. 豊中市社会福祉協議会のパーソナルサポートの概要

- (1) 豊中のモデル事業の概要
- ◎ 副の成長戦略・国家戦略プロジェクト「雇用・人材分野」
- ◎ 現行の対象や制度に限定化した稼働型型の教育・福祉・就労等の支援に国界（セーフティネットの崩壊）→貧困・困窮者への個別の制度横断的、継続的な支援の個別化を目指す検証実験
- <制度本位から当事者本位の視点を転換す>

- ① 当事者を念頭に、制度横断的にオーダーメイド（個別・包括的）の自立・就労に向けた就労支援
- ② 一緒に問題解決・自立就労に向けた継続支援
- ③ 地域福祉や地域社会への働きかけや関係性を構築

(2) 豊中市社協の相談対応フロー



(3) 豊中市社協のPS事業の主な内容

1) CSWと連携したPS支援(アウトルーチ・総合相談コーディネーター)

ケース支援/家庭訪問/ケース会議

2) PSプランの作成と支援、評価

PS連絡会 1/2W/事例検討会 1/1M

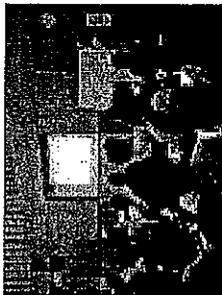
3) 社会関係づくりの開発(当事者組織化交流会

の開催・居場所づくり)

発達障害者家族交流会支援

高次脳機能障害家族交流会

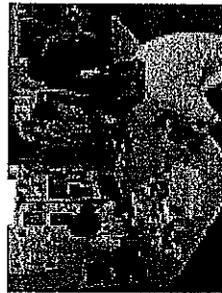
びーのびーのプロジェクト(就労体験・居場所プログラム)



発達障害者家族交流会



被災者の集い



びーのびーのプロジェクト

4) 就労支援に関わる社会資源の開発・就労懇話会の創出

カード・手づくり・映画・写真、音楽等オーダーメイドの就労プログラム創出

ゴミ屋敷、被災地支援等ボランティア体験

野菜づくりプログラム、販売プログラム

就労販売体験プログラム(被災地物産展・自主製作作品販売)



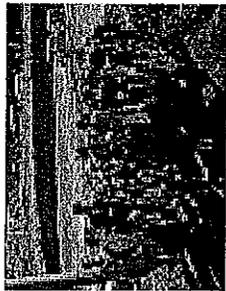
手づくりカード・カレンダー



手づくり小物



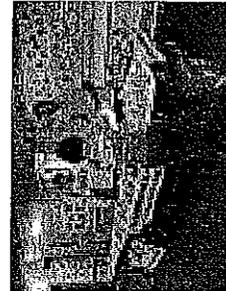
映画製作



被災地支援ボランティア体験



野菜づくりプログラム

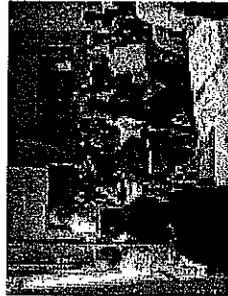


物産販売会体験

5) ボランティアPSの育成と課題共有(福祉なんでも相談員・校区福祉委員)

福祉なんでも相談窓口相談員研修会 参加者300名

地域福祉ネットワーク会議



福祉なんでも相談研修会



地域福祉ネットワーク会議

6) 地域就労支援センターとの連携(就労支援事業など)

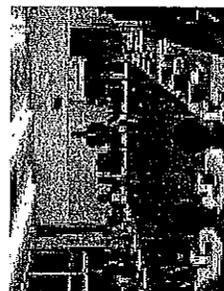
ケース会議の開催

7) 被災者支援

個別支援/被災者交流会の開催/被災者手記の作成



個別支援



被災者交流会



福祉士相談会の実施

8) 地域社会への啓発

シンポジウムの開催、広報紙の発行/啓発物の発行

京都・避難者サポートネットワークについて

東日本大震災において、特に原発被害を受けて避難生活を余儀なくされる方への継続的支援を考える上で、専門家枠を構成の柱として立ち上げたものです。避難先でのめどの立たない生活不安を少しでも緩和することにより、避難へ向かわれるような気持ちになられるように想いました。避難者との繋がりを作りながら始めたのが京都・避難者サポートネットワークです。専門化枠には、当初より弁護士、税理士、社会福祉関係者、行政とのパイプライン役を構成員とし、生活相談スタッフにより、近所づきあいのような、緩く継続的に関わりを持つというスタンスで臨んでいるところです。また今後の課題として、避難者同士の横のネットワークづくりに協力参加し、相互サポートを図れる関係を構築していくことを検討しています。京都の市と府では全国的にみますと、かなり柔軟に被災者向け住居を提供されている経緯があり、住居等に関しましては可能な限り京都の公的支援のものを案内しています。以下にその概要を記します。

京都府の受け入れ支援について

1. 京都府の支援住宅について

- ・入居対象…災害救助法の適応範囲（岩手・宮城・福島 of 全域と青森・茨城・栃木・千葉 of 適用市町村）に居住していた方。罹災証明、被災証明の有無は問われません。
- ・住宅…京都府内公務員官舎。入居期間は、基本的に一年間。
- ・場所…亀岡市、京丹波町、宇治市、京都市内伏見区桃山など。中でも桃山東団地にはすでに50世帯以上が居住され、避難者の住民の会なども新しく組織され始めたところです。
- ・間取り…基本は3DKの畳部屋3部屋と台所とトイレ、風呂、ベランダ。
- ・家賃…無償提供。共益費のみ2000円程度の負担あり。
- ・提供物品…京都府からの提供物品は布団セット、電気ストーブ、ガスコンロ、炊飯器、照明器具、テーブル、包丁まな板などの日用品セットと食器セット、カラーボックスとエアコンです。また、福島県、岩手県、宮城県、茨城県の4県からの避難者につきましては日本赤十字社からの家電6点セットの提供になります。（テレビ、冷蔵庫、炊飯器、ポット、電子レンジ、洗濯機）但し、現在申請後約1ヶ月後の支給となるなど提供に時間がかかっている状態です。
- ・備考…建物周囲に一家族一台分の駐車スペースがあります。ペットは認められていません。
公務員官舎として使用中の棟もあることから、現在は、先の住民と避難者の数の割合が逆転をしていることもあり、住民間のコミュニケーション不足や行き違いをどう解消していくかに課題を残しています。老朽化した建物ゆえの使用上の問題など、府の災害支援対策本部でも諸々の問題を抱えているとの報告を受けています。2013年3月末日まで入居期限延長。

京都市の受け入れ支援について

1. 市営住宅での受け入れについて

- ・入居対象…自宅が一部損壊、全壊して居住が適わない状態の方。基本的に被災証明・罹災証明が必要です。6月20日以降の高速道路無料化に伴う一部損壊でも出た罹災証明でも当初は市営住宅への入居が可能でしたが、現在は適っていません。
- ・住宅&場所…市営住宅。主に山科（山科区）と向島ニュータウン（伏見区）。

- ・間取り……2DK。
- ・家賃……無償提供。共益費、自治会費の自己負担あり。
- ・提供物品……京都市の日用品等の支給品目は折りたたみテーブル、扇風機、ガスコンロ、照明器具、炊事道具セット、日用品セット、食器セット、寝具セット、下着類セットなどです。また、京都府と同様に、福島県、岩手県、宮城県、茨城県の4県からの避難者につきましては日本赤十字社からの家電6点セットの提供があります。(テレビ、冷蔵庫、炊飯器、ポット、電子レンジ、洗濯機)府と同様に、申請してから約一ヶ月後の支給になる状況のようです。
- ・備考……駐車場あり(有料、応相談)。

京都市の受け入れ住宅に関しては、各市営住宅で準備の整ったところでの受け入れとなるため、被災者の方での地域の選択ができないものとなっています。今、現在は主に向島ニュータウンでの受け入れとなっていることを確認しています。2013年3月末日まで入居期限延長。

2. JR西日本社宅借り上げの受け入れについて

- ・入居対象……福島県内の方で、高校生以下の児童および、妊婦さんの居られる家族。
- ・住宅&場所……JR社宅借り上げ。京都市下京区梅小路。
- ・立地……京都駅から徒歩圏内といってもいいほどの都心です。社宅真ん前に梅小路小学校があり、芝生の大広場や梅小路機関車間などを併設した梅小路公園に隣接します。
- ・間取り……3DK。
- ・家賃……無償提供。共益費無料、水道光熱費のみ自己負担。6ヶ月更新、最長で2012年5月まで。
- ・提供物品……なし。日赤の家電6点セットについては、京都府・市同様の申請で支給可能。
- ・備考……駐車場は一家族一台分の用意あり(無料)。

8月からようやく始動し、22日から入居可能となったばかりのため、現在はまだどなたも未入居です。10棟のうちの最初のD棟がようやくエアコンなどの整備完了となり入居が可能な状態です。

京都府の支援に関する問い合わせ先

京都府災害支援対策本部 支援対策相談総合窓口(避難者受入班)

075-414-5930 開設時間帯:9時から18時(土曜・日曜・祝日含む)

<http://www.pref.kyoto.jp/saigaishien/1300526140331.html>

京都市の支援に関する問い合わせ先

被災者向け住宅情報センター 被災者受付窓口 075-223-0750

場所 京都市住宅供給公社内(上京区中町通丸太町下る駒之町)

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000098503.html>

10月以降、支援拡大および、継続している自治体例。

■鎌倉市

1. 住宅家賃等補助：家賃（月額）5万円、駐車場賃料（月額）1万円
2. 生活支援金：1世帯あたり（月額）3万円
3. 入居支度金：1世帯あたり10万円（1回限り）

※給付期間は、原則として6カ月（最大6カ月の延長可）です。

1. 支援対象者の拡大（10月1日より）

(1)東日本大震災により居住する住宅を失った方

(2)原子力災害特別措置法の規定により避難、屋内避難等の指示が発出された区域に住居がある方で、鎌倉市に生活の拠点を設けた被災者としていましたが、新たに下記の方々を事業対象者に加えました。

(3)福島県内から自主避難者（福島第一原発事故の影響を避けるため自主的に鎌倉市内に避難した者）

(4)福島県に隣接する県からの自主避難者（同上）であって、その者の世帯に妊婦又は中学生以下の子がいる者。

【問い合わせ】生活福祉課 電話 0467-61-3958

自主避難者を含む被災者に対して、12月1日現在に支援対象者となっている方、及び12月2日以降年末までに転入してきた支援対象者に対して、年末一時金として、1人世帯3万円、2人世帯5万円、3人世帯7万円（以降世帯員が1人増えるごとに1万円を加算）を交付することとしました。

■兵庫県（10月4日より）

現行

①東日本大震災に伴う地震、津波により、住家が半壊又は全壊された方

②福島第一原子力発電所及び同第二発電所の事故に伴う、避難指示区域、計画的避難区域、緊急時避難区域に居住されていた方

変更点

：福島県居住者のうち被災証明を所持し、かつ原発を原因として就労、医療、福祉、介護、教育等本県に避難するに相当な事由があると認められる方。

なお、県住宅供給公社が民間から借り上げ管理している賃貸住宅を応急仮設住宅として提供する事業についても同様の取り扱いとする。 問い合わせ先 0782308460

■西宮市

市では、被災者支援の一環として、現在、被災者が入居できる市営住宅50戸を提供できるように、対策を進めています。現在30戸が準備完了しています。11月14日より、福島県居住者の内、被災証明を所持し、かつ原発を起因として、就労・医療・福祉・教育等の問題により、本市に避難することに相当な事由があると認められる方も受け入れが可能となりました。

問い合わせは住宅管理グループ 0798-35-3029 または 0798-35-3661

(提出日) 年 月 日

各自治体宛（各長、議会宛に変更してください。）

区域外避難者（自主的避難者）を含む、被災者受け入れ・支援に関する請願書

(請願者住所)

(請願者氏名)

(請願者電話)

趣旨

福島第一原発における原子力災害で放出された多量の放射性物質は、福島県内のみならず東北、関東圏に甚大な汚染をもたらしました。汚染の広がりとは同心円状ではなく、各地で高い放射能、土壌汚染データが計測され、母乳・子どもの尿からの放射性核種の検出、甲状腺機能の異常などが続々と報告されています。しかし、具体的な避難等の対策が取られているのは、立入禁止区域（原発から20キロメートル圏内）、緊急時避難準備区域（30キロメートル圏内）、計画的避難区域（20ミリシーベルト／年を超える地域）のみで、これらの区域外で暮らす人々は、避難や移住に際し、東京電力、日本政府による支援、保障が一切なされていません。全ての人には、不必要な被ばくを避け、健康と命を守る権利があります。そのため、被ばくの影響を避けるために避難、移住、一時保養などを希望する人々を、放射能汚染の影響が少ない西日本等の各自治体等で支援していくべきだと考えます。そこで、以下の事項について陳情いたします。

●東北、関東圏からの避難者、移住者、一時保養者の受け入れ態勢を整備してください。自治体による住宅、生活用品の提供、交通費や避難にかかる生活費の金銭的な援助などを求めます。また、自主避難者への避難支援活動をしている団体に対しても、同様に助成金等の援助の幅を拡大してください。

●福島第一原発からの距離、避難した日付などで区切らず、放射能汚染から身を守るための避難、移住を希望する東北、関東圏全ての人を支援対象者としてください。特に、年間被ばく量が1mSvを超える地域から避難を希望する18歳以下の子ども、妊婦、妊娠を希望する女性を含む世帯の構成員、同5.2mSvを超える地域から避難を希望するすべての人への早急な支援を強く求めます。また、今後避難を希望する人への支援はもちろん、すでに避難している人へも、遡り支援の対象としてください。未曾有の原子力災害は3.11以降途切れることなく続き、収束の目途はついていません。事故以来被ばくの危機は続いており、避難の日付でその被害を区別することはできません。東京電力、国からの補償、賠償がなされていない今、心ある自治体、議員の皆様からの、人道的な支援をしてください。

●瓦礫の拡散、受け入れ、焼却を拒否してください。現状汚染が少ない西日本を放射能から守り、避難、移住、保養の体制を確立してください。

理由・根拠

<汚染の広がりと被ばく限度について>

放射能汚染の広範囲への拡散については、政府発表のほか、各自治体、政党、市民団体などの詳細な調査結果から、その深刻さが明白です。これらのデータと、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた基準≪5. 2ミリシーベルト/年以上(管理資格の持つもの以外の立入禁止)、1ミリシーベルト/年以上(18歳未満の児童、妊娠可能な女性の立入禁止)≫を照らし合わせると、指定された避難区域外に暮らす人々にも外部、内部被ばくの危険性があることは明らかで、避難、移住の権利、必要性があると考えることが妥当です。原発事故後に引き上げられた20msv/年以下という被ばく基準は安全値ではなく、政府により強いられている“ガマン値”です(20msvまでは我慢しなさいという意味)。国際的にも、放射能には一定の数値までなら被ばくしても安全であるという閾値(しきいち)がなく、低線量でも危険性があるという認識で合意がなされています。原発事故後に日本人が放射能に強くなったという訳もなく、あくまで従来の基準に基づいて判断されるべきです。

—参考データ—

・各自治体の放射線計測データ

福島県福島市 <http://shinsai.city.fukushima.fukushima.jp/>

http://shinsai.city.fukushima.fukushima.jp/wp-content/uploads/2011/10/kankyohou_syanou-ken10.20.pdf

福島県郡山市

http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=47F31DB9C3C964CD11BACC723D69B764?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=22871

千葉県松戸市

http://www.city.matsudo.chiba.jp/index/kurashi/bousai_bouhan/bousai_jyouhou/0311shinsai/suidou_taiki/housyasen.html

<http://www.city.matsudo.chiba.jp/var/rev0/0012/0866/teitennsokuteikekka1025.pdf>

茨城県

http://www.pref.ibaraki.jp/important/20110311eq/20110526_01/index.html

早川由紀夫氏 放射能汚染地図

<http://gunma.zamurai.jp/pub/2011/26julyJG.jpg>

日本共産党都議団 都内各地の放射線量測定結果

http://www.jcptogidan.gr.jp/html/menu5/2011/20110525195904_3.pdf

東側の汚染が特に深刻。練馬区、江東区を境に年間1ミリシーベルトを超えてきます

放射能防御プロジェクト 首都圏土壌調査

<http://doc.radiationdefense.jp/dojyou1.pdf>

東京都江戸川区臨海町=セシウム 134・137 合算 240045 ベクレル/m²

東京都足立区東和=同 110955 ベクレル/m²

東京都文京区小石川=同 162500 ベクレル/m²

千葉県松戸市紙敷＝同 206635 ベクレル/m²
埼玉県三郷市早稲田＝同 919100 ベクレル/m²
神奈川県横須賀市港が丘＝同 145340 ベクレル/m²
茨城県取手市藤代＝同 219700 ベクレル/m²

● 福島の子 甲状腺機能に変化

<http://onodekita.sblo.jp/article/48339997.html>

<避難、移住、保養の実態について>

すでに指定避難区域外の相当数の人々が、西日本、北海道、海外などへ避難、移住、保養を余儀なくされており、経済的、精神的な負担を負っています。さらに、避難を希望しているものの、仕事、生活などへの補償がなく断念しているケースが多いのも実情です。上記<汚染の広がりや被ばく限度について>の参考データ、政府が発表した、各都道府県へのセシウム降下量、航空機モニタリング調査結果からも、東北・関東圏に広範囲かつ斑状に汚染が広がっていることは明らかで、これらの実態を受けて避難、移住を選択することは極めて正当な判断であると言えます。10月20日に開催された第15回原子力損害賠償紛争審査会では、能見会長が「自主避難は、賠償しなければならない対象である。残っている人たちへの賠償も検討をしながら解決をはかっていきたい」と結論づけており、ここでも自主避難者への賠償の必要性が確認されています。

<http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/blog/2011/10/post-9b9e.html>

—参考資料—

● 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク 中手聖一氏による、区域外避難者（自主避難者）に関する東京電力への意見書

http://dl.dropbox.com/u/23151586/111020_nakate.pdf

● 区域外避難者アンケートの抜粋※国際環境NGO F o E Japan 実施

<http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/blog/2011/10/post-fc46.html>

（東京電力に向けての言葉である「賠償、補償」は、受け入れ自治体に向けての要望では「支援」にあたると思います）。東京電力、国からの賠償がなされていない今、心ある自治体、議員の皆様からの、人道的な支援が必要です。

○ 私たち家族3人は、本年8月11日に長年住み慣れた郡山市を離れました。私は長年勤めた会社を退職し、家内は生まれてから30数年住み慣れた土地をあとに、息子は何がなんだかわからないまま、大好きな幼稚園のお友だちや先生と離れ離れになる選択でした。家内は現在妊娠8ヶ月になります。私たちは福島第一原子力発電所の事故がなければ、福島を離れることはありませんでした。人それぞれ、愛する人たちを守る方法にはやり方があると思います。

どうか私たち「自主避難者」と呼ばれる者が、断腸の思いで選んだやり方を、愛する人たちを守る正当な方法であることを理解してください。

○親としては、子どもを汚染されていない土地へ…と思ったけれど、補償もない中遠くに行くと、父親が会いに来る交通費がどうしても出せない。結局、すぐに避難させなかった自分・遠くへ避難させる財力がない自分を責めながら、関東の親戚宅へ避難しました。しかし間借り生活には限界があります。子どもが友だちと遊ぶスペースもなければ、経済的に不安があり、習い事もさせてあげられません。働くにも、低学年の息子の長期休暇を考えると条件が合う仕事がありません。でも避難する場所があるだけで幸せだと思えるように努力しています。福島中通りには、いることに不安があっても避難できない人がたくさんいます。

○現在生活のために夫を残し、自主避難をしています。息子は福島第一原発爆発後、国や県アドバイザーから「大丈夫、大丈夫」と言われ被曝し、過去2回しか出したことがない鼻血を爆発後11回出しています。

○事故前は1年間の許容放射能が1ミリシーベルトだったのに、現在は20ミリシーベルトとされているのも、納得・理解できません。放射線管理区域程度の放射能がある場所で、生活・子育てができるでしょうか？将来的に病気が現れてからでは遅すぎます。そこで私は自主避難という選択をしました。福島県外への自主避難者には、全く補償がない状態です。家計は大変苦しいですが、健康には代えられないと、ふんばっています。

○私は5月から3歳の娘2人と自主避難しております。小さな山を一つ越えると、避難区域です。そんな場所に小さい子どもを住ませることはできません。親として子どもを守るのは当然です。

○避難したくて、避難しているわけではありません。どれほど悩んで避難したか。また災害が起こる可能性、何かあった時子どもを守れるかどうかなど、本当に悩みぬき避難しました。大好きな福島をなぜ離れなくてはいけないか。経済的にも2重生活。住宅ローンもあります。先月の食費は1万円。電気代1800円。水道代3000円。

○自主避難を否定することは、幼い命を摘み取っているのと同じです。逃げたいけれど、張り巡らされた安全キャンペーンに縛られ、子どもにすまないと自分を責める親の心。逃げたけれど、補償も未来もみえず、不安な日々。

○多くの方が不安にかられ避難しました。また不安の中でその地に留まり暮らしている人々もおります。福島原発事故の収束はまだまだ先行きが見えず、放射能汚染はこれから長期にわたって続きます。どうか避難区域外であるなしにかかわらず、公平に避難された方の補償をお願いいたします。少しでも先行きが見え、未来に希望が持てるように、どうか十分な補償が行われますようお願いいたします。

<放射性瓦礫の危険性について>

東日本大震災により生じた2200万トンもの瓦礫処理が、被災地の復興促進のためにも急務であることは言うまでもありません。しかし、福島県内のみならず、周辺他府県の瓦礫にも、福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質が含まれていることが明らかとなっています。

現在、環境省は「災害廃棄物の焼却処理により発生する焼却灰の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下」を通常の廃棄物と同様の処理が可能な線量基準とし、全国の焼却施設で処理を進めようとしています。また100,000Bq/kg以下の焼却灰も、遮蔽等環境中への漏出防止策を講じれば、管理型最終処分場での埋め立てが可能としています。

8,000～100,000Bq/kgという放射線レベルは、原子炉等規制法、及び「放射能濃度についての確認等」に関する規則に定められた、「放射性物質として扱う必要のない」放射線レベル、いわゆるクリアランスレベル(Cs134、137合わせて100Bq/kg)の80～1000倍にもあたり、従来なら低レベル放射性廃棄物として厳重に処分・保管されていたものです。焼却灰を一般廃棄物と同様に処理するのであれば、クリアランスレベルの順守が求められます。

ただし焼却灰に含まれる放射性物質の濃度をクリアランスレベル以下におさめるためには、焼却前後の濃縮率を33.3%とした場合、受け入れる瓦礫に含まれる放射性物質の濃度は約30Bq/kgにとどめる必要があります。

しかし、これらの基準の対象はセシウムだけにとどまっています。私たちは、現在まで十分な測定が行われていないストロンチウムやプルトニウムなど、その他の放射性物質の拡散も懸念しています。福島第一原発から約250km離れた横浜で195Bq/kgのストロンチウムが検出されたことから、周辺県の瓦礫にもストロンチウムが拡散していることが予想されます。またプルトニウムの拡散状況についても、早急な調査が必要です。

このような状況での瓦礫の受け入れは、その搬送から仮置き、焼却、焼却灰の処理の全過程で、周辺環境の二次汚染を引き起こす危険性が懸念されます。安全な生活環境を求めて西日本への避難・移住を希望する被災者にとっても、放射性物質を含むがれきの持ち込みにより西日本にまで汚染を拡大してしまつては、安心して暮らすことのできる場所を奪われることとなります。放射性物質は一旦拡散させてしまうと、除染も、汚染状況の把握すらも大変に困難です。関西広域連合は瓦礫受け入れを表明していますが、住民はもとより、西日本へ避難、移住する被災者にとっても、安全な生活環境を守るために、災害廃棄物については受け入れをしないよう要望します。

賛同団体 子どもたちを放射能から守る関西ネットワーク

チームココ NGO心援隊 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク

内部被曝から子どもを守る会 京都・避難者サポートネットワーク

以上

(提出先自治体宛 知事、市長、議長等の氏名 ○○ ○○ 殿)

区域外避難者（自主的避難者）を含む、被災者受け入れ・支援に関する陳情書

●東北、関東圏からの避難者、移住者、一時保養者の受け入れ態勢を整備してください。自治体による住宅、生活用品の提供、交通費や避難にかかる生活費の金銭的な援助などを求めます。また、自主避難者への避難支援活動をしている団体に対しても、同様に助成金等の援助の幅を拡大してください。

●福島第一原発からの距離、避難した日付などで区切らず、放射能汚染から身を守るための避難、移住を希望する東北、関東圏全ての人を支援対象者としてください。特に、年間被ばく量が1mSvを超える地域から避難を希望する18歳以下の子ども、妊婦、妊娠を希望する女性を含む世帯の構成員、同5.2mSvを超える地域から避難を希望するすべての人への早急な支援を強く求めます。また、今後避難を希望する人への支援はもちろん、すでに避難している人へも、遡り支援の対象としてください。未曾有の原子力災害は3.11以降途切れることなく続き、収束の目途はついていません。事故以来被ばくの危機は続いており、避難の日付でその被害を区別することはできません。東京電力、国からの補償、賠償がなされていない今、心ある自治体、議員の皆様からの、人道的な支援をしてください。

●瓦礫の拡散、受け入れ、焼却を拒否してください。現状汚染が少ない西日本を放射能から守り、避難、移住、保養の体制を確立してください。

上記内容に賛同し署名いたします。

氏名	住所

(陳情者氏名、住所、電話番号)

賛同団体 子どもたちを放射能から守る関西ネットワーク チームココ NGO 心援隊
子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク 内部被曝から子どもを守る会

主催団体or企画名称	会場	連絡先	内容	実績	日時	対象	備考	参考URL
『寺子屋「らくだ」』 主催:緊急災害ボランティア団体「らくだ」 共催:(財)京都市ユースサービス協会	北青少年活動センター 〒603-8165 京都市北区柴野西御所田町56(北区総合庁舎西庁舎3・4階)	北青少年活動センター TEL:075-451-6700 FAX:075-451-6702	二学期が始まり、「転入後の学校と教科書が違ってわからない」「学習進度がズレてしまっている」そんな、避難してきている小中高生を対象にした学習支援を北区でもはじめます。	■学習者4名 /ボランティア5名	2011年11月17日～2012年3月15日 毎週木曜日 17:00～18:30	震災の影響で京都へ移ってきた小中高生	■協力:立命館大学産業社会学部企画研究「あつまっぺ!実行委員会」 ■参加費:無料	http://vtrakudajimdo.com/
『スタディスペースやましな』 主催:(財)京都市ユースサービス協会	山科青少年活動センター (〒607-8086 京都市山科区竹鼻四丁野町42)	山科青少年活動センター TEL:075-693-4911 FAX:075-693-4916 E-mail:yamashina@ys-kyoto.org (担当:青木・村井)	震災の影響で京都へ移ってきた小中高生で、「転入前後の学習進度のズレを解消したい」「京都に引っ越してきて、学校の授業が難しい」という方を対象に、学習会を開催しています。	■学習者1名 /ボランティア4名	2011年10月20日～12月15日 毎週木曜日 17:00～18:30	震災の影響で京都へ移ってきた小中高生	■協力:あつまっぺ!実行委員会 ■参加費 無料 ■1月以降の実施については未定	http://ys-kyoto.org/
『スタディスペースふしみ』 主催:(財)京都市ユースサービス協会	伏見青少年活動センター 〒612-8062 京都市伏見区廣匠町39-2 伏見区総合庁舎4F	伏見青少年活動センター TEL:075-611-4910 FAX:075-604-4910 E-mail:fushimi@ys-kyoto.org (担当:竹田)	震災の影響で京都へ移ってきた小中高生で、「転入前後の学習進度のズレを解消したい」「京都に引っ越してきて、学校の授業が難しい」という方を対象に、学習会を開催しています。	■学習者14名 /ボランティア14名 ■同対象『夏休み学習会』の実施(2011年8月) 学習者18名(全回延べ83名)	2011年10月7日～12月16日 毎週金曜日 17:00～18:30	震災の影響で京都へ移ってきた小中高生	■協力:あつまっぺ!実行委員会 ■参加費 無料 ■1月以降の実施については未定	http://ys-kyoto.org/
京都文教大学東日本大震災復興支援プロジェクト(略称:イーサポ)	宇治市内(現在一か所)	京都文教大学学生課 0774-25-2497/ student@po.kbu.ac.jp	東日本大震災の影響で京都文教大学近辺の地域に避難してきた子どもたちの学習進度のズレを解消する学習支援ボランティア		11月10日～12月22日までの毎週木曜日16:30～19:30	京都府に避難してきている主に京都文教大学付近(向島～宇治)の小・中・高校生		http://www.kbu.ac.jp/kbu/topics10/volunteer2.html
京都私塾連盟【この手を今…】プロジェクト	京都府・滋賀県内の52の塾	(総合窓口)京都私塾連盟【この手を今…】プロジェクト事務局(嵯峨野進学スクール)075-872-0073	1. ご通塾希望の学習塾が、被災移住者の方のお子様の入学・指導・教材に関する全ての費用を全額免除し、平成24年3月末日まで責任を持ってご指導します。 2. 被災移住者の方のお子さまへの心のケアを含めた教育相談及び進路指導に無償で対応し、地域の実情に即した進学情報・受験資料等をご提供します。 3. 必要な文房具・学習資料及び自習時の学習スペースを無償でご提供します。			被災移住者の方のお子さま		http://ks-net.jp/
東北子ども会			東日本大震災で京都に避難している子どもたちが孤立化しないように、活動を通して、子どもたち同士の繋がりを築いていくことを目的に活動しています。					
「まんまる会」	「福興サロン和～Nagomi～」 JR丹波口駅より徒歩10分 京都市バス 西大路花屋町より徒歩5分、市立病院前より徒歩6分 京都市下京区西七条東御前町48-1ロフト48 201号	電話 080-4414-8654(福興サロン和～Nagomi～)	・ゆるやかで気楽なおしゃべり会になりますが、ご希望の方の自己紹介タイムを11:00前後に設けたいと思います。たまには改めて自分の話をする、他の方の話を聞く、というのも有意義ではないかな、と思います。苦手な方は無理にしないでいただかなくても大丈夫です。 ・編み物カフェを同時開催。毛糸とかぎ針を用意しましたので、好きな方はご自由にお使いください。お持ち帰りもいただけます(針は貸し出しとなります)。エコたわし部も部員募集中です。 ・時間が過ぎましてもサロンはご利用いただけます。お弁当など持参していただき、ゆっくりしていただくことも可能です。コーヒーなどのドリンクをご用意しています。		毎月第2、第4金曜日の午前中。時間内の出入りも自由です。	京都に避難中の方のママさん、妊婦さん	・休日の方がいらっしやいます。お名前前で呼んでコミュニケーションを取りたいので、お子さんには名札をつけていただきます。こちらでご用意しています。 ・Nagomiさんでは火曜日、木曜日にお子様一時保育を受け付けています。気になる方は、スタッフに詳細おたずねください。	http://manmarumom.blog.fc2.com/
福興サロン和～nagomi～		hibiscus.project@gmail.com	避難者同士の交流の場 生活支援 就労支援 支援者の連携・情報交換		常設10:00-18:00(火～金、土日はイベント開催時)	京都府内近郊避難者		

2011年11月30日 向井忍

1. 愛知県への広域避難者とその情報

(1) 愛知県への広域避難者
市町村別計 513世帯 1258名 (11月17日現在)

県営	116世帯	344名
市営	90世帯	208名
公社	8世帯	32名
その他	299世帯	674名
愛入被災者登録制度		
505世帯 1176名 (11月28日現在)		
福島	293世帯	758名
宮城	123世帯	248名
岩手	50世帯	90名
その他	39世帯	80名
(青森、茨城、栃木、東京、千葉、神奈川)		

(2) 6月13日～11月25日の増減内訳

転入	転出
岩手県 16世帯 27人	10世帯 15人
宮城県 34世帯 59人	7世帯 17人
福島県 92世帯 205人	29世帯 91人
その他 16世帯 34人	8世帯 17人
合計 158世帯 325人	54世帯 140人

(3) 転入・転出世帯

例年と比べ3～5月の転入急増(福島と宮城)

(4) 家族・親族世帯への回帰

市町村の窓口で情報を把握

(5) 避難者の現状(7月22日現在)

0421世帯 1035人	
○性別	男性 465人 女性 570人
○年齢	0～6歳 179人 (17.3%)
	7～18歳 153人 (14.8%)
	19～40歳 345人 (33.3%)
	41～64歳 209人 (20.2%)
	65歳以上 149人 (14.4%)
○要支援	障害認定 29人
	介護認定 19人
○単身	119世帯

3. 広域避難者とその支援

2. 被災地と復興(2011年3月11日以降) ★は岩手県気仙地区へのコープあいちの関与	3月14日「あいちなごや大震災ボランティア連絡会」 3月 愛知県受入れ被災者登録制度
4月12日～事務省全国避難者情報システム 4月14日 ボランティアセンターなごや(市社協)発足 ★地元受入れ・宿泊・食料ニーズ把握	5月～県(名古屋)市「生活物資」お届け ○市町や家電お届け(市町村、コープあいち、災害ボランティア、PT職員で約80世帯分)・状況の把握 ○5月15日 県外避難者交流会「個人情報」の壁を乗り越える取り組みで注目される(新聞記事)
6月1～仮設住宅建設開始、NPOの現地会議 ★避難所等、炊き出し(岩手県内調達ルート)	6月 6日 愛知県受入れ被災者支援要綱 6月13日 NPO 愛知県被災者支援センター発足 1) 毎月2回の定期便お届け(各種支援制度) 2) 生活支援物資の提供(マッチング・市町村通しお渡し) 3) 被災者交流会(ふるさと交流会)の開催支援 4) イベントや行業等の企画情報の紹介
7月1～避難所から仮設住宅へ、復興推進協議 ★放射能汚染、福島県全住民健康調査	7月 6日 支援センター・ボランティアサポート支援チーム ○県弁護士会、県司法書士会、法テラス三河、県社協他、愛知県PT、支援センター(NPO、RSY、コープあいち) 愛知県PT「県内避難者(無記名)アンケート」実施 ○同7月28日「市町村連絡会」(見守りを呼びかけ)
8月1～仮設住宅への訪問支援、支援が届かない地域 ★七夕祭り(愛知の食材等) ★原発事故損害賠償 中間答申	8月～市町村レベルでの見守り及び支援体制づくり ※花火や夏祭り・ふるさと交流会、生活物資のマッチング ○予約制無料相談(豊橋・名古屋・岡崎)と相談電話 ○8月中「市町村による見守り計画」の把握(県PT) ○8月26日「被災者支援制度の説明会」(支援者対象) ○8月27日「名古屋市・原発事故損害賠償制度説明会」
9月1～仮設住宅、生活支援 ★職員の現地生協研修・仮設住宅訪問 ★秋刀魚企画(大船渡)	9月～交流会と原発損害賠償制度説明会を各地で ○9月 4日「半田市・交流会と原発損害賠償説明会」 ○9月17日「ふるさと交流会海部・津島(支援者43名)」 ○9月18日「女性のための交流会」(くらし放射能学習) ○9月24日「レスキュー・防災フェスタ」(相談コーナー) ○9月25日「岡崎市・原発損害賠償説明会」等
10月1～県外からの支援体制 (仮設住宅)生活支援 ★復興支援ツアー	10月～「原発・被災者ネット」全員へ送付 ○各地での交流会に、弁護士・司法書士等の身近な相談 ※原発弁送団発足
11月1～★復興支援ツアー 12月1～ ★仮設住宅・自宅へのクリスマスカード 2012年～仮設住宅は2年間	11月～民間住宅借上げ制度 受け付け ※履歴見お届け 12月14日～第二次被災者支援制度の説明会(実践交流) ※避難者の横のつながりづくりが課題になる 2012年～「被災者支援センターの見直し」

4. 今後の 広域避難者支援の課題

- (1) 一人ひとりに目を配り、共に今後への力を
○心理的起伏、心身への顕れ、身近で相談できる関係
○従来の生活の基盤、目標、子ども、家族、高齢者他
○仕事、季節ごとの生活、「住まい」の見直し
○地元との往復、戻れる見直し、(就職先への配慮)
○放射能物質の拡散・除染、生活環境と食品の信頼
⇒広域避難している住民発の自治組織へ
- (2) 広域・大災害における被災者支援制度の確立
①「自然災害から生活復興する権利」
「原発事故由来避難証明」
②広域災害の避難世帯の移動を把握できる生きたシステム
「広域避難期間」(住居と被災者登録制度の一体運用)
「地元市町村(県)」と、「避難先市町村(県)」の情報共有
「二次避難先自治体」まで被災者登録情報の共有
- ③「個人情報」の壁を突破する「避難者の自治情報」の活用
「広域避難期間の情報登録時」の合意・了解
「災害時要支援者の情報を保有する部署」の指針
- ④(県一市町村一市民組織)の連携力(信頼性)
当事者一窓口、相談・交流会・広報媒体、知人、同郷
「補いあえる能力」づくり(組織・団体の枠を超える)
- (3) 権利行使を保障する体制・東電損害賠償請求
①避難者の個別相談と専門機関相互の連携
災害緊急時、住まい・近隣、法務、法務、諸手続き
損害賠償、健康、心理、家族の問題、税務、相続
- ②東電損害賠償
1) 基本的権利と、「損害賠償指針」(区域外避難者)
2) 損害賠償の方法に応じた支援体制
・東京電力への直接請求
・原発ADR機関・愛知県での運用とサポート
・損害賠償請求訴訟
- ③原発事故・放射能汚染
・収束と除染の責任、健康調査(甲状腺検査)
・情報公開とリスクコミュニケーション

愛知県被災者支援センターの取り組みについて

愛知県被災者支援センターは、東日本大震災により愛知県に避難されてきた方々と、その一日も早い生活再建を願う愛知県民・企業等を結ぶ架け橋となることを目指し愛知県が設置しました。

運営については、受託団体であるNPO愛知ネット、協力団体であるレスキューストックヤード、ボラみみより情報局、岡崎まち育てセンターりた、愛知県社会福祉協議会、コープあいち、更には愛知県防災局が連携しながら行っています。

大きな災害が発生した場合、行政はライフラインの復旧・復興に優先的に取り組みます。個人のニーズに対応する余裕がありません。阪神・淡路大震災以降、個人のニーズには主にボランティア団体が対応してきました。行政とボランティア団体・市民団体がタッグを組んで対応することができれば、より早い、効果的な復旧・復興を進めることができるのではないのでしょうか。

発生が予測されている東海・東南海地震がおこった時、被災地となるこの東海地方で何が起こっていくのか、何をどうしたらよいのか、どう向き合っていけばよいのか・・・これらを、今回の被災者支援の業務を通して、ノウハウとして蓄積すれば、愛知県が被災地になった時、すぐにも活用できるのではないのでしょうか。

●主な取り組み

1. ふるさと交流会

被災者同士、あるいは被災者と支援者との交流会が県内各地域で10回以上開催されるように計画しています。その時、東海・東南海地震へのケーススタディとしての意味を持っていただくためにも、できる限り各市町村あるいは市民活動センターに主催していただく方向で取り組んでいきたいと考えています。

この場合、被災者支援センターは、これまでの交流会開催で得たノウハウを活用し、共催あるいは協力という位置付けで全面的に協力してまいります。なお、共催、協力する場合には、経費面でも一部を負担することができます。

★市町村へのお願い

- ・ふるさと交流会の開催についてご協力ください。(被災者支援センターにご相談ください)
- ・避難されている方に交流会の案内の送付や参加を呼び掛けを行ってください。

(参考)

東北ふるさと交流会 in 東三河 (6/19 開催)

対象: 東三河(豊橋市・豊川市・田原市・蒲郡市)

主催: 豊橋市民活動センター

共催: 愛知県被災者支援センター

協力: コープあいち、愛知県弁護士会、法テラス三河、
福島県名古屋事務所

目的: 被災者同士の交流を図る

結果: 東三河エリアに避難された方のつながりづくりのきっかけを提供できた。行政と市民活動センターばかりではなく、市民活動団体、ボランティア団体との間で被災者受け入れサポートの方向性の検討ができた。



2. 支援物資提供

東日本大震災により財産の大半を失った方も、愛知県にたくさん避難されています。現在の生活に不安を抱える被災者を支援するため、県内の企業や団体から支援物資が届けられています。これらの物資を、愛知県に避難されている方々にお渡しするサービスを、被災者支援センターで行っています。

現在、月2回発行する情報定期便(「3」参照)の中に、「生活支援物資提供のお知らせ」を同封し、希望者には(あるいは抽選で)、物資をお届けするようにしています。

この時、各市町村の担当窓口を通して被災者の方に直接お渡しいただき、顔の見える関係、手をつなぐ関係をつくっていただければと考えております。

★市町村へのお願い

- ・避難者の方から支援物資に関するニーズがあれば被災者支援センターにお知らせください。
- ・支援物資の配布については、各市町村の担当窓口を通してお渡しいただくようご協力ください。
- ・企業等から県内避難者全体への支援物資提供の情報がありましたら、被災者支援センターにお知らせください。
- ・原則として個人からの支援物資提供については、被災者支援センターでは受け付けていません。

3. 情報定期便

愛知県に避難されている方々に、地元自治体や国・愛知県からの情報や交流イベントなどの情報をご案内するために、毎月10日と25日の2回、定期便を発送しています。その主な内容は、以下の通りです。

■生活支援のご案内

- ・愛知県被災者支援センターニュース「あおぞら」および政府広報、愛知県等からのお知らせ
- ・生活支援物資提供可能品のご案内兼申込用紙

■ふるさと情報

- ・福島県、岩手県、宮城県の代表的な新聞の切り抜き
- ・福島県、岩手県、宮城県からのお知らせ

■イベント情報

- ・県内各企業、団体からのイベント招待情報

★市町村へのお願い

- ・市町村域を越えて被災者の方にお知らせしたい情報がありましたら、毎月5日、20日までに500部を被災者支援センターにお届けください。
- ・企業等から県内被災者全体への支援物資提供、イベントへ招待などの申し出がありましたら、被災者支援センターまでご連絡ください。

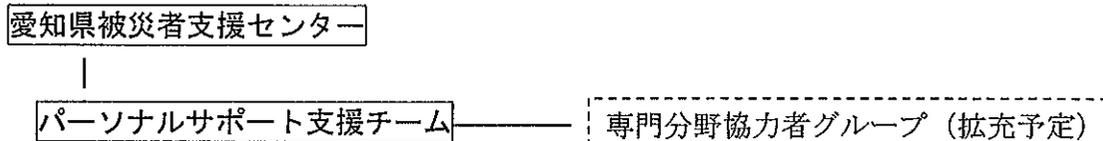
■連絡先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎1F
電話:052-954-6722 Fax:052-954-6993
愛知県被災者支援センター

平成 23 年 7 月 28 日

パーソナルサポート支援チーム の発足について

市町村による県内避難者見守りを支援するため、愛知県被災者支援センターのもとにパーソナルサポート支援チームが発足しました。



1. チーム構成（7月20日現在）

愛知県弁護士会 災害対策本部
愛知県司法書士会 災害対策室
日本司法支援センター（法テラス）三河法律事務所
愛知県社会福祉協議会
愛知県被災者支援センター
愛知県被災者受入対策PT

2. 目的

東日本大震災により、愛知県に避難された被災者の方々を個別・具体的に支援するため、市町村が行う個別支援（見守り）活動を支援します。

3. 支援内容（今後拡充予定）

- (1) 弁護士会、司法書士会、法テラスが実施する「無料相談会」の案内
- (2) 各市町村で会場を定める無料相談会（申し込み制）への弁護士・司法書士等の参加
- (3) 各市町村による訪問への、弁護士・司法書士等の同行
- (4) 市町村が企画する相談会等の運営補助（複数専門家によるワンストップ型相談会等）
- (5) 見守り協力者・ボランティア等の学習会支援

4. その他

- (1) 継続的な見守り・個別的相談を支援するツールを準備しています
* 諸制度の活用状況をチェックするリスト等
- (2) 愛知県への避難者の状況にもとづき、支援内容の検討をすすめます。
* 原発損害賠償制度と手続き（弁護士等による）、放射線と健康被害（放射線技師による）等
- (3) 個別的支援の必要に応じて、専門分野の協力者を広げていきます。
医療・介護・障害、安全衛生、子育て・食育等
税理士、社会保険労務士、FP、就労支援等
臨床心理士、こころの相談室等

参考 東日本大震災の広域避難者への支援では、長期に渡る、複雑・多様な課題が予想されます。
多様な専門分野の協力と、コミュニティ・人間関係による支えが期待されます。

「受入れ被災者アンケート調査」より

問4イ 現在の主な情報の入手先（3つ）

- ① 愛知県や市町村からの情報 74.1%
- ② テレビ・ラジオ 48.9%
- ③ 新聞 35.1%
- ④ インターネット・携帯サイト 35.1%
- ⑤ 知人・友人等からの口コミ 19.0%
- ⑥ 被災時の自治体からの郵送物 16.1%

問4ア 愛知県の避難者受入れの情報は事前に（複）

- ① 愛知県に来てから入手した 50.6%
- ② 友人や家族から入手した 38.5%
- ③ 自分で調べた 19.0%
- ④ 事前には入手できなかった 16.1%
- ⑤ 避難所や自治体の情報で入手 8.6%

問3 避難当初 特に困ったこと（3つ）

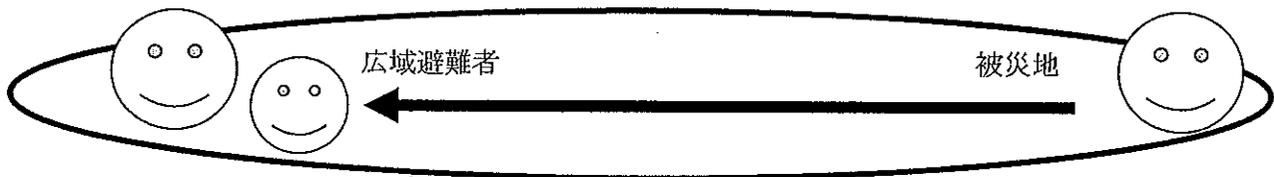
- ① 生活物資や家電製品がなかった 47.1%
- ② 見知らぬ土地で生活環境変化 46.6%
- ③ 生活資金が少なかった 40.2%
- ④ 家族が離れて生活することに 33.3%
- ⑤ 災害や避難生活で体調を崩した 21.8%

問2 愛知県への避難理由（3つ）

- ① 家族・親族がいるから 76.4%
- ② 原発や放射能の不安が少ないと思ったから 35.6%
- ③ 知人・友人がいるから 14.9%
- ④ 自分や家族が以前住んでいたから 12.1%
- ⑤ 地震や津波の不安が少ないと思ったから 12.1%

問1ア 大震災発生時

- 福島県 58.0%
- 宮城県 26.4%
- 岩手県 10.9%
- 茨城県 2.9%



問1エ 現在の住宅

- ① 県営住宅 33.9%
- ② 実家・親戚・知人宅 23.0%
- ③ 市町村営住宅 17.8%
- ④ 民間賃貸住宅 10.9%



問5 主たる家計の維持者

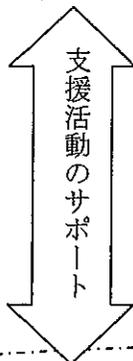
- ① 就労している 51.5%
- ② 仕事を探している 17.8%
- ③ 仕事する予定はない 12.9%
- ④ その他 17.8%

問1ウ 世帯

- 被災地に家族が残っている 48.1%
- 《主な理由（自由記入）》
- 仕事のため
- 子どもの学校があるため
- 高齢で体調が悪く地元を離れられない
- 住みなれた土地を離れたくない

問6 利用したサービス（全て）

- ① 保育所への入所 14.9%
- ② 介護保険サービス 8.0%
- ③ 妊婦・乳幼児健診 7.5%
- ④ 健康相談 5.7%
- ⑤ 障害福祉サービス 4.6%
- ⑥ こころの健康相談 2.3%



問7 行政に期待する支援（複）

- ① 住宅に関する支援 35.1%
- ② 資金の支援 34.5%
- ③ 生活物資の支援 31.0%
- ④ 健康福祉の支援 25.3%
- ⑤ 就労の支援 23.0%
- ⑥ 教育の支援 13.8%

問8 現在お考えの今後の予定

- ① 原発事故の収束の見通しで 30.4%
- ② このまま愛知県に住む 28.7%
- ③ いつか地元に戻る 23.0%
- ④ 見通しがたたない 11.5%

専門家、専門分野の協力グループ

コミュニティ・人間関係（見守り協力者・ボランティア等）

- 制度の活用に関する支援（地震・津波等、原発・放射能）
- 仕事（雇用）や住居・生活基盤に関する支援
- 被災や環境変化に伴う体調や心理的ケアに関する支援
- 家族の生活に関する支援（健康福祉・教育・育児等）

愛知県被災者支援センターの取り組み

2011年11月30日 向井 忍

1. 主要な業務

(1) 全て被災者登録世帯に、毎月二回、情報紙「あおぞら」を含む定期便を発送(内、名古屋市内は別冊)
 ・第1号6月30日発行。以降毎月10日、25日発行
 ・現冊、第11号(11月25日)まで発行

※登録被災者世帯、市町村等(11月現在600通)

※定期便で提供する情報のルールにもとづき、柔軟に対応できている。

※送付を希望しない世帯あり

(2) 支援制度や地元最の情報の提供(定期便)

・政府、自治体等の支援策(パンフレット)
 ・弁護士会、税理士会、専門機関等の提供情報
 ・3県の地元紙(コピーをそれぞれ出身世帯へ)。
 ※地元の紙面は好評(ボランティアが紙面を作成)

・企画・イベント案内(6-11月で全47件を紹介)

※観光、花火、観劇、野球観戦など大好評

※公営住宅へのエアコン設置

・愛知県は県営住宅にエアコン契約で設置
 ・名古屋市(市営住宅)に企業から提供されたエアコン
 ・民間賃貸借借上げ制度(11月受付開始)

※国や他府県の支援制度をいかに迅速に愛知県で実施できるか

(3) ふるさと交流会(被災者交流会)の開催・支援

- ・豊橋市 6月19日(豊橋・豊川・蒲郡・田原市)
- ・昭和区 7月9日
- ・一宮市 7月30日(一宮市)
- ・岡崎市 8月6日
- ・南区 8月21日
- ・天白区 8月28日
- ・半田市 9月4日(知多半島及び豊明市)
- ・津島市 9月17日(津島・愛西・弥富市、蟹江・大治)
- ・女性の交流会 9月18日(全域)
- ・防災フェスタ 9月24日(全域)
- ・日進市 10月29日(全域)
- ・安城市 11月5日(全域)
- ・豊田博物館 11月6日(全域)
- ・名古屋めぐりあい11月6日(東区) 福島県NPO主催
- ・一宮市 11月12日(全域) 福島県NPO主催
- ・愛西市 11月17日(津島・愛西・弥富・蟹江・大治)
- ・緑区 12月11日
- ・豊川市 12月17日(全域) 講演会と相談会
- ・瑞穂区 12月18日

※多様な実施主体により開催、また未開催地域あり。

※愛知県被災者支援センターは、協力・主催など

※開催案内は「定期便」で全世帯一斉が多いが、市町村をうして当該エリアの登録世帯未登録世帯含む限定もあり。

※このほか、ボランティア団体が開催する交流会もある。

(4) 生活物資マツチング実施(要望は多く、物資は不足)

- ・(6-9月) 羽毛布団58セット、入居の都度提供
- ・(7月) 生活家電10種(約70品)。165人申し込み
- ・(7-8月)扇風機 88台
- ・(7-10月)ベッド4台、ベビーチェア27脚、紙おむつ176箱、カーテン96セット、タオル250枚
- ・(11月) 掃除機47台
- ・(11月) 灯油ストーブ89台、電気あんか3台
- カーテン14セット
- ・(12月) 灯油ファンヒーター、電気こたつ、電子カーペット など約140台

※1定期便で案内し、希望を集約して抽選でお届け。

※抽選には、極力各世帯の状況を反映している。

※必要希望額に対して提供額は不足している。

※11-12月暖房具は、募金や提供者の協力で、ほぼ希望者全員にお届けできる見込み。

※お届け:市町村経由・支援センター直送、コピーあり等

2. 個別支援と市町村へのサポート

(1) パーソナルサポート支援チーム
 ・第一回7月6日。任意組織。
 ・隔週開催(11月30日 第11回)

(現在までのメンバー)

- 愛知県弁護士会、三河法テラス、愛知県司法書士会
 (各被災者支援、災害対策本部、災害対策室等より)
- 愛知県社会福祉協議会 (支援センター)
- 生活協同組合コープあいち(支援センター)
- NPOレスキューネットワーク(支援センター)
- (愛教大心理学、医療生協経験者)社会学(相談室)
- 愛知県被災者支援PT

(主な実施事業)

- *「支援施策のチェックリスト作成」と「支援者の説明会」
- *「無料なんでも相談会」(県内3か所常設)
- *「交流会等」への専門家(弁護士・司法書士等参加)
- *「原発規程賠償制度の説明会」(弁護士と共催)
 (北区・半田市・岡崎市・安城市・豊橋市)
- *声や相談に応えるQ&Aの作成(あおぞら掲載)
- *市町村エリアでの継続的な支援体制づくり
- *支援者のつながりづくり

※未開催との関わり、雇用の相談

(2) 原発規程賠償説明会(福島県世帯比で2割強)

- 8月27日:名古屋市...説明会 39世帯 54名
- 9月04日:半田市...説明会 10世帯 18名
- 9月24日:名古屋市...相談会 8世帯
- 9月25日:岡崎市...説明会 15世帯 26名
- 11月06日:安城市...第二部で説明
- 11月20日:豊橋市...相談会 1世帯 2名
 説明会 8世帯13名

■電話が対象世帯37世帯 (4市町登録者)

□ 管内区域、避難指示など

【17世帯の内訳】

- 出席orすて説明会に出席 7世帯
- 東電へ書類を提出(もしくは準備中) 3世帯
- 欠席or連絡つかず 7世帯
- 20世帯

□ (賠償基準区域外)

【20世帯の内訳】

- 出席orすて説明会に出席 2世帯
- 東電へ書類を提出 1世帯
- 欠席or連絡つかず 17世帯
- 17世帯

※37世帯のうち19世帯(約2割)が出席orすてに出席。

(3) 市町村への訪問・ヒアリング、交流会の開催

・市町村担当者会議(県PT)が開催され、市内内の計画等は把握進められている。

- ・支援センタースタッフと愛知県PTによる窓口訪問(避難者の状況や支援等のヒアリング)
- ・地元での交流会開催等の支援(例:海部・津島エリア)
- ・市町村による特徴的な施策の把握と交流(被災者登録時に登録情報の共有の同意など)

※市町村の災害対策窓口と、社会福祉協議会、災害ボランティア、NPO、生協等の日頃の関係を反映する。

※海部・津島エリアでは、管内の市町村・社会福祉協議会・生協による実行委員会を開催して交流会を準備・まとめ。
 ※市民活動センター(NPO)が指定管理者で受付) 会場

参考一名古屋市やボランティア組織

- (1) 東日本震災ボランティアセンターなごや
 ・名古屋社会福祉協議会の災害ボランティアセンター
 ※電話(相談と支援)、訪問プロジェクト
- (2) 東日本震災あいちなごやボランティア連絡会
 ・被災地支援を含む多様なボランティア団体の連絡会
 ※3月14日発足

あおぞら

発行：愛知県被災者支援センター
住所：名古屋市中区三の丸3-2-1
愛知県東大手庁舎1階
TEL：052-954-6722
FAX：052-954-6093
開館：月～金 10～17時



ふるさと交流会 in Nissin

日程：10月29日（土）10:30～15:00

場所：愛知牧場（日進市米野木町）

主催：同実行委員会

（構成団体 / 名古屋 YMCA、名古屋 YWCA、
ワイズメンズクラブ国際協会西日本区
中部、アジア保健研修所、名古屋キリ
スト教社会館、日進市・みよし市・東
郷町・長久手町の市民団体）

避難者参加者数：21世帯 67名

支援者参加者数：約80名

交流会内容：BBQと南山教会内での茶話会

当日はこれ以上ない晴天。参加された方には
きっと牧歌的な会場を、非常に喜ばれたことと
と思います。この交流会では初めて市長が参加
されてご挨拶をされたことは、避難された方
にとっては大きな心の支えが増えたことでしょ
う。

BBQ会場の場所が判りにくく、混雑する人気
スポットで非常に大勢のお客様もいたので、参
加者が無事に会場に来られるかと心配しました

が、幸いどなたも会場に到着されました。

BBQの食事を満喫した後、学生たちの引率で、
子どもたちは親元を離れて牧場で遊ぶことがで
きました。一方、多くの大人の参加者は、南山
教会内で茶話会に花が咲きました。避難者同士
がいよいよ顔の見える関係ができて、交流が深
まってきたように見えました。これは交流会の
一番の狙いなので、もしそういうことが進んで
いるならばこれ以上の喜びはありません。また
弁護士、司法書士、福島県名古屋事務所も、日
常会話の中から生活再建の相談に応じてくださ
いまして、これもすっかり定着してきた感じが
します。

教会内で今回初めて「まけないぞう」の制作
が加わりました。これは阪神大震災以来避難者
の心の支え、仕事作りとして役立ってきたこと
ですが、今回もその役割が担えることと信じま
す。

（愛知県被災者支援センター スタッフ）



おしらせ

先月お送りした臨時便等でお知らせした通
り、11月1日から愛知県被災者用賃貸住宅
借上事業の申込み受付が始まりました。

これは福島県、宮城県、岩手県から避難し、
一定の条件を満たす方について、県が最大2
年以内で民間賃貸住宅の家賃等を負担するも
のです（対象となる住宅にも一定の条件があ
ります）。

今月いっぱい集中受付期間となっていま
すので、ご関心のある方はお早めに県にお問
合せください。（電話 052-954-6579）

ふるさと交流会 in 西三河

日 程：11月5日(土)13:00～16:30

場 所：安城市民交流センター 多目的ホール

主 催：安城市民交流センター、
にしお市民活動センター

共 催：愛知県被災者支援センター

協 力：刈谷市民ボランティア活動支援セン
ター、岡崎まち育てセンターりた、愛
知県弁護士会、法テラス西三河事務所、
愛知県および各市町の社会福祉協議会

避難者参加者数：8世帯22名

支援者参加者数：17団体53名

安城市市民交流センターで、西三河エリアを対象にした交流会が開催されました。参加した方は、現在安城市にお住いの3世帯、岡崎市にお住いの3世帯、西尾市にお住いの1世帯と田原市にお住いの1世帯、合計8世帯の25名の方々でした。

安城市民交流センター、にしお市民活動センター、刈谷市民ボランティア活動センター、岡崎まちそ育てセンターりた、愛知県被災者支援センターのスタッフが話し合いを重ね、各市の被災者受け入れ担当部門や社会福祉協議会のご協力をいただき、開催することができました。避難者の方々より支援者のほうが多くなってしまったのは、支援をしようと思っている方々が



たくさんいらっしゃるという証です。

今回の交流会は、避難者の方々がそれぞれの思いを話し合う第1部と、支援者も入り大きな輪になって話し合う第2部とで構成しました。これまでの法律相談や福島の原因賠償関連相談、司法書士への相談コーナーに加え、健康相談、こころの相談と就業相談のコーナーが新たに加われました。健康相談には、愛知県健康福祉部から衣浦東部保健所と西尾保健所の保健師が派遣され、南医療生活協同組合からも健康相談員の方々が駆けつけてくれました。就業相談では、安城市商工会議所の担当の方と株式会社パソナの被災者支援部門の方が相談にのってくれました。

また第2部では、みんなの雑談の中からその場で相談される方や、個別の相談コーナーに移動される方など、参加された全員の方が何らかの相談を利用されました。お帰りになるときは、みなさん笑顔でした。私たち支援者も、楽しい時間を過ごすことができ、笑顔でした。こんな笑顔を、これからもたくさん作っていくことができたらいいなと思いました。

(愛知県被災者支援センター スタッフ)

ふるさと交流会 in トヨタ

11月6日(日)トヨタ自動車博物館で、トヨタボランティアセンター主催、トヨタグループのボランティア団体であるトヨタJDRが企画運営をおこなう交流会が開催されました。子どもも大人も楽しみながら、避難者の方同士で仲良くなっていたことが目的です。

参加者は約60人。午前中は、グループ対抗で新聞紙を丸めてかごの中へ投げ入れる、玉入れを行いました。大人たちは一生懸命新聞紙を丸めて、かごの中へと投げ入れていました。子どもたちは、かごから外れたボールを拾って、大人たちに渡します。大人も子どもも大忙しでした。共に汗をかいた後に行われたふれあい交流会は、避難者の方同士でそれぞれの身の上話に花を咲かせていらっしゃいました。

お昼は、トヨタエンタープライズ自慢のバイ



キング。一番人気は、トヨタ博物館自慢の博物館カレー。皆さん、何回もお代わりをされていました。

午後は、トヨタ博物館をガイドと巡りました。自動車の実物を見ながら、日本の国産車の歴史を振り返る流れに子どもたちもワクワクしていました。たっぷり丸一日のプログラムでしたが、どの参加者も笑顔になって帰られたのが印象的でした。

今後もトヨタボランティアセンターとして継続的な支援イベントを実施していくそうです。頼もしいですね！

名古屋 de めぐりあい結うすぽっと

日 程：11月 6日（日）10:00～14:00

場 所：名古屋市東区社会福祉協議会

主 催：特定非営利活動法人 はらまちクラブ

協 力：東日本大震災被災者支援ボランティア
センターなごや、愛知県被災者支援セ
ンター

避難者参加者数：10世帯 31名

福島県南相馬市の特定非営利活動法人が主催というので、今までとは違った交流会となりました。避難者の参加は福島県限定で、これも初めてのことです。ツイッターで知って来られた岐阜県の方、はらまちクラブの機関紙「めぐりあい」を見て来られた三重県の方、そんな初めての参加があったかと思えば、リピーターが何人もいらっしまったのはこれまでの交流会の成果でもあります。主催者のご意見をお聞きしたところ、「同郷の皆さんとお話したい」



おもちの丸めは子どもが活躍！



「野間追い」の武者姿

というご意見がとても多く、「寂しくて夜眠れなくなる」、「ジェットコースターのように気持ちが激しく揺れる」、「毎日気持ちの起伏が大きい」などという今までにない寂しさを表わす言葉が印象的でした。これは長く故郷を離れた生活が続いて、非常に心の負担が大きくなっていることの証明と想われます。「また参加したい」というアンケートの答えが多かったのも、同じ気持ちでしょう。

もちつき機でついたもちをみんなで小さく丸める作業があり、それをビニール袋に入れて最後に理事長が餅投げをされました。若い方には珍しい光景だったでしょう。

避難者が最後に弁護士と個別の相談をする姿や、母親同士で「またお茶しましょう」、と約束しあっていたり、本当に実のある交流会となったと思いました。

（愛知県被災者支援センター スタッフ）

おっ得! ～お歳暮 カタログギフト～

名古屋で災害救援を行なっている、特定非営利活動法人 レスキューストックヤード (RSY) が一員となっている「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」は、企業から無償で提供された新品の支援物資を、できるだけ被災者の方のニーズに合わせ「パック化」して送り届ける活動をしています。皆さんに「うるうる」とするぐらい喜んでいただきたいため、「うるうるパック」と名付けています。今回は「お歳暮」として、ファミリー、ガールズ、キッズ、レディース、シニア向けの 5種類のパックをカタログから選んでいただく形にしました。お子さん向けにはお楽しみのおクリスマスプレゼントも同封します。

無償のボランティア活動の一環で、配送料含めて料金は一切いただきません。配送先は原則、お住まいの地域に限りませんが、東北地方も RSY が支援にかかわっている宮城県七ヶ浜町を中心に、できる限りご対応できるよう検討します。ぜひお気軽にご注文、ご相談ください。

（同封のカタログをご覧ください）



旅の音楽家 丸山祐一郎 & こやまはるこ
音ライブ & 紙飛行機ワーク

青空はつながっている。紙飛行機が仙台東北の空を飛んだ!

日 時: 11月19日(土) 15:30～17:30
(15:00～開場)

場 所: 南生協病院敷地内レストラン
レスポワール

× 切: 11月18日(月)

申 込: にんじん CLUB

TEL: 0568-71-4114

E-mail: info@ninjinclub.co.jp

(詳細は同封のチラシをご確認ください)

クリスマスパーティー

日 時: 12月10日(土) 10:00～15:00(予定)

場 所: ジョイサウンド金山店 2F
パーティールーム

申 込: ブラザー工業株式会社

コーポレートコミュニケーション部

TEL: 052-824-2311 (平日 10:00～17:00)

E-Mail: volunteer@brother.co.jp

問合せ: 申込先と同じ

(詳細は同封のチラシをご確認ください)

松本道子バレエ団チャリティー公演
「くるみ割り人形」ご招待

日 時: 12月20日(火) 17:30 開場 18:00 開演

12月21日(水) 17:30 開場 18:00 開演

場 所: 中京大学文化市民会館プルニエホール

TEL: 052-881-2141

× 切: 11月30日(水)

申 込: 必要事項を電話またはFAXにてお申し込み下さい。

問合せ: 松本道子バレエ団

〒465-0025 名古屋市名東区上社 1-602

TEL & FAX: 052-771-4777

E-Mail: info@balletmm.jp

http://www.balletmm.jp

(詳細は同封のチラシをご確認ください)

【福島】

第23回市町村対抗県縦断駅伝競走大会

(ふくしま駅伝)

2011年11月20日(日) AM 7:40 スタート!

東日本大震災の被害が大きかった浜通り 2市7町 1村も出場することになり、あわせて49の市町村で競技がおこなわれます。

白河市総合運動公園陸上競技場から福島県庁までの16区間 96.5kmを、中学生・高校生を交えた選手達が市町村の代表として競い合います。

【岩手】

第26回全日本わんこそば選手権

2011年11月20日(日)盛岡市で開催され、ひとり2分×3人がチームになって杯数を競う「こどもグループ選手権」や「中・高校生グループ選手権」、「一般グループ選手権」を実施しま

す。みんなでわいわい楽しみながらチームワークで優勝をめざそう!

今年、一般個人選手権の部門はお休みさせていただきます、グループ選手権(こども、中・高校生、一般)部門のみの開催です。

【宮城】

第6回 松島大漁かきまつり in 磯島

11月23日(金・祝)の牡蠣の日を記念して開催される「かき祭り」。牡蠣や新鮮な魚介類が格安で販売されます。また無料炉端も設置されており、購入した海産物等をその場で焼いて食べることもできます。

またまつりとは別に、「かき小屋」の営業も再開され、殻付きカキ焼きの食べ放題が11月19日から行なわれます。完全予約制ですので、(社)松島観光協会(TEL 022-354-2618)まで予約・お問合せください。

あおぞら

発行：愛知県被災者支援センター
住所：名古屋市中区三の丸 3-2-1
愛知県東大手庁舎 1階
TEL：052-954-6722
FAX：052-954-6993
開催：月～金 10～17時



第2回ふるさと交流会 in 一宮

日程：11月12日（土）11：00～15：00
場所：com-café 三八屋
主催：ずっと... 被災者支援チーム
共催：一宮生活協同組合、特定非営利活動法人 志民連いちのみや、愛知県被災者支援センター
協力：一宮市、一宮市社会福祉協議会
避難者参加者数：11世帯 29名

2回目となった今回は広く一宮市以外の方にも呼びかけましたので、狭い喫茶店の中に大勢の避難者の参加で一杯になり、子どもは2階と1階の間を走り回ってそれは賑やかな交流会となりました。一宮市内からは2世帯が参加され、内1世帯は初参加でした。参加者の何人かが、「話がしたいので来ました」と自己紹介をされたのは、最近の交流会の傾向を示すもので、段々と信頼関係が築かれているのがよく判ります。

福島県名古屋事務所・司法書士・弁護士の皆さんが最近の避難者を取り巻く状況や支援の中身を説明し、説明の後は避難者の皆さんから真剣にお話を聞いていました。こういう姿はこの頃確実に増えてきました。

今回は一宮生活協同組合が合流され、特に食事と託児の協力が好評でした。このように交流と支援の輪が広がったことで、避難者を取り巻く孤立や孤独を乗り越える普通通りのお付き合いができてきた、と言えるのではないのでしょうか。



「あいち防災フェスタ

防災&ボランティアフォーラム」参加報告

日程：11月13日（日）10：30～16：00
場所：愛・地球博記念公園

「みんなで学べる！体験できる！楽しいイベント盛りだくさん!!」のあいち防災フェスタが開催されました。主催者を代表して大村愛知県知事の挨拶でフェスタのスタート。その後は、防災体験ラリーや防災関連展示・実演などで、来るべき東海・東南海地震の防災対策の充実強化を推進するイベントが行われました。また子どもを対象にした「スイーツプリキア♪ショー」があり、お子さん連れの家族が多数参加された賑やかなフェスタでした。

愛知県被災者支援センターとしても、「東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや」とともに展示コーナーを設け、県内各地に避難されている方々を対象に開催している、交流会や各種イベント等の活動内容をパネルや写真で展示、紹介し、多くの県民の皆さんに知って頂きました。

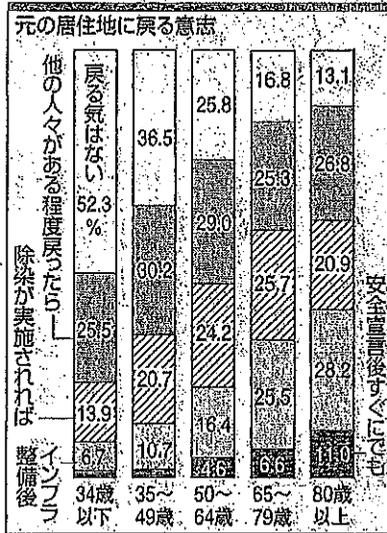
また、この機会を利用して暖房器具類の寄贈をお願いするチラシを配布し、多くの県民の皆さんの善意を期待しています。



原発事故避難住民アンケート

4人に1人「戻る気ない」

福島第一原発事故で住民が避難している福島県双葉郡8町村の全世帯を対象に実施されたアンケートで、回答者の4人に1人が「元の居住地に戻る気はない」と答えた。



福島大学の災害復興研究「難先にも送られる広報紙に所が町村の協力を得て8月1日同封して2万8184世帯から今月末まで実施した。選定に調査票を送り、48%にあ

たる1万8463世帯から回答を得た。

元の居住地がどのような状態になれば戻るかのどの問いには「他の人々がある程度戻らなければ」という回答が22.7%、「一方「戻る気はない」が26.9%で、特に34歳までの回答者

「帰れないなら言うって」

避難している相当数の人たちが、もとの居住地に戻る気をついでいる。政府は福島県内に「長期帰還困難地域」を指定する方向で検討しているが、避難住民からは「帰れないのは分かっている」「放射線量が低いと言われても帰る気はない」との声が聞かれる。

では52.3%を占めた。原発が立地する大熊町、双葉町と隣の富岡町で「戻る気はない」が3割を超えた。戻る意思のある人に「どのくらい期間を待てるか」とを聞くと、3年以内との回答が7割以上に達した。今後の生活上の困難を三つ選ぶ質問では、「避難の期間がわからない」が57.8%と最も多かった。調査にあたった丹波史紀准教授は「時間が長引くほど住民は帰らぬ心持がはっきりした」と語った。

2011年11月9日 朝日新聞 朝刊 (朝日新聞社の許諾を得て転載しています) (紙面の都合上、レイアウトを変更しています)

20キロ圏に帰還困難地域

政権指定方針 復興住宅提供を検討

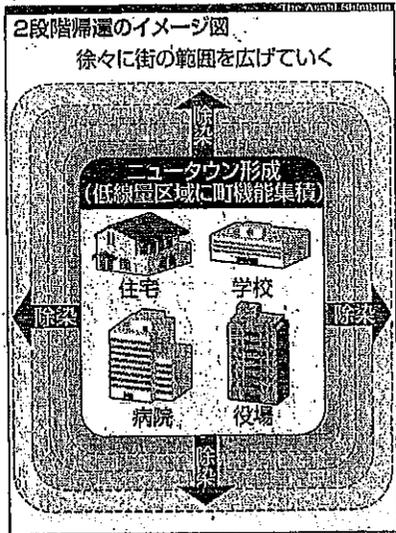
野田政権は東京電力福島第一原発から半径20キロ圏内の警戒区域内で、放射線量が高い地域を「長期帰還困難地域」とする方向で調整に入った。放射線量が低い地域に生活拠点を移すことで、将来の帰還に備える「2段階帰還」への支援も検討する。近く警戒区域内で線量を測定し、年内をめどにしている原発の冷温停止は、もうひとりの

止状態の達成にあわせて該当地域を公表する考えだ。長期帰還困難地域では立ち入り禁止の措置が長く続く。対象住民には国や自治体による土地の借り上げや買い上げ、復興公営住宅の提供などを検討する。

10月中旬の文部科学省の調査によると、警戒区域内で避難の目安とされる年間被曝量20ミリシーベルト以上

だったのは、50地点中37カ所だった。20ミリシーベルト未満に自然に下がるまでに10年以上かかる1000ミリシーベルト以上の地点も15カ所にのぼった。

政権は警戒区域内で除染のモデル事業を始め、放射線量がとれたら下がるかを検証する。その結果を踏まえて帰還に必要な年数を計算し、長期帰還すること



が困難な地域を決める。線量が低くてもインフラ復旧のめどが立たず、社会生活が難しいところも含める。

福島第一原発が立地する福島県大熊町は、放射線量が低いところにも公共施設を集めたニュータウンをつくり、将来の全面帰還をめざす「2段階帰還」を町の復興構想案にすでに盛り込んでいる。政権はこうした試みを支援する方針だ。

2011年11月9日
朝日新聞 朝刊
(朝日新聞社の許諾を得て転載しています)
(紙面の都合上、レイアウトを変更しています)

原子力・放射線安全確保 一般的質問
(文部科学省 ホームページより)

Q1 放射線(放射能)とはどのようなものですか?

A1

「放射線」を出す物質を「放射性物質」といい、放射線を出す能力を「放射能」といいます。「放射線」にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線の代表的な3種類の他、エックス線、中性子線、重粒子線などいろいろな種類があります。放射線のそれぞれの性質を利用して医療、工業、学術研究などに利用されています。

Q2 放射線(放射能)に使われている単位について教えてください

A2

放射線	線量当量	シーベルト(Sv)	生物が放射線を受けたときの影響を表す単位
	吸収線量	グレイ(Gy)	放射線が物質に当たったときその物質に吸収されるエネルギーを表す単位
放射能	ベクレル(Bq)		放射性物質が1秒間に1回壊変すること

Q3 私たちは普段どれくらいの放射線をあびているのですか?

A3

私たちの身の回りにはごくわずかですが天然の放射性物質があります。これらの物質から常に放射線を浴びています。またこのような放射線の他、宇宙から地球に降り注いでいる宇宙線から被ばくしています。私たちが1年間に被ばくする線量は、地域によって差がありますが年間約2.4ミリシーベルトです。

また、病院での診断などからも、人工の放射線を浴びています。その量は次のとおりです。

なお、自然放射線も人工放射線も人体への影響は全く同じです。

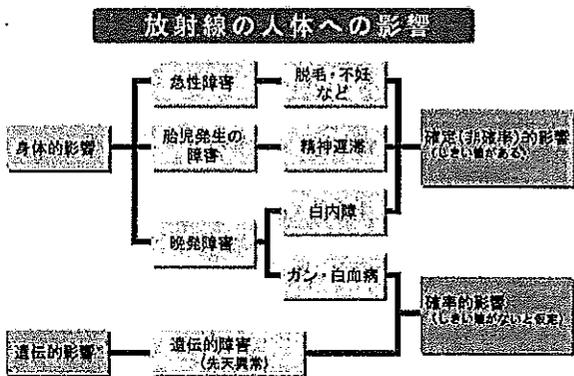
外部被ばく (ミリシーベルト)	宇宙線から	0.38
	大地から	0.48
内部被ばく (ミリシーベルト)	食物などから	0.24
	空気中のラドン等の吸入から	1.3
計		2.4

種類	調査	1件あたりの実効線量(mSV)	国民一人あたりの実効線量(mSV)
一般X線診断	1986	1.27	1.47
X線CT	1989	8.3	0.8
集団検診(胃)	1991	0.6	0.04
(胸部)	1991	0.05	0.01
歯科X線診断	1989	0.03	0.023
核医学診断	1982	4.2	0.03
胸部CT		6.9	世界平均 24

Q4 放射線は私たちの身体に影響があるのですか?

A4

人体が放射線をあびると人体を構成する正常細胞をこわしたり、傷つけたりします。線量が低い場合は、身体に備わった修復作用や回復機能により修復されますが、修復されなかった場合には放射線障害が発生するといわれています。



※しきい値とは、ある作用が反応を引き起こすか起こさないかの境の値のこと

行っ得! ~ イベント情報 ~

子育てつどいの広場 in 瑞穂区

食事やお茶などしながら、子育てについての情報交換会を開催いたします! また、子育て支援情報などについても提供させていただきますので、お気軽に遊びに来てください。

日時: 12月18日(日) 10:30~14:00
場所: ボラみみより情報ステーション
切: 12月15日(木)

申込: 必要事項をお電話またはFAX、Eメールにて愛知県被災者支援センターまでお申し込みください。

問合せ: 愛知県被災者支援センター
(月曜から金曜 10:00~17:00)
TEL: 052-954-6722
FAX: 052-954-6993

E-mail: mousikomi@aichi-shien.net
(詳細は同封のチラシをご確認ください)

救急医療情報センターを利用する前に

- ・なるべく次の手順でご利用ください。
- 1) かかりつけの医師に連絡してください。
- 2) かかりつけ医師のいない方、またはかかりつけ医師が不在のときは、近くの休日（夜間）診療所や当番医に連絡してください。
- 3) それでも無理なときは、近くの救急医療情報センター（下表）に電話してください。

※救急医療情報センターに電話をされる電話料金の軽減を図るために、名古屋市外局番を除く県下14地区に地域別電話番号を設けております。下記管轄区域の地域別電話番号に電話されますと、自動的に救急医療情報センターにつながります。

※夜間等は多少時間がかかる場合がありますが、電話を切らずにそのままお待ちください。

救急医療情報センターを利用する際の注意事項

- 1) 救急医療情報センターに電話されるときは、メモとエンピツをご用意のうえ、住所または現在居られる場所、患者さんの氏名、年齢、性別、電話番号をお話の上、具体的な症状あるいは、けがの程度をオペレーターにお話ください。
- 2) 救急医療情報センターでは、最寄りの医療機関を検索し、医療機関の名称・電話番号をお知らせいたします。また、医療機関の大体の場所もお知らせいたします。
- 3) 連絡を受けたら、患者さんまたは家族から

医療機関に電話し、症状やけがの程度をお話のうえ出来るだけ早く受診してください。医療機関への到着が遅くなる場合や、何らかの都合で行かない場合も必ず電話をしてください。

小児の病気で

医療機関に受診するか迷ったら

けいれんが止まらない・意識が無い・呼吸が苦しいなど保護者の目から見て、明らかに緊急を要する急病の場合は迷わずに「119番」をご利用ください。

夜間の子どもの急病時、病院に行ったほうが良いか判断に迷ったら以下をご利用ください。

小児救急電話相談

【相談日時】

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

午後7時から午後11時まで

※看護師（難しい事例は小児科医）による救急電話相談を行っています。

【相談電話番号】

#8000（短縮番号）

又は052-263-9909（短縮番号が使えない時）

社団法人日本小児科学会

こどもの救急 ホームページアドレス

<http://kodomo-qq.jp/>

愛知県小児科医会 ホームページアドレス

<http://aichi-pediatric-ass.jp/>

救急医療情報センター（地域別電話番号） [\(http://www.qq.pref.aichi.jp/\)](http://www.qq.pref.aichi.jp/)

名称	問合せ先	管轄区域
名古屋	052-263-1133	名古屋市 東海市(上野局) 清須市 あま市 大治町
豊橋	0532-63-1133	豊橋市 豊川市 蒲郡市
岡崎	0564-21-1133	岡崎市 幸田町
一宮	0586-72-1133	一宮市 稲沢市 岩倉市 江南市 大口町 扶桑町
瀬戸	0561-82-1133	瀬戸市 尾張旭市 日進市 みよし市 長久手町 東郷町
半田	0569-28-1133	半田市 常滑市 阿久比町 武豊町 美浜町 南知多町
春日井	0568-81-1133	春日井市 犬山市 小牧市 北名古屋市 豊山町
津島	0567-26-1133	津島市 愛西市 弥富市 蟹江町 飛鳥村
刈谷	0566-36-1133	刈谷市 知立市 安城市 高浜市 碧南市
豊田	0565-34-1133	豊田市
西尾	0563-54-1133	西尾市
尾張横須賀	0562-33-1133	東海市(上野局を除く) 大府市 知多市 東浦町 豊明市
新城	0536-22-1133	新城市
設楽	0536-62-1133	設楽町 東栄町 豊根村
田原	0531-23-1133	田原市

遠隔地避難者への大阪弁護士会の取り組み

2011年（平成23年）12月3日

大阪弁護士会災害復興支援委員会

副委員長 木口 充

大阪弁護士会での遠隔地避難者への取り組みについて報告いたします。大阪弁護士会では、平成23年3月1日に常設の委員会として災害復興支援委員会が組織され、被災者への支援、法律相談については、同委員会において、これまでに、以下のよう取り組みを実施、計画しております。

1、無料相談、無料電話相談の実施

3月11日、東日本大震災が発生し、3月28日から避難者のための無料来館相談会を実施し、4月5日からは、無料電話相談を実施いたしました。記者発表を行い、全国紙に掲載されたようで、電話相談の初日には遠く仙台、千葉からの電話もございました。11月11日現在で、来館相談が23件、電話相談が261件となっております。

2、岩手、仙台への応援派遣

4月1日、岩手会より避難所への巡回相談のための弁護士派遣要請を受け、急遽派遣弁護士を募りました。結果、調整に苦労するほどの参加希望者が殺到し、4月11日から5月末日まで、岩手の各避難所の巡回相談に毎日1名の弁護士を派遣いたしました。

4月29日から5月1日の仙台一斉相談会に、大阪から38名の弁護士を派遣しました。その際、相談担当者をバックアップすべく、相談担当者からの連絡を受けて、調査のうえ返答する担当弁護士を置き、背後から支援する仕組みを作りました。

5月11日、18日の2回に分けて、岩手、仙台の現地相談に赴いた会員からの報告会を企画し、今後、現地相談に赴く会員に情報提供を行いました。

3、大阪府下避難者への取り組み

かように、会館での無料来館・電話相談の実施、および被災地会の要請に基づいて被災地に弁護士を派遣する一方で、大阪府下への避難者に対して、以下の活動を

行いました。

(1) まず、4月17日、大阪市社会福祉協議会主催の避難者のための「集い」に委員5名が参加し、法律相談を実施。4件の相談がなされました。

(2) 聞き取り調査

その後、無料相談の実施を大阪府下の避難者に伝達すべく、4月下旬より5月中旬にかけて、聞き取り項目（資料1）に基づき、各市町村への避難者の受け入れ状況の聞き取り調査を実施しました。

各市町村の担当をきめ、直接市町村の避難者受け入れ窓口で照会をかけることとし、依頼文書を会長名で送付した後、各担当弁護士から電話連絡をして聞き取り項目に基づき、何所帯、何名のかたが避難しているのか、避難者の方に無料相談の案内をお送りねがいたいと申し入れをしていきました。結果、大阪府下に当時で1000名以上の避難者がいることが判明。大阪市や堺市のように300名を超える避難者を受け入れている自治体もあれば、少人数のみ受け入れ、親類をたよって避難している避難者のみの自治体等、ばらつきがみられました。

また、いくつかの市以外は、入居後の避難者支援についての具体的な計画がなく、大阪府も、特に各市町村に対し、避難者支援のための支援の要請はしていないことがわかりました。大阪市は、各区ごとの説明会、交流会、子ども会のイベント実施など、富田林市は、市職員がマンツーマンで対応、大東市では市役所で生活相談していることもわかりました。

上記聞き取り調査によって、いくつかの課題がみえてきました。

- ・ 受入後の避難者支援について、大阪府・府下市町村としての系統だったものがない。
- ・ 個人情報等を理由として、避難者への情報提供ができにくい自治体がある。
- ・ 受入人数の少ない自治体では、独自の取り組みはにくい。
- ・ 集いなどを実施しているところも、継続的な支援にならない可能性がある。
- ・ 避難者同士のつながりをつくる支援は難しい状況。
- ・ 広い意味での震災法律相談の意義やイメージが自治体担当者に理解されていない。

(3) 集いへの参加

聞き取り調査において、大阪市、堺市、枚方市、豊中・池田・箕面各市の集いの

計画を把握でき、そこに、弁護士会も参加させていただくことにしました。法律相談会の実施と、情報収集の目的でした。

6月4日、堺市への避難者を対象とする「集い」に参加。法律相談を実施。

6月11日、箕面市・豊中市・池田市の合同企画の集いに参加。法律相談を実施。

6月12日、第2回の大阪市への避難者対象の集いに参加。冒頭20分ほど時間を頂戴し、被災者生活再建支援法や全国避難者情報システム、原発の仮払い等の説明をパワーポイントを用いて行いました。第2回の集いでは、被災地ごとにテーブルを囲み、同郷の方通しでお話ができるようにされ、各テーブルに弁護士が話に加わりました。雑談から始めて悩みをお聞きし、相談へとつながるものがないかを聞き出す試みでした。その際、福島県弁護士会、新潟県弁護士会が作成された被災者ノートを30部用意して希望者に配布しましたが、あっという間になくなりました。仮払いの請求書式、全国避難者情報システムの案内も配布しました。会食の時間がもうけられておりましたので、会食後、別のブースで相談コーナーを設置し、就労相談のコーナーも併設されておりました。

第2回の大阪市の集いの際に、参加者に対して、弁護士会への要望のアンケート調査を実施し、その後、内容を改定して現在も相談会等の機会にアンケート用紙をお配りしております。11月25日現在で、61件の回答をいただいております、そのうちの一部を本日ご紹介させていただいております。

(4) 企画の提案

その後、比較的避難者の多い市町村に、相談会や集い、勉強会の企画を持ち込んで、いっしょにやりましょうと声かけを始めました。また、大阪府の協力を得るべく、大阪府の避難者受け入れ窓口である危機管理室と協議を継続し、大阪府下への避難者に対し、ニーズ調査、ネットワーク作りのためのアンケートを実施していただくことになり、その集計結果については、本日大阪府より発表いただくこととなっております。

(5) 情報提供

集いや相談会的な企画の外、大阪弁護士会では、避難者の方に必要とされる情報を発信すべく、岩手県弁護士会ニュース等を参考にさせていただき、月1回のペースで大阪弁護士会ニュースを発行し、すでに6号まで発行しています。そのために、40期代、50期代中心に、「避難者情報提供支援チーム」を10名程度で結

成し、そこでアイデアを出しながら、編集作業を進めています。第1号は各種支援制度の紹介、東電への仮払金、第1次指針の紹介、第2号は相続関係を中心にしたニュースを発行しました。問題は、それを避難者にどのようにして届けるかにありました。無料相談の案内の送付依頼の後、再度、大阪弁護士会ニュースの送付についても、同様に、依頼文書を送付したうえで、あらためて各担当委員より電話による依頼を行いました。概ね応じていただきました。そのことにより、今後定期的に発信するニュースが避難者に届けられる一応の目処はたちました。

また、大阪市社会福祉協議会発行の避難者向けニュース（IMONIKAI）の編集参加とコーナー担当をすることになりました。

(6) こころの相談窓口設置した近畿のNPO団体（NPO 法人多重債務による自死をなくす会コアセンター・コスモス）との懇談（6月13日）。今後の協力を確認いたしました。

(7) 広域避難者支援のMLを立ち上げ

全国の広域避難者支援のための情報交換、意見交換のためのMLを、6月25日に青木副委員長、岩本委員、本元委員にて立ち上げました。現在、弁護士が103名、弁護士以外の方が37名 合計140名の参加となっております。

(8) 遠隔地避難者のニーズを当事者の声から学ぶ

7月5日に、大阪への避難者お二人の方からお話を聞く機会をもうけました。いずれも福島県の方で、

- ・現在の大阪での連絡をとりあっている避難者同士の声では、生活物品はある程度ととのっているが、自治体の情報が不十分（一時帰宅の案内もなし）、心の不安が大きくなってきている。
- ・女性はそれなりにストレスを紛らすが、年配の男性がうつ状態になりつつある。
- ・子ども達も関西に馴染みにくい人がいる。
- ・指定区域以外の人への扱いに差があるので、たいへんである。
- ・一時帰宅の実費が大きいので帰るのも大変である。京都では、自治体職員が被災地に応援に出向くバスに空きがあれば無料で乗せてもらえるが、大阪ではそのようなものがない。
- ・現在の住居がいつまでいれるのか、明言してくれないので不安が大きい。

- ・原発の賠償などの問題をどうしていくのかわからない。
- ・同じ土地の言葉でしゃべりたい。

といったことが重要になってきているというお話がありました。

また、避難者同士のつながりを作りたくて、新聞などでいろいろ取り上げてくれているが、避難者は新聞はとっておらず、なかなか避難者に伝わらない。今、自主的な避難者の集まりを企画し、ライオンズクラブがバックアップする取り組みを考えているが、市町村が周知に協力してくれず、自ら宣伝するしかなくて困っている、というお話もありました。

(9) 街頭署名活動

7月5日、委員10数名の参加により、既存債務の解放をもとめる街頭署名活動を行い、102名の方の署名をいただき、仙台弁護士会に送付しました。

(10) 研修

①4月25日に、永井幸寿日弁委員長、山中茂樹教授をお招きして「東日本大震災緊急対策研修会」を実施

②7月2日に、海渡雄一弁護士、石橋克彦神戸大学名誉教授（地学）、井戸謙一弁護士（もと志賀原発2号炉差し止め判決裁判長）を招いて「司法は原発をどのように裁いてきたか」と題する研修会を実施

③7月12日、同月21日に、法律相談担当者向けに、被災者生活再建支援法、原発問題のミニ勉強会を実施予定

④8月1日に、大阪府下への避難者を対象に第1回原発説明会ならびに無料相談会を大阪弁護士会館で実施。この説明会に、上記2名の福島からの避難者のかたにも参加していただきました。

⑤8月10日に、原子力損害賠償制度の概要についての研修会を実施

⑥8月20日に、①災害弔慰金・生活再建支援金等の問題点、②行方不明・死亡をめぐる諸問題、③既存債務の解消問題、④災害時における個人情報保護の

問題、広域避難者をめぐる問題、⑤原発保証をめぐる諸問題、⑥震災弱者、外国人をめぐる諸問題に関して、集中勉強会を実施

⑦11月17日、22日、28日に原発被害賠償に関する研修会を実施

(11) 弁護団の組織

10月15日、福島原発による被災者救済支援のための弁護団を組織。兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山にも参加を呼びかけ、関西に避難しているかたを対象に関西弁護団として活動を開始しています。

(12) 自治体、民間支援団体との懇談会を実施

10月26日、大阪護士会館において、東日本大震災による大阪府下への避難者の支援に関する懇談会を実施しました(資料2)。自治体、社会福祉協議会、生活協同組合連合会等、弁護士会以外からも20名の参加をいただきました。その懇談会の場において、今後も連絡会を設けてはどうかのご提案もあり、各支援団体、自治体との連絡会に向けての第一歩をふみだすことができました。

(13) 9月以後の各自治体での原発賠償説明会、なんでも相談会の実施

①9月12日から17日の1週間、震災半年を区切りとした一斉相談会を、護士会館、枚方・ナンバ・堺相談センターにて実施。

②10月15日、大阪市中央公会堂及び護士会館にて第2回原発賠償説明会及びなんでも相談会を実施。

③10月13日(八尾市)、10月27日(東大阪市)、10月31日(高槻市)、11月6日(吹田市)、11月11日(泉大津市)、11月12日(堺市)、11月29日(豊中市)、12月4日(エル大阪)、12月12日(門真市)、12月17日(京都府伏見区)、12月23日(京都府宇治市)での原発賠償説明会及びなんでも相談会を実施または実施予定となっております。京都での説明会、相談会は京都弁護士会と協力して実施予定です。また、枚方市での相談会についても枚方市と調整中です。

4、今後の課題

避難が長期化し、孤立感、不安感が増大する中で、被災者のための心のケア

を含めたネットワーク作り、被災者への地元情報の発信、被災者の就労・住宅支援、東電への損害賠償支援体制の確立、健康被害の継続的な調査、医療制度の確立が不可欠であり、そのための行政及び各支援団体との連携、法テラスとの連携（ADRへの申立ての書類作成援助の適用を含めた援助の適用基準・費用償還の緩和）が必要不可欠とおもわれます。

以 上

2011年(平成23年)10月4日

関係各位

大阪弁護士会
会長 中本和洋
同 災害復興支援委員会
委員長 三木秀夫

「東日本大震災による大阪府下への避難者の支援に関する懇談会」のご案内

拝啓

日頃は、東日本大震災の被災者支援のために種々の活動をされておられること、厚く敬意を表します。

さて、当会におきましても、大震災の発災以降、現地での法律相談への相談担当者派遣や、各種立法提言等の活動を行ってまいりましたが、それとともに、大阪府下に避難されてこられた被災者の方々の支援のための活動も行っていました。しかし、府下で1500人を超えると推測される方々の避難生活が長期化する中、また、原発事故の収束や賠償の見通しがつきにくい中、こういった避難者への多面的な支援は、今後の被災者支援における重要かつ切実な課題となっていると存じます。

これまでも大阪府や各市町村をはじめとして、様々な関係機関や諸団体において、様々な取り組みがなされてまいりましたが、これまでの活動状況の情報交換やその中で見えてきた課題について共有することで、今後官民一体となった連携のとれた支援につながるものと考えます。こうしたことから、誠に僭越ではございますが、情報交換・意見交換のための懇談会を開催させていただきたく、このご案内を差し上げることといたしました。

様々な取り組みでご多忙のところとは存じますが、何卒、積極的にご参加いただき、また、ご活動状況などについての資料提供などいただきますれば、幸いです。

敬具

記

- 1 日時 平成23年10月26日(水) 午後1時30分～4時00分
- 2 会場 大阪弁護士会館(10階 1001・1002会議室)
- 3 当日の進行(予定)
各自自治体の取り組みのご紹介
各支援団体の取り組みのご紹介
意見交換など
- 4 参加費 無料
- 5 お手数でございますが、ご出欠のご回答を、10月19日(水)までにいただければ幸いです。

以上

===== 出欠回答欄【FAX:06-6364-5069】 =====

10月26日「大阪府下 避難者支援 懇談会」

出席します 欠席します 資料提供します

→ (出席者ご氏名 _____ / _____)

貴団体名 _____	ご担当者 _____
電話 _____	FAX _____
e m a i l _____	@ _____

「東日本大震災による大阪府下への避難者の支援に関する懇談会」参加者名簿

開催日:平成23年10月26日(水)

会場:大阪弁護士会 202会議室

所属団体		お名前
大阪府政策企画部 危機管理室	危機管理課長	小孫 直人
大阪府政策企画部 危機管理室	課長補佐	松井 孝之
大阪府政策企画部 危機管理室	総括主査	宮崎 浩
大阪市震災支援対策室	調整担当課長	古城 厚穂
枚方市 市民安全部 危機管理室	課長代理	田村 孝文
枚方市 市民安全部 危機管理室	主任	杉森 貴広
大阪府社会福祉協議会		高木 洋介
大阪市社会福祉協議会		植村 利弘
大阪市社会福祉協議会		修田 翔
豊中市社会福祉協議会		勝部 麗子
(財)大阪府人権協会		澤井 登志
(財)大阪府男女共同参画推進財団		近藤 裕子
街づくり支援協会		黒田 俊司
日本産業カウンセラー協会		矢野 敏昭
関西被災者支援相談ネットワーク		弘中 照美
大阪府生活協同組合連合会		安本 正男
大阪いずみ市民生活協同組合		藤井 三良
全大阪労働者共済生活協同組合		蓬臺 康男
大阪司法書士会		谷 嘉浩
(社)大阪府不動産鑑定士協会		足立 良夫
大阪弁護士会		副会長
大阪弁護士会	副会長	増市 徹
大阪弁護士会 災害復興支援委員会	委員長	三木 秀夫
大阪弁護士会 災害復興支援委員会	副委員長	森本 宏
大阪弁護士会 災害復興支援委員会	副委員長	青木 佳史
大阪弁護士会 災害復興支援委員会	副委員長	木口 充
大阪弁護士会 災害復興支援委員会		石田 法子
大阪弁護士会 災害復興支援委員会		久米川 良子
大阪弁護士会 災害復興支援委員会		本元 宏和

(別紙)

自治体聞き取り調査項目

大阪弁護士会災害復興支援委員会 御中

(fax 06-6364-5069) (担当：大森・鬼塚)

市町村名 _____ 聞き取り担当者 _____

1 現在、貴自治体では、避難者の受入をしておられますか。

はい 予定あり いいえ

2 受入をしている場合、その数や受入場所を教えてください。

世帯数 _____ 人数 _____

出身市町村 _____ 県 _____ 市・町・村 _____

_____ 県 _____ 市・町・村 _____

受入場所	・公営住宅	世帯
	・民間住宅	世帯
	・避難所（名前 _____）	世帯
	・その他（ _____）	世帯

この方々の主な居住地域を具体的に教えてください。

(氏名や住所の特定までは求めません)

3 大阪府や自治体を通じないで避難してきている方を把握していますか。

・把握している ・把握するための方策をとっている ・把握していない

4 市町村として避難者のためにニュースなどの情報発信をされていますか。

・している → 現物をもらう ・していない

5 市町村として避難者のために、受入後に、具体的な支援として行っていることがありますか。社協・ボランティアセンターなどを通じてのものでも結構です。

EX 個別訪問、集いの開催、その他・・・

6 大阪弁護士会として、避難者のための法律相談を、平日毎日、電話と来館で行っていますが、その情報を直接避難者に案内をしたい。チラシの配布など協力をしていただけるか。

Ex.市の窓口でチラシをおくだけではなく、直接避難者にチラシを配布してくれる、市町村のニュースに宣伝してくれる、その他の方法で案内してくれるなど

7 大阪弁護士会としては、避難者が大阪という遠方に来て、なかなか相談窓口まで行くのも難しく、また、心理的に遠慮することが多いと考えており、自治体との連携による居住地近くでの巡回無料相談を考えています。弁護士相談だけではなく、職安や医療、福祉などの「なんでも相談会」もいいと思います。災害支援制度についての「ミニ学習会」をセットしていいと思います。

そのような取り組みについて、ご協力いただけないでしょうか。

8 今後、弁護士会として連携をお願いする場合の窓口を教えてください。

担当課 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ メール _____

2011年(平成23年)12月3日

遠隔地避難者への京都弁護士会の取り組み

京都弁護士会東日本大震災災害対策本部
副本部長 人 西 智 之

京都弁護士会における遠隔地避難者への取り組みについて報告いたします。

京都弁護士会では、平成23年3月14日、東北地方太平洋沖地震災害対策本部を設置し(後に、「東日本大震災災害対策本部」に改称)、被災者への支援、法律相談について、以下のような取り組みを行ってきました。

1 災害義援金の募集

3月28日、災害義援金の募集を開始しました。

募集した災害義援金については、4月25日及び6月15日に、日本赤十字社へ送金しました。

2 電話無料法律相談

4月18日、東日本大震災被災者電話無料法律相談を開始しました。

京都府内に避難されてきた被災者向けに、京都府、京都市の協力を得てチラシを配布するなどし、広報に努めました。11月25日現在で、相談件数は26件と決して多くはありませんが、現在でもコンスタントに一定数の相談があります。

3 相談担当弁護士派遣

4月29日から5月1日の仙台一斉相談会に、京都から6名の弁護士を派遣しました。

また、5月18日から5月24日まで、岩手県に7名の弁護士を派遣しました。

いずれも、派遣弁護士を募ったところ派遣人数を大きく上回る参加希望者がありました。

5月10日及び6月3日に、震災派遣相談報告会を実施しました。

4 その他法律相談等

5月17日、京都労働局、京都府、京都市が主催する東日本大震災被災者支援ワンストップ相談会に相談担当弁護士を派遣しました。

上記主催者のほか、大阪国税局、京都府社会福祉協議会、京都府労働委員会など26機関が参加したもので、28名の相談者があり、そのうち7名の方が弁護士に相談されました。

9月17日、京都災害ボランティア支援センターが主催する県人の集いに、弁護士2名が参加し、法律相談を受けました。

5 研修等

4月12日及び15日に、災害復興支援に関する研修会を実施しました。これは、上記電話無料相談及び各種法律相談担当者向けの研修会です。

さらに、11月18日、大阪弁護士会から講師を招いて、原発賠償に関する研修会を行いました。この研修を受けた弁護士が、12月4日の相談を担当します。

6 今後の課題

東日本大震災が発生してから、9か月が過ぎようとしています。地震、津波による被害の復興も遅々としてはかどらず、さらには、原発事故による被害は現在進行中です。

そのため、避難先での生活は、一時的な避難ではなく、長期化しつつあります。

単に、避難者からの法律相談を受けるだけでなく、積極的な情報提供、継続的な支援が必要と考えています。そして、そのために京都弁護士会としても柔軟に対応していきたいと考えています。

平成23年12月3日

遠隔地避難者への兵庫県弁護士会の取組み

兵庫県弁護士会災害復興支援委員会

兵庫県弁護士会では、遠隔地避難者の支援に関し、これまで以下のような取組みを実施してきました。

1 プロジェクトチームの発足

- ・6月頃、遠隔地避難者支援に関するプロジェクトチームを発足させました。また、9月頃には尼崎支部、11月頃には姫路支部でもそれぞれプロジェクトチームを発足させ、現在では、当会全体で合計28名がメンバーとして活動しています。

2 自治体への調査

- ・6月以降、兵庫県内への遠隔地避難者の現状を把握するため、兵庫県内の各自治体に対し、避難者の受け入れ状況等の調査を開始しました。その結果、被災地から兵庫県に避難してきている方が、6月時点で、県が把握している限りで900人～1000人ほどおられることが判明しました。

3 無料法律相談の実施

- ・震災直後より、被災者向けに、電話予約を受けたうえでの無料法律相談を実施しました。
- ・主に遠隔地避難者向けには、各自治体が公営住宅入居予定の避難者に鍵を渡す際にチラシを渡してもらう、自治体が避難者向けに週2回発行しているニュースレター（避難者の地元自治体の情報が中心）に同封してもらう等の方法で、下記5の説明会・相談会の開催案内も含めて、広報を行っております。
- ・10月以降は、研修を受けた弁護士やプロジェクトチームに入っている弁護士を名簿にまとめ、名簿制による無料法律相談（事務所待機型）を開始しております。

4 被災者ノート兵庫県版

- ・被災者ノートとは、日記形式で、被災地からの避難に至る経緯や放射能検査の診断費用、仕事上の損害など「具体的な被害状況」を記入するもので

すが、兵庫県内の避難者に向けて、県内の状況を記載した兵庫県版を作成し、説明会等で配布しました。

5 避難者向けの説明会・相談会の実施

- ・ 7月19日14時～16時、NPO法人CS神戸主催の避難者交流会（@北須磨文化センター）にて、弁護士による個別相談会を行いました。計4世帯約10名の避難者が参加されました。
- ・ 10月1日14時～16時、尼崎支部主催で、西宮市立勤労会館にて、「第1回なんでも相談会」を開催し、計6世帯の避難者が参加されました。このころから、上記4の被災者ノート兵庫県版の配布を開始しました。
- ・ 10月15日14時～17時、兵庫県弁護士会にて、原発賠償に関する説明会・相談会を開催しました。CS神戸・NPO法人コスモスのご協力も得て、法律相談に限らず、暮らし全般についての相談に応じることができるような場を設け、計26世帯約50名の避難者が参加されました。
- ・ 11月3日14時～16時、尼崎支部主催で西宮市大学交流センターにて、「第2回なんでも相談会」を開催し、計5世帯約16名の避難者が参加されました。
- ・ 以上の相談会のほかにも、関西学院大学の災害復興制度研究所の研究会（6月24日、10月25日）やKSNプロジェクト主催のゆっくり茶話会、お芋掘りや、宝塚NPOセンターが主催する「お茶っこカフェ」など、避難者が集う様々な機会に弁護士も参加し、相談を受ける等の試みを行いました。

6 声明・意見等

- ・ 遠隔地避難者の支援に関する声明・意見としては、10月26日、「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地で実施することを求める会長声明」を発信しました。

7 今後の予定等

- ・ 今回のシンポジウムを受け、兵庫県弁護士会では、12月10日の14時から、兵庫県弁護士会館にて、遠隔地避難者向けの相談会を行う予定です。NPO法人の方々や臨床心理士の方にもご協力いただいて、法律相談に加え、暮らし全般に関する相談やメンタル面での相談にも対応できるような場にしたいと考えております。今後も継続的に説明会・相談会を開催していく予定です。

以上

平成23年6月20日
 関西広域連合広域防災局(兵庫県災害対策課)

東日本大震災に係る兵庫県内避難者の登録状況

全国避難者情報システムによる兵庫県内への避難者の登録状況を下記のとおり取りまとめました。

記

[平成23年6月10日現在]

県民局	避難者登録数		岩手県		宮城県		福島県		その他の都県	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
神戸	188	477	11	15	46	98	106	300	25	64
阪神南	62	141	3	4	17	34	29	72	13	31
阪神北	48	109	4	6	19	42	13	31	12	30
東播磨	21	45	1	1	7	12	11	27	2	5
北播磨	5	15			1	3	3	9	1	3
中播磨	28	70			9	23	14	30	5	17
西播磨	11	20			2	3	7	13	2	4
但馬	6	19	1	1	1	2	3	13	1	3
丹波	4	11			3	9	1	2		
淡路	8	22			2	5	3	9	3	8
合計	381	929	20	27	107	231	190	506	64	165

(問い合わせ先) 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 TEL 078-362-9816

被災地から兵庫県内への避難者受入状況の内訳 8月21日17時30分現在

(参考)

兵庫県 (県営住宅)	現在入居数		入居実績(累計)						現在までに 退去した人	
	世帯数	人数	～6月20日		6月21日		合計		世帯数	人数
			世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数		
兵庫県	30世帯	103名	39世帯	136名	世帯	名	39世帯	136名	8世帯	39名
福島県	13世帯	39名	17世帯	75名	世帯	名	17世帯	75名	4世帯	18名
宮城県	11世帯	22名	14世帯	35名	世帯	名	14世帯	35名	3世帯	13名
茨城県	4世帯	16名	6世帯	20名	世帯	名	6世帯	20名	2世帯	4名
山形県	1世帯	5名	1世帯	5名	世帯	名	1世帯	5名	1世帯	名
岩手県	1世帯	1名	1世帯	1名	世帯	名	1世帯	1名	世帯	名
市町名 (市営住宅)	現在入居数		入居実績(累計)						現在までに 退去した人	
神戸市	世帯数	人数	～6月20日		6月21日		合計		世帯数	人数
			世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数		
神戸市	30世帯	276名	112世帯	361名	世帯	名	112世帯	361名	22世帯	89名
福島県	81世帯	206名	76世帯	264名			76世帯	264名	16世帯	56名
宮城県	17世帯	44名	19世帯	50名			19世帯	50名	2世帯	6名
岩手県	7世帯	12名	7世帯	12名			7世帯	12名	世帯	名
茨城県	5世帯	16名	6世帯	20名			6世帯	20名	1世帯	4名
東京都	世帯	名	2世帯	7名			2世帯	7名	2世帯	7名
千葉県	世帯	名	1世帯	4名			1世帯	4名	1世帯	4名
栃木県	世帯	名	1世帯	4名			1世帯	4名	1世帯	4名
姫路市	1世帯	1名	1世帯	1名	世帯	名	1世帯	1名	世帯	名
福島県	1世帯	1名	1世帯	1名			1世帯	1名	世帯	名
尼崎市	2世帯	4名	2世帯	4名	世帯	名	2世帯	4名	世帯	名
茨城県	2世帯	4名	2世帯	4名			2世帯	4名	世帯	名
明石市	2世帯	7名	2世帯	7名	世帯	名	2世帯	7名	世帯	名
福島県	2世帯	7名	2世帯	7名			2世帯	7名	世帯	名
西宮市	11世帯	24名	13世帯	31名	世帯	名	13世帯	31名	2世帯	7名
福島県	7世帯	17名	8世帯	21名			8世帯	21名	1世帯	4名
宮城県	3世帯	4名	4世帯	7名			4世帯	7名	1世帯	3名
茨城県	1世帯	3名	1世帯	3名			1世帯	3名	世帯	名
伊丹市	5世帯	16名	5世帯	16名	世帯	名	5世帯	16名	世帯	名
福島県	2世帯	7名	2世帯	7名			2世帯	7名	世帯	名
宮城県	2世帯	6名	2世帯	6名			2世帯	6名	世帯	名
岩手県	1世帯	1名	1世帯	1名			1世帯	1名	世帯	名
豊岡市	1世帯	4名	1世帯	4名	世帯	名	1世帯	4名	世帯	名
福島県	1世帯	4名	1世帯	4名			1世帯	4名	世帯	名
安芸市	7世帯	14名	8世帯	20名	世帯	名	8世帯	20名	2世帯	6名
福島県	3世帯	6名	4世帯	8名			4世帯	8名	1世帯	3名
宮城県	4世帯	8名	4世帯	8名			4世帯	8名	世帯	名
茨城県	世帯	名	1世帯	3名			1世帯	3名	1世帯	3名
三木市	1世帯	4名	1世帯	4名	世帯	名	1世帯	4名	世帯	名
福島県	1世帯	4名	1世帯	4名			1世帯	4名	世帯	名
高砂市	世帯	名	1世帯	5名	世帯	名	1世帯	5名	1世帯	5名
福島県	世帯	名	1世帯	5名			1世帯	5名	1世帯	5名
三田市	2世帯	4名	4世帯	12名	世帯	名	4世帯	12名	2世帯	6名
福島県	世帯	名	2世帯	6名			2世帯	6名	2世帯	6名
岩手県	1世帯	2名	1世帯	2名			1世帯	2名	世帯	名
茨城県	1世帯	2名	1世帯	2名			1世帯	2名	世帯	名
真父市	1世帯	1名	1世帯	1名	世帯	名	1世帯	1名	世帯	名
岩手県	1世帯	1名	1世帯	1名			1世帯	1名	世帯	名
丹波市	2世帯	9名	2世帯	9名	世帯	名	2世帯	9名	世帯	名
宮城県	2世帯	9名	2世帯	9名			2世帯	9名	世帯	名
南あわじ市	1世帯	3名	1世帯	3名	世帯	名	1世帯	3名	世帯	名
宮城県	1世帯	3名	1世帯	3名			1世帯	3名	世帯	名
合計	126世帯	359名	155世帯	478名	世帯	名	155世帯	478名	30世帯	109名
県+市町計	156世帯	472名	194世帯	614名	世帯	名	194世帯	614名	38世帯	142名

東日本大震災 被災者登録窓口一覧

平成23年4月4日現在

県民局	市町名	窓 口	連絡先 (電話)
神戸	神戸市	危機管理室 (総合コールセンター)	078-333-3330
		東灘区(まちづくり課内)	078-841-4131
		灘区(まちづくり課内)	078-843-7001
		中央区(まちづくり課内)	078-232-4411
		兵庫区(まちづくり課内)	078-511-2111
		北区(まちづくり課内)	078-593-1111
		長田区(まちづくり課内)	078-579-2311
		須磨区(まちづくり課内)	078-731-4341
		北須磨支所	078-793-1212
		垂水区(まちづくり課内)	078-708-5151
		西区(まちづくり課内)	078-929-0001
阪神南	尼崎市	防災対策グループ	06-6489-6165
	西宮市	東日本大震災電話相談窓口	0798-35-3001
	芦屋市	行政経営課	0797-38-2005
阪神北	伊丹市	市民相談課	072-784-8011
	宝塚市	被災者相談窓口(震災支援担当)	0797-77-9118
	川西市	危機管理室 (東北関東大震災川西市対策本部)	072-740-1145
	三田市	市民の声係	079-559-5035
	猪名川町	猪名川町	072-766-8708
東播磨	明石市	東北地方太平洋沖地震被災者支援相談窓口	078-918-5050
	加古川市	高齢者・地域福祉課	079-427-9205
	高砂市	危機管理室 (市役所西庁舎)	079-443-9008
	稲美町	経営政策部企画課	079-492-9130
	播磨町	福祉グループ	079-435-2362
北播磨	西脇市	ふるさと創造部防災対策課	0795-22-3111
	三木市	危機管理課	0794-82-2000
	小野市	市民安全部防災・地域安全グループ	0794-63-3387
	加西市	総務部安全防災課	0790-42-8751
	加東市	加東市	0795-43-0402
	多可町	災害支援対策本部	0795-32-2382
中播磨	姫路市	防災センター危機管理室	079-223-9593
	神河町	総務課	0790-34-0001
	市川町	総務課	0790-26-1010
	福崎町	総務課	0790-22-0560
西播磨	相生市	企画管理部総務課	0791-23-7126
	たつの市	市民課	0791-64-3147
	赤穂市	総務部安全安心担当	0791-43-6866
	宍粟市	市民生活部安全衛生課	0790-63-3000
	太子町	企画政策課	079-277-5998
	上郡町	総務課	0791-52-1111
	佐用町	企画防災課まちづくり防災室	0790-82-0664
但馬	豊岡市	教育総務課	0796-23-1117
	養父市	社会福祉課	079-662-3162
	朝来市	市民まちづくり部市民課	079-672-6120
	香美町	町民課	0796-36-1110

	新温泉町	町民課	0796-82-5621
丹波	篠山市	総務部総務課	079-552-1116
	丹波市	生活部防災対策室	0795-82-1001
淡路	洲本市	総務部消防防災課	0799-22-3321
	南あわじ市	総務部防災課 (市役所中央庁舎)	0799-43-5006
	淡路市	危機管理部危機管理課	0799-64-2555

活動報告書

滋賀弁護士会

滋賀県には、東日本大震災発生以降、現在も約400名の方が避難して来られています。

その約400名の避難者のうち半数以上の方が、福島県から避難して来られており、東京電力に対する賠償問題も大きな課題であると考えております。

滋賀弁護士会としては、震災後、東京電力に対する賠償問題に限らず、被災者の方の法律相談については、日本弁護士連合会主催の震災に関する研修を受講した弁護士が無料に応じることで対応しております。現在5件の無料法律相談を実施致しました。

被災地にも3名の当会会員を派遣して、現地での法律相談を実施させていただきました。

11月6日(日)には、「震災及び東電に対する補償等に関する説明会」を実施し、県内に避難して来られている避難者に参加していただきました。

今後の活動としては、12月10日(土)午後1時から午後4時まで、当会大会議室において、原発賠償一斉説明会及び被災者の方への無料法律相談会を実施する予定です。

また、12月4日(日)には、滋賀県内避難者の会と当会の共催による「第1回 滋賀県内避難者交流会」が、野洲市の野洲文化小劇場において行われる予定です。当会からも会員弁護士が出席予定であり、避難者の生の声を聞き、今後とも継続的に避難者の方の支援を続けていきたいと考えております。

以上

資料提供

提供年月日：平成23年(2011年)11月22日

担当課名：防災危機管理局

担当者名：池内、川端

電話：077-528-3447

E-mail: as00@pref.shiga.lg.jp

東日本大震災への対応について (第69報)

このことについて、情報を提供します。

※1(1)～(2)については11/17時点、1(3)、2以降については11/21時点での情報です。

1. 避難者の受入状況

◎滋賀県における避難者受入状況 155 世帯 395 人 (11/17時点)

(1) 県別受入状況 (11/17時点)

福島県	宮城県	岩手県	その他
<u>254</u> 人	<u>62</u> 人	7人	72人

(2) 施設別受入状況 (※時点は欄内記載のとおり)

県営住宅 (11/17時点)		市町営住宅 (11/17時点)		一時避難 (11/17時点)		その他 (11/17時点)	
世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
5	15	<u>29</u>	<u>83</u>	2	5	<u>119</u>	<u>292</u>

(3) 幼児・児童・生徒の転入 (公立) (11/21時点)

幼稚園・小中学校	高等学校	合計
75人	9人	84人

2. 人員等の派遣

(1) 関西広域連合現地連絡所職員の派遣 (要望等情報収集および連絡調整)

3/14～ 会津若松現地連絡所および福島現地連絡所を開設

11/21時点 福島県災害対策本部 1名

計1名

累計 67隊 112名

(H23. 11. 22版)

和歌山弁護士会

報 告 書

1. 和歌山弁護士会の東日本大震災発生後の活動状況は、被災地圏外の各単位弁護士会と変わらない活動状況であると思われる。

ただ、多分に言い訳めいた話になるが、平成23年9月2、3日に和歌山県の南部方面（新宮、那智勝浦、田辺、日高川）を直撃した台風第12号による洪水・山崩れなどにより、死者52名、行方不明者5名、及び負傷者7名の人的損害（11月1日：現在）並びに56億円の物的損害が発生した。

そのため、紀南地方の被災者救援に集中した結果、遠隔地被害者支援が後手になった事実も否めない。

また、日弁連の「相談事例分析結果」からもうかがわれるように、遠隔地避難者については、被災地等の違いにより問題も多岐にわたることが明らかとなっており、また原子力発電所に被害という未知の問題も含まれており、被災地に隣接した各弁護士会の活動状況を見極めた上で支援に参加しようという消極的な傾向があったことも否定できない事実である。

2. このような状況にある当会の報告すべき事項は乏しいが、具体的な活動として、10月23日に財団法人全国里親会・NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会の主催で開催された「3. 11被災避難者（児）支援の集いinわかやま」に県、市、臨床心理士会、社会福祉士会と共催で、法律相談を担当した（相談件数は1件）。

3. 今回、本シンポジウムが開催され、広域避難者に今、求められるものが明らかにされることを契機として、当会でも相談会を開催し、和歌山県に避難しておられる48世帯119名の皆さんの支援に少しでも貢献できるよう活動を行う所存である。

以 上

被災地からの避難者受入状況

11月18日現在

出身県 受入市町村	福島県		宮城県		岩手県		その他		合計	
	世帯数	人数								
和歌山市	14	37	6	13			1	3	21	53
海南市	3	8	1	1					4	9
橋本市							1	3	1	3
有田市									0	0
御坊市	3	6							3	6
田辺市							4	11	4	11
新宮市									0	0
紀の川市	1	2							1	2
岩出市							2	5	2	5
紀美野町	2	7							2	7
かつらぎ町	1	2					1	1	2	3
九度山町									0	0
高野町									0	0
湯浅町									0	0
広川町									0	0
有田川町									0	0
美浜町									0	0
日高町							1	2	1	2
由良町									0	0
印南町			1	4					1	4
みなべ町	1	3							1	3
日高川町									0	0
白浜町									0	0
上富田町									0	0
すさみ町									0	0
那智勝浦町	1	2	2	3					3	5
太地町									0	0
古座川町									0	0
北山村									0	0
串本町			1	4			1	2	2	6
合計	26	67	11	25	0	0	11	27	48	119